

平成27年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月10日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月10日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	石原裕介	4番	水野智見
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	飯田雅広	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	服部 康彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
		政 策 推 進 課 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総 務 課 長	浅野 幸司		
	民 生 部	部 長	鈴木 利彦	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	大橋 幸一
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	橋本 浩之	保 險 医 療 課 長	伊藤 光彦
		子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝	住 民 課 長	鈴木 敬
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
		ま ち づ く 推 進 課 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	総 務 課 長 兼 予 防 課 長	山田 靖
	教 育 委 員 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	岡村 智彦
生 涯 学 習 課 長		伊藤 保光			
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	水野智見	町の地方創生総合戦略について問う……………	34
2	板倉浩幸	①上・下水道使用料金について……………	42
		②高齢者の安否確認に関する条例の制定について……………	48
3	伊藤俊一	須成祭について……………	51
4	松本正美	①防災、減災避難対策を問う……………	64
		②保健予防と地域包括ケア対策について……………	76
5	佐藤茂	①米作りの指導ができないか……………	86
		②消防団の現状を問う……………	92
6	戸谷裕治	水に強い町づくりを目指せ……………	100
7	黒川勝好	再度問う！JR蟹江駅北口自動改札 終日に！……………	110
8	飯田雅広	①病児・病後児保育を実施せよ……………	122

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成27年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張CATV株式会社より、本日及びあすの撮影・放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影・放映することを許可いたしました。

皆様のお手元に板倉浩幸君の一般質問に関する資料と伊藤俊一君の一般質問に関する資料の配付をいたしておりますので、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 水野智見君の「町の地方創生総合戦略について問う」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○4番 水野智見君

改めまして、おはようございます。

4番 新風 水野でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして9月議会トップバッターとして一般質問をさせていただきます。

国より、まち・ひと・しごと創生関連として、長期ビジョン、総合戦略が示されました。横江町長は、3月の施政方針の中で、蟹江町においては国の方針に基づく各種の施策を真摯に取り組み、町政運営にしっかりと臨むと表明されました。2027年、リニア中央新幹線が先行開業され、品川から名古屋は40分で結ばれることから、現在名古屋駅周辺は急ピッチで開発が進んでいます。近鉄、JRに関する両蟹江駅は、名古屋駅より10分前後にあります。その12年後の蟹江町のあるべき姿を考えると、幾つかの重要な施策が考えられます。そこで、国の施策の中で3点ほどにつき、蟹江町の取り組みについてお尋ねします。

まず、第1点、緊急的経済対策として、地域消費喚起・生活支援型の一つとして、プレミアム付商品券が全国で発行され、蟹江町も発行し、完売をされました。今後、このほかに地域住民生活等地域消費喚起・生活支援型として何か検討されている事業はあるのかお尋ねをいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

水野議員の質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、本年度のプレミアム付商品券「かに丸くん商品券」発行事業は、行政報告いたしましたとおり、7月21日より販売を行い、500円券24枚つづりを1冊として1万6,000冊を町商工会が発行いたしました。8月4日までに完売をいたしております。8月末時点では、38万4,000枚の発行総数のうち約37.8%の14万5,145枚、7,257万2,500円分が参加業者から換金されております。

ご質問の、今後、地域住民生活等緊急支援対策は検討されていますかということですが、今のところは未定でございます。今年度の事業の中では、消費喚起の効果の測定のため、利用者のアンケートを実施し、また、登録事業者等への実態調査も行う予定としておりますが、取りまとめ時期は年度末となり、その結果も踏まえて検討する必要があると考えております。今後とも、商工会とも協議し、検討いたしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

町長もそうですけれども、私も商工会の青年部長の集まりに年に2回ほど顔を出させていただいておりますが、商工会青年部なんかも、私たちがいたころより随分メンバーも減ってきてまして、やはり、こういう支援策等も、今回のプレミアム付商品券が全国で出されましたけれども、効果のほどはまだはっきりわかっていませんが、それなりに好評だったかと思っておりますので、先ほど課長が言われましたように、ぜひ商工会とも連携して、今後の取り組みについては新たな検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、2問目として、長期ビジョンとしての将来展望として、人口減少問題に関連してお尋ねします。

まず第1、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる必要があります。3歳未満児の保育定員の増員をし、詰め込みにならないように施設の増設及び新設を促進することは急務と考えます。例えばですが、老朽化した現在平屋建ての舟入保育所の一部でも2階建てに増改築することにより、伊勢湾台風のような水害時には一時避難所にもなり、3歳未満児及び延長保育などを充実したものとするのができるのではないのでしょうか。また、各小学校区での学童保育の充実も喫緊の課題だと考えられます。

以上、蟹江町の子育ての施策についてお尋ねをいたします。

○子育て推進課長 寺西 孝君

お答えをさせていただきます。

まず、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる施策があるのかというご質問でございますけれども、若い世代の結婚につきましては、町単独としての事業は行ってはおりませんけれども、愛知県のあいち出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」におきまして、県内各所において独身者の結婚を応援する活動が紹介されております。ですので、これをぜひともPRを図っていきたくと考えております。

出産・子育てにつきましては、母子手帳をお渡しする際、妊婦健診や乳児全戸訪問事業、こちらはこんにちは赤ちゃん事業でございますけれども、そのご案内や子育て家庭優待事業、いわゆる「はぐみんカード」のご紹介をさせていただいております。なお、保健師がこんにちは赤ちゃん事業でお宅を訪問した際には、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター並びに児童館の利用のご案内をさせていただいております。安心して子育てができるよう、引き続きPRを図っていきたくと考えております。

続きまして、3歳未満児の定員をふやすための施設の増設や新設についてのご質問でございます。

3歳未満児の保育の定員につきましては、10月から旧蟹江児童館の解体を予定いたしており、平成29年度に、公益性と公共性を有し、安定した経営が見込まれる社会福祉法人に乳児専門の保育所の建設と運営をお願いしたいと考えております。また、町内の私立幼稚園の中で幼保連携型認定こども園の活動を視野に入れていらっしゃる園がございますので、この動向も注視しながら、3歳未満児の受け入れをふやしていきたくと考えております。

続きまして、老朽化したしました舟入保育所の2階建て及び増改築と3歳未満児及び延長保育の充実についてのご質問でございます。

舟入保育所におきましては、60人の定員に対しまして、現在36人の方にご入所いただいております。定員の面から、今のところ2階建てへの増改築につきましては考えておりませんが、2階への上り下りが難しい児童をお受け入れするなど、平屋建てならではの特色を生かした保育を今後とも続けてまいりたいと考えております。

また、延長保育の実施につきましては、ご要望がふえてまいりますれば、全部の園の保護者様にアンケート調査を行い、検討をしていきたくと考えております。

最後に、各小学校区の学童保育のご質問をいただきました。

現在のところ、舟入小学校区を除く4つの学区において学童保育を実施いたしております。今年度、町のまちづくりミーティングを実施いたしましたところ、舟入区の皆様から学童保育の実施についてたくさんのご要望を頂戴いたしました。早速夏休み期間におきまして、児童館の特別利用という形で、児童館の開館時間を早めるような形で対応をさせていただいたところでございます。

また、舟入小学校のPTAの皆様にご協力をいただきまして、学童保育の開始についてのアンケート調査を行っていただきました。その結果、対象児童の約18%に当たるご希望を頂戴いたしましたので、よって、舟入小学校区におきましても学童保育を開設すべきであると判断いたしまして、平成28年度より開始に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

3歳未満児、また学童保育についても、しっかりと、先ほど課長が言われたように取り組んでいただきたいと思います。

また、延長保育のことは、舟入だけではなくて、須成保育所のほうも現在行われていませんが、現在桜地区の整備が進んでおりますので、今後そうした要望も、特に須成地区については出てくるかと思っておりますので、事前に対策のほうも準備しておいていただきたいと思います。

また、増築関係のことは、たまたま、舟入地区の保育所のお母さんたちから平屋建ての中で水害等に対する心配があるということをおっしゃったので、今回お聞きしました。

続きまして、2番目のワーク・ライフ・バランスの取り組みについてお尋ねいたします。

以前は福利厚生充実などが考えられることが多かったのですが、現在は多様化されて、長時間労働や残業の低減が言われています。霞ヶ関において、働き方改革として、できないをできるにと、厚生労働省雇用均等政策課では課全体で早く退庁できるよう効率化を進めるなど、独自の取り組みが始まっているそうです。そこで、町職員の平成20年度及び26年度の育児休業の取得状況について、また、男性職員の育児休業取得状況について及び残業時間の抑制策など、町としての取り組みについてもお尋ねいたします。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問のありました町のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みについてお答えをさせていただきます。

ワーク・ライフ・バランスとは、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても多様的に豊かな生活ができることです。この仕事と生活の調和を実現させるためには、職場として職員の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を整備することが特に重要と考えております。

蟹江町におきましても、職員が家族との時間や地域で過ごす時間を多く持ち、心身の疲労から解放されるよう、年次有給休暇の取得促進を日常的に職員に意識づけ、各職場において年次有給休暇が取得しやすい職場づくりを目指しております。

そのような中で、育児休業の取得につきましては、ご質問のありました平成20年4月1日現在で一般事務職1名、保育職3名、保健師職1名の合計5名でございます。また、26年4

月1日現在では、一般事務職3名、保育職4名、保健師職1名の合計8名が育児休業を取得しております。男性職員の育児休業取得実績は、特にございません。

また、残業時間の抑制策につきましては、蟹江町時間外勤務取扱要領を定め、平成17年4月から毎年度、各所属長が時間外勤務の縮減目標を設定いたしまして、縮減のための具体的な方策を決めております。あわせて、毎週水曜日をノー残業デーとし、職員に執務終了後の早期退庁を促しております。

今後もさまざまな取り組みを通じまして、職員個人が自由な時間を持つことにより、健康で豊かな生活ができるよう、積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

働き方については、いろいろな取り組み等、また、それぞれの意識の改革等も必要かと思いますが、こういった長時間労働とか子育てとか、そういうことに関してできるだけ充実した対策をとるということが、ひいては人口減少問題を解決する策だと思っておりますので、町のほうとしてもしっかり取り組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、3番目として、時代に合った地域をつくり、安心・安全な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携し、若い世代の定住を促進することが好循環を支える町の活性化になると考えられます。蟹江町希望の丘広場などにおいては愛知大学とも連携されておりますが、地域づくりなどに関しては何か連携協議などはされているところがありますか。お尋ねします。

○政策推進課長 黒川静一君

ご質問のありました愛知大学と地域づくりなどは連携協議をされているのかについてお答えをさせていただきます。

愛知大学とは、平成23年5月17日に蟹江町と愛知大学との連携・協力に関する協定を締結し、包括的な連携のもと、まちづくり、生涯学習、文化、福祉、産業振興など、多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成を推進していくこととしております。

連携・協力に関する協定を締結して以来、毎年協議や意見交換を行い、これまでもいろいろな連携・協力事業を実施してきたところでございますが、今回初めて愛知大学が地域住民のための健康づくり運動教室を愛知大学蟹江グラウンドのテニスコートで計画をし、蟹江町民の皆さんの健康づくりを支援していただく予定になっております。

また、今年度は蟹江町版総合戦略を策定する必要があったため、外部委員を交えた総合戦略推進会議を立ち上げた際には、愛知大学との協定を活用し、愛知大学の先生2名に委員として参加をお願いをいたしました。

そのほかにも、蟹江町版総合戦略に若手の意見を取り入れる若手職員のしゃべり場に愛知

大学の学生さんにも参加していただくことができ、将来若者が蟹江町に住みたくなるまちづくりについて意見交換をするなど、いろいろな分野においてまちづくりの連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

愛知大学とも、先ほどありましたが、健康づくり支援等を今後進めていくということですが、若手職員とのしゃべり場を開催されているということですが、このしゃべり場の中で何か意見等、ここで発表できるようなものがあればお願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

若手職員によるしゃべり場ですけれども、一応4回を予定をしております。現在の段階で2回が終了した状況でございますけれども、今後あと2回残っておりますので、その2回を含めて、少しでも若手の意見を吸い上げて、蟹江町版総合戦略の中に少しでも何らかの形で盛り込んでいければというふうに進めていきたいと思っております。

○4番 水野智見君

大学生も若手の職員の方もそうですけれども、若い世代の人たちに定住していただくということが人口増にもつながりますし、人口減少問題を解決する一つだと思います。ぜひ、住み続けたくなるようなまちづくりを目指して、愛知大学も含めて関係各位と連携協議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、4番目として、安心・安全な暮らしは町の活性化にもつながります。本年5月26日に空き家対策推進特別措置法が全面施行され、倒壊の危険がある特定空き家への立ち入り調査や、所有者に対し撤去・修繕を命令し、場合によっては行政代執行も可能となりました。町内には、倒壊家屋、火災後放置された家屋、放牧地など、近隣住民には不快な住環境があり、国は、解決策として喫緊の課題だと思います。空き家、空き地など適正管理に関する条例などへの取り組みについてお尋ねします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

質問のありました空き家、空き地などの管理適正化条例への取り組みについてお答えをさせていただきます。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布をされました。この法律の施行により、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼす場合は、必要な措置をとることができるようになりました。

現在の町の状況としましても、関係各課が集まり、現時点ででき得る対策について協議、検討して対応をしておりますが、今後は、この法律及び国の基本方針並びにガイドラインを踏まえ、具体的な運用を定めるために、まずは、運用のもとになる空き家等の対策計画の策

定について検討をしていきます。その後、措置の運用に専門家の意見を生かすための、法で規定をされております協議会の設置を検討するとともに、法を補完するための条例の制定についても検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

生活していくに当たっても、周りにそういう倒壊家屋等が残っていると新たに生活しようとする人たちにとっては不快な環境になると思いますので、今後早急に取り組んでいただいて、解決に向けて対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、最後になりますが、大きく3番目として、国は、各地域の人口動向や産業実態などを踏まえて、政策目標・施策の策定に当たり、人的支援として地方創生人材支援制度及び地方創生コンシェルジュ制度を設けて、小規模市町村に国家公務員等を補佐役、または相談役に派遣する制度があります。こうしたことに関して、町の取り組みとしてはどうなっていますか。

○政策推進課長 黒川静一君

ご質問のありました国の地方創生人材支援制度、地方創生コンシェルジュ制度について、町の取り組みはどうなったかについてお答えをさせていただきます。

地方創生人材支援制度は、総合戦略を策定する市町村に対し人材面で支援するために、国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する制度で、平成27年度に創設されました。平成27年度においては、全国69の市町村に対し国家公務員42名、大学研究者15名、民間人材12名を派遣しております。

また、地方創生コンシェルジュ制度は、地方公共団体が総合戦略の策定を含めた地方創生の取り組みを行うに当たり、国が、相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、平成27年2月27日に構築された制度でございます。

なお、愛知県での地方創生人材支援制度は、豊根村の1村が山村過疎地域における雇用対策や定住対策を推進するために活用をしている状況でございます。蟹江町では、何を柱に進めていくのかをこれから明確にしていく段階でございますので、現状でのこの制度の活用は難しいかと思われま。

一方、地方創生に関し相談したいことがあれば、蟹江町では、これまで愛知県の担当者や国の交付金担当者に直接相談をして対応をしてまいりました。今後も両制度を念頭に置きながら、相談が必要な場合は地方創生コンシェルジュ制度も利用していきたいと考えております。

以上です。

○4番 水野智見君

ありがとうございました。

まだまだ始まったばかりですのでこれからだと思いますが、町のほうとして、せっかくある制度で活用できるものがあれば、今後協議等をされていく中で検討していただきたいと思います。国のほうは、地方創生の骨格を示され、必要な財源も用意され、これから先は、地域の実情に即した施策をどう具体化するかということは、各自治体の仕事です。行政が核となり、住民や関係団体、NPOなどとの協議体制をいかに組めるかが注目されてくると思います。自治体の熱意とセンスによって地域格差が広がる可能性もあると言われておりますので、蟹江町としてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に町長のほうから何かご意見があれば、よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

地方創生の取り組みはどうなんだという多岐にわたってのご質問でありました。まさにおっしゃるとおりでありまして、先ほど担当者がそれぞれのポジションでお答えをさせていただきました。地方創生は大変奥の深いものでありますし、今は3,200ありました地方自治体が1,817に減少した中でも、それぞれ特色あるつくり方、地方自治体のあり方があるというふうに考えております。

当蟹江町といたしましても、地方版総合戦略を策定するために、戦略会議と称して、産官学民、そして金融機関、労働組合の皆様方も含めて、ありとあらゆる皆様方のご意見を多方面から聞こうという、そういう考え方もって、今会議をスタートさせております。また、役場の職員からも幅広く、年代を超えて意見を聞き、平成23年から始まっております蟹江町第4次総合計画にもありますような基本的な考え方をしっかり検討しながら前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

国のいわゆる2060年まで1億人の人口を何とか維持がしたい、まさに2040年までが正念場であるという考え方もあるように聞いてございます。先般も、石破創生大臣の講演を聞く機会がございました。確かに、地方創生の地方に眠る財産はたくさんある。それをしっかりと国の交付税でもって引き出してほしいという大臣の考えは伝わってはまいりました。我々として、それぞれの交付税のあり方、そして、先ほど言いましたように、プレミアム付商品券の今後の波及効果、そして、今愛知県でも、独自でやっております旅行券とか、いろいろな施策を打っていただいております。これを検証しながら、町といたしましても、この蟹江町の将来に向けてしっかりと計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

特に、子ども・子育て支援新制度が4月からスタートしてまいりました。これがスタートしたからということではございません。やはり、子育てがしやすい、そして住みやすいまちづくりを目指さなければなりません。とにかく、名古屋の大都市から10分圏内で鉄道で来れる、こんな利便性のいい町はないというふうに我々も考えてございますので、それをしっか

りと生かしながらまちづくりをしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、水野議員におかれましても、地域にお住まいの皆様方の意見を集約し、また、我々のほうにご意見を賜ればというふうに思っております。特に、旧市街地におきましての疲弊、これが進んでいるところもあります。限界集落化しているところもございますが、それは地域地域の事情がございます。一概に一律の政策で補えるというものではないというふうに考えております。子育てはこれからの国づくりであります。蟹江町も、しっかりと念頭に入れて前に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○4番 水野智見君

ありがとうございました。

地方創生は、先ほど町長が言われたように多岐にわたっております。その中でも、特に人口増に向けた取り組み等は、まちづくりの活性化にも欠かせないものでありますし、蟹江町は名古屋のベッドタウンと言ってもいい位置にありますので、ぜひ、住み続けたいようなまちづくりを目指して行政としては取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

これをもちまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で水野智見君の質問を終わります。

質問2番 板倉浩幸君の1問目「上・下水道使用料金について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

改めまして、私からもおはようございます。

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議長からの許可をいただきましたので、「上・下水道使用料金について」の質問をさせていただきます。

安倍自公政権のもとに、物価も上昇し、年金が毎年削減され、消費税増税、所得も上がらず、若者は非正規雇用で働かされ、蟹江町でも、日本共産党が昨年集めたアンケート結果でも、暮らしが大変になったという住民の方々が多くいます。「これ以上切り詰めることがない」「どうやって生活すればいいのか」、こんな声もたくさんあります。名古屋市でも、現下の厳しい経済状況に対応した生活支援を念頭に、少量水量使用者を中心に負担軽減が行われました。蟹江町でも住民の経済的負担を軽減させるために水道料金の値下げができないかお聞きしていきたいと思っております。

まず初めに、蟹江町内の海部南部水道の世帯数はどのくらいでしょうか。また、同じ蟹江町に住んでいても、水道使用料が違う。それも、蟹江町の水道よりも高い南部水道ですが、いかがなものでしょうか。お答えください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

それでは、板倉議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、蟹江町内の海部南部水道の世帯数でございますが、蟹江新田銭袋地区が3世帯、西川地区が5世帯、古新田地区が7世帯、富吉1丁目地区が579世帯の591世帯で、海部南部水道の給水件数といたしましては、754件でございます。

次に、蟹江町内において水道料金の違いをどう思うかという質問でございますが、できれば同じになればよいと思いますが、供給者が異なりますと、水道料金は、地域ごとに水道施設の建設時期、規模や運営費などが異なることや、給水範囲の大小によっても異なってくるのが実情であると考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

以前一般質問でもあったみたいですが、この591世帯の海部南部水道を蟹江町の水道に変えることはできないのでしょうか。お答えください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

この591世帯を蟹江町水道に変えることはできないかというご質問でございますが、この地区が海部南部水道に加入した経緯につきましては、昭和38年当時の百保地区の代表者から加入嘆願書の提出があり、蟹江町長から組合管理者に再三お願いして、昭和40年に海部南部水道に区域変更ができたと聞いております。また、再度区域変更するにつきましては、いろいろな問題が生じてくると思われまいます。まず、蟹江町、海部南部水道双方が水道事業給水区域変更の申請をしなければなりません。次に、海部南部水道へ既設管及び投資による固定資産、量水器等の移管に対する補償費を払うこととなります。また、蟹江町から海部南部水道区域へ配管する経費、加入分担金等もかかってくると思ひます。

以上の問題に対して経費が必要になること、この経費につきましては編入される方に負担していただくこととなります。このことから、編入する地区の住民の承諾がいただけるかが問題になってくるかと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

お金がかかるということみたいですが、蟹江町の水道にしたらどのぐらいかかるものなのでしょうか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

おおまかでございますが、海部南部に対する補償が約9億円ぐらいかかります。あと、蟹江町から海部南部給水区域へ配水管を持っていくのに約1億5,000万円ほどかかると見込んでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それだけ費用がかかるとなると、また考えなければならぬと実際には思います。しかし、同じ蟹江町に住みながらどうして私の地域だけという声もあります。この現状で、通告書には出しませんでしたがお答えできる範囲で結構ですので、例えば、町から差額分を補助するなど、このようなことを考えてみてはどうでしょうか。

○町長 横江淳一君

私が答えるべきではないと思いますが、多分、きょうお見えの議員さんの中ではこのご事情をしっかりと知ってみえる議員さんはお見えになると思います。

もともと、水道を引くときに海部南水に申し込んだ、これは事実このとおりだというふうに聞いてございます。一時は、蟹江の水道組合でやっている時代と比べると明らかに海部南水のほうが水道料が安かった。そういう時代が実はあったというのはご理解をいただきたい。それから、やはり、資本投資だとかそういうことで、だんだんバランスが違って来たということで、かつて、富吉の議員さんにも1、2回そのような質問をお受けをしまして、大変申しわけないですけどというお答えをしたときがあります。

我々といたしましても、そういう経緯を踏まえた上で、料金を同じにするのかしないのかということの検討はさせていただきましたが、そのときにはできなかったということでございます。今後のことについては、またこれからのことだというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

私も、昔は海部南部のほうが安かったということも承知しております。現在、蟹江町全体で考えていただき、住む場所に格差が余りないように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、蟹江町の水道使用料金についてお尋ねいたします。

水道使用料金は、2カ月に一度検針があり、基本料金2カ月、20立方メートル、1カ月当たり10立方メートルですが、この基本使用量も使用していない世帯、これは何世帯ですか。一般家庭の口径13ミリで結構ですので、よろしくお願ひいたします。参考までに、わかれば20ミリでもありましたらお願ひをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

それでは、使用料についてでございますが、基本使用量も使用していない世帯の数ということでございますが、世帯数とは少々違うかもしれませんが、平成26年度一般家庭件数でお答えいたします。まず、1立米から5立米までの方が841件、6立米から10立米までの方が同じく841件、11立米から15立米の方が891件、16立米から20立米までの方が916件、以上で

ございます。口径の20ミリについてはちょっとわかりませんので、よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、合計して3,600件になると思います。収入の少ないひとり暮らしや高齢者世帯、また夫婦世帯の多くの人にとっては大変な負担です。これだけの世帯が基本使用量も使っていないんです。

また、先ほどお配りいたしました資料を見ていただくとわかると思いますが、蟹江町の水道使用料は愛知県下でも、設楽町、海部南部水道に続いて、54市町村中、4番目に高い水道使用料です。設楽町は簡易水道のため比較はできませんが、除いてこの順位です。それも、海部南部水道は蟹江町にも一部ありますが、これには愛西市、弥富市、飛島村が入っています。

ごく一部ですが、町民の一言も紹介したいと思います。「水道の倍が上下水道代とは納得できない。工事代だけでもかなりの出費で大変だったのに、工事をやってよかったと思うことが何もない。高過ぎます。子供が小さいと洗濯など毎日大量です。絶対に値下げしてください。こんな高い水道料金は、絶対に大きな声でもって下げなければなりません。水道料金と下水道料金がほぼ同一というのが理解できない。他の市町村に比べて高いです。持ち家ではないので引っ越しも考えています」。この人は蟹江町在住13年目だそうです。

このように、蟹江町に一言言いたいということで、こんなたくさんの水道料金が高いという一言もあります。このことについてどのように考えておみえになりますか。お答えください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

蟹江町の水道料金は県下でも高い使用料であるということで、どう考えているかというご質問でございますが、水道料金のあり方についてでございますが、社会構造の変化により核家族及び少子・高齢化が進行し、1世帯当たりの使用量が減少傾向になっていることは認識しているわけでございます。公営企業であります水道事業は、全て独立採算制で運営することが基本原則であります。このため、水道料金の設定の基本的な仕組みは、減価償却、支払い利息、受水費相当額等の基本費については基本料金で財源を確保し、動力費、給与費、修繕費、薬品費、材料費等の維持管理については超過料金で財源を確保することになっております。

最初にも申しましたが、地域ごとに水道施設の建設時期、規模や運営費などが異なることから、水道使用量が同じでもその地域ごとに水道料金体系が異なってくるのが実情でございますので、ご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

町民の方にとってみれば、やはり、他の市町村より高いということは十分わかっていると思いますので、その辺考えてくださるようお願いいたします。

最後ですが、県営水道について少しお尋ねをいたします。

県営水道の基本契約水量と受水量に開きがあります。受水量が毎年減っているのに対して、26年度においても135.8%と県営水道に受水量以上の契約をしています。契約水量以上使うとペナルティもあることも知っておりますが、このことについてお聞かせください。また、県営水道に対しても、使った分の受水量の使用料金にしてもらえるなど、町としてもこのような要望をしているのでしょうか。よろしくようお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

県営水道についてのお尋ねでございますが、県営水道の基本契約水量と差があるということでございますが、県水の申し込みについては、県営水道事業の料金制度により給水の申し込みをしております。この制度については、議員もおっしゃられたとおり、承認基本水量を超過した場合、罰則規定がございますので、それを超えないように考慮して申請しておりますので開きが出ております。近年給水量が減少してきておりますので、承認基本水量を下げよう、県営水道と協議したいと考えております。

また、町として県営水道の使用料について要望したことがあるかということでございますが、町として単独では要望してはおりませんが、近隣の事業所が一致で要望ができれば、要望したいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

県の地盤沈下防止のための規制もいろいろとあり、県水受水率100%の蟹江町だからこそ、県水の給水原価より高く買わされている県水の給水料金の引き下げは必要じゃないでしょうか。また、蟹江町でも、26年度水道事業決算でも純利益が約9,600万円、剰余金が約8億4,000万円あります。これで水道使用料の引き下げができると思いますが、お答えください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

値下げについてでございますが、今回の決算につきましては、公営企業法の改正により大きな利益があるように見えますが、これは内部留保資金の剰余金でありまして、すぐ使えるものではありません。また、今後見込まれる老朽管の耐震管への更新、水道施設の更新も常時計画的に行わなければなりません。今後も水道使用者の皆様へ安心・安全な水を安定的に供給するよう経営努力をし、そして、なるべく少子・高齢化の時代に沿ったような料金体系になるべく努力してまいりたいと考えておりますので、ぜひともご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

老化した給水管、また耐震管への取りかえ工事等でしたら、ほかの市町村でも同じことが言えると思います。この点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お答えください。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

先ほども申しましたが、給水管等について、まだまだたくさん残ってございます。ほかの町村も同じでございますが、まだ蟹江町としましては耐震化率が0.8%ほどでございますので、努力してやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

町長からも、何か補足等ありましたらお答えいただければお願いいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員に水道料金のことについてご質問をいただきました。

思いは一緒であります。先ほど言いましたように、契約料金と受水量が、実は年々少なくなってきているのは、板倉議員もご理解いただけたと思います。我々のメンバーの中にひとり暮らしの若いメンバーがおります。全くお風呂に入ることもしなく、契約はしているんですけども、シャワーを浴びて済ましてしまう。お水は全て高いペットボトルを買って飲んでみえる。そういう状況の若い方がどんどんふえてきたというのも事実であります。確かに、生活に大変困窮してみえる方もおみえになることも十分理解はさせていただいております。

我々としても、決して水道料金を高くしたいということではございません。先般も、林議員のご質問があったときに、10%の消費税がこれから予想されるであろうそのときに、また再度値上げをするよりも、しっかりと今の現状を把握をしつつ蟹江町の水道行政を見ていくという、そういうお答えを実はさせていただいたところでもあります。我々といたしましても、県の受水量も含めまして、あとは有収率をしっかりと保ちながら無駄な水を外へ逃さないような、そういう施策も同時にやりながら、しっかりと水道会計を守っていきたい。そして、できれば県水が下がっていただければ、我々も決してそれでもうけているわけではございませんので、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思っておりますので、一緒になって企業庁のほうに強い要望をしていただけるとありがたいのかな、こんなことを思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○2番 板倉浩幸君

年々、皆さん本当に水道を使わなくなってきております。そういう意味で、なかなかぶれない基本契約料とか、いろいろ県水との問題があると思います。日本共産党も、県議団もできましたので県水に要望していきますので、蟹江町も住民の声、これに答えるために、上下水道の値下げ、また基本料金の見直し等をお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「高齢者の安否確認に関する条例の制定について」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

それでは、2問目の「高齢者の安否確認に関する条例の制定について」お尋ねしていきたいと思えます。

高齢者の孤独死が社会問題となっており、地域による見守りの重要性が高まってきました。ひとり暮らしの高齢者が死亡しても近隣の人たちが気づかず、何日もたってから発見されるという悲しい事件を防ぐために、地域による日常的な安否確認が求められています。

地域による見守りで重要なのは、介護事業者や自治体などが必要な情報を共有することです。しかし、個人情報保護法が情報の共有を拒む壁となって立ちほだかるケースが生じています。これは、個人情報の保護意識が強くなり過ぎて、情報の活用に理解を示さない、いわゆる過剰反応が指摘されています。政府も問題視をしており、個人情報の保護に関する基本方針の一部を変更し、対策にも取り組んでいます。蟹江町ではこのような過剰反応があるのか、お聞かせください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

情報の活用に理解を示さない過剰反応はあるかないかの質問でございますが、過剰反応はありません。ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけでお住まいの高齢者世帯が安心して暮らすことができる地域をつくるためにも、できる範囲の情報共有は必要だと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

老人クラブにおける友愛訪問活動において、ある人のことを町に尋ねたところ、個人情報ですので教えられないという事例がありました。この方は、救急車で海南病院に運ばれて、退院後認知症で施設に入所したみたいですが、入所先も教えてくれないとのことでした。また、ひとり暮らしの生活保護者の方が入院して、この方の身の回りのことを支援してあげたいのに個人情報で教えてもらえない。これでは見守り活動ができない。そんな訴えがありました。違っているとはいけませんので、わかる範囲で結構ですので、この事例についてお聞かせください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

把握している範囲でございますけれども、老人クラブにおける友愛訪問活動でのお話については把握をしております。町内会の老人クラブにおいて、見舞金ともらい過ぎの会費を渡したいということで、相談を受けたことがございます。この方のケースでは、包括支援センターが状況のほうを把握をしておりますして、施設に入所しているということがわかったケースでございますが、個人情報に当たると判断をいたしまして、入所先を教えることはできないという回答をした経緯はございます。しかし、本人に了承を得られれば入所先をお教えし

ますともお答えをしたケースでございます。その後本人と連絡がとれましたので、入所先を連絡をさせていただいたということはございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、個人情報で教えられないということでしたが、生命にかかわる案件でなかったからということでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

個人情報保護法の中の第23条だっと思いますけれども、先ほど言われました人の生命、身体または財産の保護のために必要があると判断したときは情報開示できますので、その場合に当たらないという判断をしました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そういう条例があるということですね。この基本方針は、平成20年4月25日に一部を変更し、いわゆる過剰反応が一部に見られることを踏まえ、条例の適切な解釈、運用を行うこととされています。法の趣旨に沿った個人情報の保護と利用のバランスが大切ですので、個人情報を保護するという側面ばかりを強調されないよう、有効な活用をお願いいたします。

次に、蟹江町内での老人クラブ以外でも、民生児童委員、婦人会、町内会、事業所など見守り活動をしている団体・業者があると思いますが、町として把握しているでしょうか。お答えください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

町が把握している団体ということでございます。先ほどおっしゃられました長寿会、婦人会、町内会を始めとしまして、安否確認サービス、こちらのほうは無料のサービスで、愛知県のほうで新聞販売店、それと電気事業者、こちらのほうは中部電力のほうでございますが、ほかにも、先ほどおっしゃられた介護関係者、介護事業所、地域包括支援センター、それから配食サービス等の事業者、あと消防、警察、それからライフラインの関係の水道、それと、専門的な分野になってきますので、保健センター、保健所等が一応ございます。また、地域づくりの支援事業実施団体、こちらのほうは、ふれあいサロンの会、川西健康づくりクラブがあると把握しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町でも、たくさんの団体、事業者が、それぞれ見守り活動をしていることが確認できました。

個人情報の適切な共有で、人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方は、蟹江町としてどのような考え方を持っておられますか、お答えください。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、ご質問のありました個人情報を提供する際の基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

個人情報は、蟹江町個人情報保護条例の規定により、原則的に、利用目的以外の目的のために、実施機関が保有個人情報を利用、提供できないこととなっております。ただし、ご本人以外の方に提供することが明らかに本人の利益になるとき、例えば、災害や事故に遭った旨をそのご家族にお知らせするという場合などは、例外的に利用目的以外の利用、提供を行うことができることとされております。本件、人の生命・身体を保護する場合も同様と考えられます。

蟹江町といたしましては、今後も引き続き、個人情報の取り扱いについて、関係法令等を遵守し、細心の注意を払いつつ、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

個人情報の保護と利用のバランス、私も先ほど申し上げましたが、大切なことです。個人情報の保護ばかり強調するということがないようお願いをいたします。

次に、多くの自治体でも高齢者の安否確認に関する条例の制定に取り組んでおられます。蟹江町でも、高齢者見守りネットワーク、これには、協力体制として、民生児童委員、自治会、老人クラブ、いろいろあると思いますが、この見守りネットワークで誰もが安心して暮らせる、また暮らし続けられる体制が構築されている状況をつくり、高齢者の安否確認に関する条例を制定する必要があると思いますが、お聞かせください。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

見守りネットワークの構築と高齢者の安否確認に関する条例の制定についてでございます。

本町におきましては、高齢者の安否確認の取り組みにつきましては、76歳以上の平成27年度生活機能評価未返信者のうち、介護認定を受けておらず、2年間病院へ履歴がない者を対象に、保健師と介護士が訪問をし、安否確認を実施しております。また、本年1月に施行された蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱の中で、支援を希望する者に対し、地域協力者、民生児童委員、社会福祉協議会、町内会などの支援関係者が日常生活における声かけ、見守り等の活動を行うこととされており、活用したいと考えています。

条例の制定につきましては、先進地の事例を参考に、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

先ほどの先進地の事例は、いろいろ消費者庁も公表しています。取り組んだ中では、大阪府池田市では、個人情報に過剰反応があり、高齢者安否確認に関する条例の制定も行ってお

ります。ほかの自治体でも数多く取り組んでおられますので、このような自治体を参考にしながら、蟹江町でも安否確認に関する条例の制定を要望いたします。

最後ですが、県から高齢者の見守り手引きもあります。個人情報の取り扱いに関する取り決めや、住民への丁寧な説明を十分に行うなど、適切な対策を講じながら、個人情報を保護するだけでなく、積極的に活用できる社会の構築を目指すことが大切であります。高齢者の見守りに関しては、早期にネットワークづくりなどの体制をお願いします。蟹江町での高齢者の見守り活動、また、高齢者の安否確認に関する条例の制定、このことについて町長に少しお答えをいただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

高齢者の安否確認に関する条例の制定についてということで、今それぞれのポジションの職員がお答えをさせていただきました。私も資料は持ち合わせておりませんが、まだ海部郡地内で制定されたところはありません。ないからやらないということではございません。私なりに、小さなことではありますけれども、独居老人の昼食会には必ず参加をさせていただき、いろいろなところで身近なご意見を多方面から聞いております。

特に、災害における要支援者の問題、先ほど板倉議員がおっしゃったように、個人情報保護法の厚い壁がございます。それを、我々もしっかり視野に入れながら、できる限りその条例に向けての努力はさせていただくつもりでございます。これは、蟹江町だけがすればいい、先ほど池田市の事例を言われましたが、やはり、地域がしっかりと情報の共有をしながらやるべきだというふうに考えておりますので、担当のほうにはしっかりと指示をさせていただくつもりでございます。もうしばらくお時間がいただけるとありがたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

確かに、海部地域ではまだこのような取り組みをしている自治体はありません。やはり、高齢者はこれからますますふえますので、特に、ひとり暮らしのお年寄りの安否確認が必要です。それには、やはり個人情報の保護は大きな壁になると思います。個人情報の保護と利用のバランスを考えて、保護する面が強調されない活用をお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

質問3番 伊藤俊一君の「須成祭について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「須成祭について」と題しまして質問をさせていただきます。

まず、前置きといたしまして、須成祭に関する今までの私の一般質問及び代表質問の議事録を調べておりましたら、平成13年3月議会での代表質問、平成14年9月議会での一般質問、16年6月議会の一般質問、平成22年6月の一般質問、それぞれ須成祭に関する質問をさせていただいてまいりました。その中で、今でも一番印象に残っておりますのが、今から11年前の平成16年6月議会の質問で、「蟹江町の宝、文化財を生かし地域の活性化を推進せよ」と題しまして質問をいたしましたことでございます。

須成祭につきましては、平成14年2月12日、文化財保護法第56条の21で準用する第56条の9の規定により、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択がされました。どのように祭りを後世に引き継ごうかと、須成文化財保護委員会が資料調査やお年寄りの聞き取りをしたり、小・中学生の総合的学習において小学生の参加を計画し、実行いたしましたのが、祭りで必要なちまきづくり、花飾りづくりであります。

そして、当時の須成区長、寺西亮さんと須成文化財保護法委員会委員長、飯田勝美さんと連名におきまして、「蟹江町須成地区における地域文化財歴史的遺産整備活用事業実施について」の陳情書が、平成15年12月22日に佐藤篤松町長に対して出されました。その中で、1つには、地域資源を生かし観光行政の維持についての項目がございます。その内容は、須成区内には国重要文化財の富吉建速神社・八剣社は、平成8年、9年度の2カ年度に国から補助を受けて本殿の保存・修理事業が行われました。また、両社周辺は、この地方では比較的樹木が多く、社が形成され、文化財資料として、観光資源として、資質を十分持ったものであると考えられます。この点からも、このような地域的な特性を生かした観光行政を推進していただき、現在、観光客の交通手段として使われている大型バスが駐車できるようなスペースを確保していただきたい。特に、狭い町並みを通すのではなく、社の北側の東名阪自動車道沿線から歩道で須成地区へ散策できる新たな参道等の整備を行う必要があると思われる。駐車場としての機能ではなく、社を生かした自然としての機能をあわせ持ったもので、地元の方々にとっても潤いの場所として活用できるものが望ましいと思われまると陳情がなされたわけでございます。

平成22年6月議会の一般質問におきましては、「須成祭が国の重要文化財指定となるについて」と題しまして質問をいたしました。須成祭は、須成地区で古くから伝承されてきた地域独自の伝統ある祭りでございます。百日祭りと言われており、前段でも述べましたように、平成15年12月22日付で、須成区長寺西亮さん、須成文化財保護委員会委員長飯田勝美さんの連名で佐藤篤松町長宛てに「蟹江町須成地区における地域文化財歴史的遺産整備活用事業について」の陳情が出されたわけでございます。一般質問を数回いたし、須成文化財保護委員会並びに須成区からの陳情の結果として、名阪の側道、東河原南側、神明社であります通称

東お宮の駐車場ができ、須成保育所南側、天王線北側に駐車場を完備した須成児童公園ができました。天王線伊せ屋作業所東側の用水をカルバートボックス工法にて埋め立て、道路として整備をし、利用しております。また、資源ごみの集積所として活用しております。以上のような整備が文化財のある身近なところにてできたことで、須成祭など集客の多いときの臨時の駐車場及び駐輪場に利用ができて、混雑が緩和をされております。地域としても大変喜んでおるわけでございます。

平成24年3月8日、須成祭の車楽船行事と神葎流しが国の重要無形民俗文化財に指定され、指定の理由として、文化庁長官から、地域と自然とのかかわりが深く、地域の人々の生活に根差した文化と評価された結果であり、須成祭の保存団体は須成文化財保護委員会であり、保存団体がしっかり組織されていることも重要であります。団体が消滅すれば指定は解除となることを踏まえて、須成文化財保護委員会は頑張っておられるわけでございます。

須成祭が平成28年秋ごろにはユネスコ無形文化遺産に登録されると聞いておりますけれども、ことしの8月1日土曜日、宵祭、8月2日日曜日、朝祭が行われましたが、今年の須成祭と何も変わることなく、須成祭は挙行されました。蟹江町の対応・対策が何もできていない。平成24年3月4日、須成祭の車楽船行事と神葎流しが国の重要無形民俗文化財に指定されてからは、須成祭の観客数もふえ、交通整理に人員をとられ、祭りの運営に支障が出ないよう須成老人クラブの方々の応援をいただいて交通整理をしている状況であります。

観客数がふえるのはありがたいことでもありますけれども、蟹江川の両岸の堤防と富吉建速神社・八剣社と龍照院の境内のキャパには限度があります。大変危険な状況であります。駐車場・駐輪場も限界であり、トイレの問題、堤防のガードレールの問題など、いろいろございますけれども、何も手がついていない状況の中、ユネスコにノミネートされるということで、横江町長は各方面において須成祭のPRをしていただいております。須成祭についてよい対策をお持ちで、各方面においてPRをしておいでであると私は思っております。そのような思いの中で質問に入らせていただきますので、よろしくご答弁のほどをお願いを申し上げます。

1つ目の質問でございます。

横江町長は、須成祭を蟹江町の祭りと言っているいろいろな説明をしておみえになりますけれども、蟹江町の祭りと言っておいでということは、何をもちて蟹江町の祭りと言っておいでになるのか。前段でも申し上げましたように、大変心配をしております。横江町長のお考えを、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました須成祭についてお答えをさせていただきます。

この祭りにつきましては、蟹江町を代表する祭りという意味でございます。須成祭は、古くから地域の方々によって伝統が受け継がれてきました祭りであり、平成24年3月8日に国

の重要無形民俗文化財に指定をされました。そして、国の方針により、平成26年に32件、平成27年3月には33件の山車祭りがユネスコ無形文化遺産候補として申請をされ、須成祭もその一つに入っております。

これらのことは、地域住民の方々が伝承に努力されてきた結果だと思っております。須成の方々による継承あつての須成祭でございます。蟹江町の水郷文化を象徴する存在であり、蟹江町としましても、貴重な文化財として保護事業等を行ってまいりました。今、世界へと発信されようとしております須成祭につきましては、蟹江町民にとっても誇りである祭りでございまして、蟹江町としましても、皆様に一層ご理解をいただくことができるよう情報発信をしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

町長、やってくれる。やってもらわんと答えにならん。

○町長 横江淳一君

済みません、私に質問をいただいておりますが、担当が一応答えるということで、まずお答えさせていただきました。申しわけございません。

私がいつも須成祭は蟹江町の祭りだと言うのは、まさにそのとおりでありまして、蟹江町を代表する祭りだという意味であります。特に、この須成祭というのは、私がここで言うまでもなく、全て、今伊藤議員がおっしゃったとおりであります。富吉建速神社・八剣社に起因するお祭りであるのも事実であります。創建は、ご存じのように8世紀、700年代、そして1,300年近い歴史のある、いわゆる国の重文に指定をされている神社があるわけでありまして、十一面観音もその中で所蔵されておる、本当に重要な我々の宝であります。それと同時に、450年の歴史を持った須成祭、これはしっかりと継承していただき、我々もしっかりとそれをサポートさせていただく。当たり前のことです。まずはご理解をいただきたいというふうに思っております。

るる、これから質問されると思えますけれども、我々といたしましては、国の重要無形民俗文化財に指定された平成24年3月8日以前に県の重要無形民俗文化財に指定をされていたのは、言うまでもございません。私が町長に就任したときに、前町長からこのことについての引き継ぎはしっかりと受けてございます。ただ、今後、国の重要無形民俗文化財であるがゆえに、いろいろ地域の皆様方にご不便をおかけすることがあるというふうに思います。町ができること、そして、委員会の皆様方が中心となることができることをしっかりと把握をしながら、この祭りを継承、守っていきたいというふうに考えております。

この祭りが、この地域にとって、そして海部郡にとって、もう一つ言いますと、愛知県で5つのお祭りがノミネートされているわけでありまして。その中で、海部郡には秩父祭りに匹敵する祭りとして須成祭が今ノミネートをされておるわけでありまして、我々はそれを

内外にしっかりと発信をし、そしてまた、サポートしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番 伊藤俊一君

須成祭が町の祭りだということは、数年前から町長が口にされておるところでありますけれども、そのおかげといひますか、須成祭も、いろいろな形でいろいろな方に見ていただくことによってユネスコというようなところへまいったわけでありませうけれども、それに関して私が幾度となく質問をしてまいりました中で、それ以来、前段で申し上げてきたいろいろなことを手だてはしていただひてきておるわけでありませうが、それ以外の手だてがほとんどない。これはどういふことだといふことが1問目の質問でありますので、まず、その辺も含めて答弁をいただひたい。よろしくお願ひ申し上げます。

○生涯学習課長 伊藤保光君

国の重要無形民俗文化財に指定をされまして各地域からの注目もいただひておひまして、集客のほうも多くなつてきてござひます。ユネスコの運営にかかりませう関係及び須成区民の方々はもとより、町民にとつても名誉なことだと思ひます。また、観光協会におきましては、須成祭のほうに足を運んでいただひます誘客手段としまして、名古屋市のバスの乗り入れ、また、近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅を経由する町内の循環バスを運行するなどししまして、町内外からの祭り来場者への利便性を図つてきたといふことござひます。

また、須成祭におきましては、最も来場者の多いと思ひれます宵祭につきましては、美しくちょうちんに飾られました巻藁船が勇壮に飾橋を出発し、御葎橋をはねて通過し、天王橋まで上流する姿と、御葎橋付近での仕掛け花火のコラボにつきましては、来場者を魅了してあるものと思ひます。

須成祭が、国の重要無形民俗文化財、さらにユネスコ無形文化遺産候補となつて、以前より多くの方々が祭り当日に現地に足を運ばれるようになりまして、町内外の方々に関心を寄せていただひていることは喜ばしいことござひますが、反面、ご指摘のとおり、今まで以上に安全面等の対策等が必要かと存じます。地元の方々の意見も聞きながら、消防を始め、関係部局と協力しながら対応していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

○6番 伊藤俊一君

私が前段で申し上げたことも頭に入れて答弁をしていただひかんと、全くかみ合つてこない。議長、その辺よく注意しておつて、聞いておつていただひたいと思ひますけれども、先に進みながらいろいろ私の言ひたいことを申し上げますけれども、やはり、国の指定を受けてから、全く町として手だてがないと先ほど申し上げた。それに対して、課長は、バスを出したりいろいろしておると。それについては、須成区に対して全くプラスになつてないことなんです。須成区の負担を少しでも解消していただひ、そして、危険を少しでも解消していただひて、町として、町の祭りだぞといふユネスコにノミネートされるといふところへ行かん

ことには、全体的が外れた答弁ばかりになるということで、これからの答弁は、その辺も踏まえて、しっかりと答弁をしていただきたい。

2つ目の質問でございますけれども、近年、特に須成祭がユネスコ無形文化遺産にノミネートされてからの横江町長の挨拶は、特に須成祭のPRをしながら会場を盛り上げ、大変うまいご挨拶がなされておるといような評判も聞いております。

前段で申し上げましたけれども、祭りのメイン会場の集客のキャパは限界であります。皆さんもごらんになっておわかりのとおり、堤防はぎゅうぎゅう、天王神社の中もいっぱい、龍照院の境内もいっぱいというような状況である。そういう中での対策が何も考えておられんように思うわけ。だから、いろいろと質問をしとるわけでございます。その辺の考え方をちょっとお聞かせをいただきたい。

○生涯学習課長 伊藤保光君

今議員がおっしゃられました蟹江川両岸における来場者の方の問題でございますが、来場者が滞留し混雑するといったことでございますが、これは、ガイドボランティアさんのほうが当日ご案内もさせていただいておりますけれども、こちらの方々の誘導アナウンスをするなどしまして、混雑の解消に努めたいというふうに思っております。また、堤防のガードレールの設置ということもございまして、こういったことにつきましては、また駐車場の確保につきましても、愛知県を始めとしまして、関係部署と蟹江町、地元関係団体と連携を図りながら、今後の対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○6番 伊藤俊一君

今、ガイドボランティアの方のアナウンス、これも最近始めたことなんでしょうけれども、それでは全く手に負えない。現地を見られたことはありますか。見られたら、今の答弁はナンセンス。全く話にならん。今回は生涯学習が担当ということで答弁をしておっていただくんですけども、教育長も現場へは時々出向いて現地を知ってみえると思っておりますけれども、やはりね、あの状態で事故があったら誰が責任をとる。ガイドボランティアが責任をとるわけでも何でもないんですよ。町の祭りだと言っておきながら、そういった対応・対策が全くない。老人クラブが一生懸命、自分の親戚が来ておっても相手もせずに、交通整理やいろいろなことを、ごみを拾ったりしておってくれる。そういう中で須成祭がやられておる。

その現実をよく知っていただいて、町の祭り、そしてユネスコにノミネートされるという大きな須成祭と捉えておみえになるのであれば、もっともっと真剣にそういったことを、ガードマンを出したり、いろいろな対策を当然今から考えていただかんと。今年は、特に町長不在だった。町長が不在のときに、特に、残された皆さんがそういったことをきちっとやっとならば、きょうこういう質問はせんでも済んだ。いま一度、今の問題について答弁をお願いします。

○教育長 石垣武雄君

須成祭の問題、安全面の問題等について、今担当がお答えをしたところではありますが、私も、あの当日もそのところに出かけておりました。確かに、ユネスコの候補に上がってからお客さんもふえてまいりましたし、もちろん、観光協会、あるいはふるさとのほうもバスを出して、そして啓発も図っておりますので、蟹江町の中でも、以前ですと須成地区が中心になりましたが、新蟹江小学校のお子さんも来るというようなことも聞いておりますので、当然、集客が多くなっているのは事実であります。

今ご指摘がありましたとおり、確かに、そういう安全面についてまだまだ不十分だなというのを思っていますし、私もある敬神会の方からお聞きしたんですけども、実際にそういうような、もしこれで何か事故が起きたら、敬神会、あなたの責任と言うと極端ですけども、そんなようなことも耳に入れたと。大変申しわけないなと思いました。須成祭は伝統の行事でありまして、特に、敬神会の方々については、祭りを継続して、そして後世に伝えていく、そこに専念していただくとなってきますと、やはり、町としては、教育委員会もそうですが、これは周りをサポートしていく形が必要であろう。そういう面からも、まだまだ不十分であったなということは思っております。

そういう面から堤防を見てみますと、確かに少し人数がふえる、はね橋のちょうど通るところ、公民館のところがありますが、やはり、そういうところも集客、お客さん、観光の方はたくさんお見えであります。柵というようなことも必要だなと。これは、堤防で、県とのかかわりもありますし、まだまだそのあたりも十分詰めないかんと思っておりますが、そういう点でご心配をいただいております、須成祭の敬神会中心で運営されるものと、そして、その周りを取り巻く私どももやれるところを考えていきたいなと、そんなことを思っております。

また、トイレにつきましても、須西小学校のトイレでありますとなかなか難しい問題もありまして、これにつきましても、また、すぐにつくることができませんでしたら、とりあえずは仮設のトイレも、そういうことも踏まえて、来場者に対していい気持ちで帰っていただくような、安心・安全も含めましてやっていきたいと思っておりますが、今後それについても十分検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○6番 伊藤俊一君

概略は、教育長はわかっておっていただけるのかなと思うわけではありますが、問題は、今の答弁は、努力をするという。わかっとなるけどなかなか予算がないで、そして、トイレの問題は学校のトイレだで、なかなか手が打てんというようなことも前にも言っておみえになりましたけれども、やはり、ユネスコですよ。国の重要文化財になった時点で、やはり、その辺は具体的に、ことしの祭りが手が打てなんだ。来年はこうしますという答弁をできませんか。何からやられるのか。町長、どうですか。

○町長 横江淳一君

伊藤議員のおっしゃることはよく理解はさせていただきます。今回、たまたまミラノ万博に出ておりましたので不在にしておりましたが、状況につきましてはつぶさに聞いております。

ご存じのように、先ほど冒頭でご答弁させていただいたとおり、須成地区という非常に狭い地域の中で行われる伝統行事ということも相まって、神社の中の狭隘さも含めて、大変複雑な状況が続いているということもお聞きをいたしました。決して手を打っていないわけではなくて、実は、今、県のほうにも打診をさせていただいておりますし、県道、そして川の占有も含めて、観覧席の設置並びにトイレの設置も今後検討が必要であるということも、昨年度からやっております。ただ、今ユネスコの世界文化遺産にノミネートをされている。間違いないとは思いますが、我々としていたしましては、それを視野に入れながらしっかりとやりたいということは、前も申し上げたとおりでありますので、これを具現化するために、来年度予算につきましても今検討を始めさせていただいております。ただ、来年の8月、また須成祭が予定どおり行われると思います。そのときにその対策ができるかどうかは、今この場ではなかなかお答えができない状況にあるのもご理解をいただきたいと思っております。

今ここまで、重要文化財である須成祭、そして富吉建速神社・八剣社の神事も含めて、蟹江町ができるだけのソフト面のサポートはさせていただきました。観光協会といたしましても精いっぱいバックアップを今しておるわけでありまして、今後につきましても、観光協会の会長さん、そしてまた関係団体の皆さんとしっかりと相談をしながら、治安、そして警備、インフラの整備も含めてやっていきたいというふうに考えておりますので、そのところではご理解をいただけるとありがたいというふうに思っております。

○6番 伊藤俊一君

来年はこのことだけは間違いなくやるよという答弁ができない。非常に残念であります。とにかく、私が申し上げたことについては、須成祭は営々と続く祭りであります。その中で、必要以上にお客様がふえるようなこと、ありがたいことではありますが、実際はありがた迷惑になるというような状況にならないように、その対策は町が当然すべきである。そういったことについて、町として当たり前ですよと言われるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○町長 横江淳一君

先ほどもお答えをいたしました。決して後ろ向きにしているわけではございません。今この時点でやりますというふうにお答えできるようなものがございませんので。ただ、検討させていただくことはお約束をいたします。

それと、確かにこれは町のお祭り、私がいつも言うのは町を代表する大きな祭り、実は、蟹江町にはたくさんのお祭りがございます。議員もご理解いただいていると思っております。その中で、須成祭につきましては、450年以上の伝統、そしてユネスコ世界遺産にもノミネートをされておるとい、1つ格が上と言っちゃ申しわけないですが、地域を代表する祭りで

あるということは事実でありますので、その部分につきましては、しっかりと観光協会としても、地域おこし、そして地域の活性化のためにサポートさせていただくという、そういうお答えをさせていただきました。

また、裏づけ、いろいろなことがあるかも知れませんが、敬神会、それから保存会の会長さん、区長さんとも幾たびとお話をさせていただいています。伊藤議員も先日意見交換をされたというふうに聞いておりました、また、近々にお見えになるということも聞いております。我々といたしましては、先ほど言いましたように、決して後ろ向きではございません。前向きにやりますが、海部郡、津島市を入れました愛知県の5つの山・鉾・屋台連合会に加盟をしている団体に対してのいろいろな協議会、特に、5つの協議会を立ち上げましょうと言って、言い出しっぺは私でありまして、今、会長が津島でございます。津島さんにもほかのことで協力がいただければということで、間接的にはお願いしておるわけではありますが、これは津島さんのことでありますので、我々蟹江町は地域を一緒になって支えていかなきゃいけない。これはちゃんとわかっておりますので、ぜひとも、そのところは伊藤議員も地元の関係でご理解をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

1つだけ。それだけの人ができるものですから、安全面、このことについては責任を持ってやられるのかどうかお尋ねいたします。

○町長 横江淳一君

観客席がないんじゃないかという意見も、いつも聞いております。このことにつきましても、あのキャパシティの中でどこでやるかということになると、当然場所は限られてまいりますので、その選定も含めて、今、県との調整に入ろうというところでございます。当然、堤防の上にそういうものをつくっていかなきゃいけないというのと、あと人の流れ、動線の安全確保は必須でありますので、それもしっかり、同時に検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番 伊藤俊一君

今町長がおっしゃっているのは、栈敷のようなことを言ってみえると思うんだけど、そうではなくて、それは二の次、三の次で結構、それ以上の危険性をはらんだ祭りになってきている。先ほど教育長が言われた、全て須成の敬神会なり須成の文化財保護委員会が責任をとるんだよといって言われるようなことで、本当に皆さん緊張しておるわけ。そういったことの問題については町が引き受けてやるよと、そういうガードマンのことや何かは我々がやろうというような話ができないかということ、今申し上げておるわけでございます。

○町長 横江淳一君

私も同様の意味で答弁をさせていただいておると思っております。ただ、何度も申し上げま

すが、須成祭というのは地元の保存会の皆様方がしっかりと守り継いでいっているものであります。それを町としてどこまで入れるのか、そのことについても会長さんともしっかりとお話をさせていただいておりますし、これからも、当然話をさせていただきます。

来場客につきましては、例えば、ことしも思いもかけずに、某観光業者の方からバスを仕立てて来るんだけど駐車場がないのかということで意見をいただきました。東お宮には別の方がしておりましたので、我々としては別のところをお教えをしたわけではありますが、なかなかその部分も、では団体バスが来たときにはどうするんだという、そういうものもございますので、総合的にしっかりと安心・安全のために、当然警察との協議も必要になってまいりますので、それは我々がしっかりとサポートします。

ただ、敬神会さん、そして須成祭のお祭り本体の皆様方は、お祭りは、これ以上でもなければこれ以下でもない。以下にはしたくないけど、以上にするキャパが今ないんだということ盛んにおっしゃってみえますので、それはそれでしっかりと運営をしていただきたい。我々は、そのサポートをしっかりとやるという、そういう話し合いを進めているということでご理解をいただけるとありがたいと思います。

○6番 伊藤俊一君

またそういう機会が近々あると思いますので、そういった細かいことについては、いろいろと約束事をしていきたい、そんなふうに思っております。

3つ目でございます。

8月1日、2日の須成祭に対して、昨年と同様で何の対応もなかったということは、先ほど申し上げたとおりであります。8月2日の須成祭の朝祭神事終了後の直会で、副町長が町長のかわりに来賓としてお越しいただきまして、その中でのご挨拶、蟹江町長は、きょうはミラノのほうへ出向いておりますので欠席で本当に申しわけないというようなことの中で、皆様方のお手元に配付されておる須成祭のパンフレット、これカメラに映る、ちょっとアップで。このカタログを持ってミラノ万博に町長が行っていただいておりますと。須成祭のPRをしておっていただくということでありました。

私は、初めてそういう話も聞いたし、びっくりいたしまして、そうやって一生懸命やっていただくのは結構なんだけれども、果たして議会の皆さんはこういうものができたことをご存じだったんだろうかということも含めて、ただいまから質問をしたいと思うわけでありませう。それには、やはり、地元、議会、そして町ということが連携がうまくいっとなるかどうかということでございます。

1つ目にミラノ行きのこのパンフレット、英文のパンフレットだそうではありますが、このパンフレットがいつできたかということ。2つ目に、できたパンフレットを誰に配ったのか。3つ目、地元役員にはいつ配られたのか。4つ目は、地元の議員にはいつ配ったのか。5つ目には、議会にはいつ配ったのか、きょうだったのかどうか。その質問にお答えください

い。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

ミラノ万博に持っていったパンフレットはいつできたのか、また、できたパンフレットを誰に配ったのかという質問について、担当からお答えさせていただきます。

まずは、観光パンフレットを作成いたしました経緯につきましてご説明をさせていただきます。

本日配付させていただきました蟹江町観光パンフレットの内容を見ていただきますとわかりますように、蟹江町の観光施設、名所、名産品などを掲載したものでございます。その観光施設などの掲載内容が現在では対応できなくなったこともあり、新たに作成を行ったものでございます。

前回までは、表紙に佐屋川創郷公園の写真を使用し、今回は須成祭がユネスコ無形文化遺産の候補になったことから、須成祭の宵祭を表紙の写真として作成し、蟹江町を広くPRするためのものとなっています。

また、今回は国際化に向けて、新たに日本語版に加え英語版も作成いたしましたので、町長に、ミラノ万博が「食の祭典」ということでしたので、蟹江町の特産品が掲載されている観光パンフレットを持参し、ユネスコ無形文化遺産の登録に合わせて、蟹江町のPRをさせていただいたものでございます。

では、1のミラノ行きのパンフレットはいつできたのかにつきましてご回答をいたします。

外国語版・日本語版の観光パンフレットは、7月24日に納品をされています。各1,000部ずつでございます。

続きまして、できたパンフレットはだれに配ったのかにつきましてご回答をいたします。

観光パンフレットは、町長が、ミラノ万博の公式訪問先の関係者の方々、掲載に協力をしていただきました企業、沖縄県読谷村への蟹江町観光交流大使派遣事業の際に、読谷村観光協会の方々に配布をしております。今後も、町外でのイベント時や、蟹江町にお越しになった来賓などに配布をし、町外の方々に蟹江町の魅力をPRするために配布をしていきます。また、常設といたしましては、役場のふるさと振興課の窓口、まちなか交流センター、近鉄蟹江駅の構内、一般社団法人愛知県観光協会事務局に設置をしております。今後も、町内外の公共・民間施設にお願いいたし、配布、設置を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地元役員にはいつ配ったのか、地元議員にはいつ配ったのか、議会にはいつごろ配ったのかにつきましては、一括回答をさせていただきます。

この観光ガイドは、主に町外の方が蟹江町を知るきっかけになったり、興味を持ってもらうために作成しており、さきにも申しましたが、この観光パンフレットは従前のものを更新したものであり、今回、議員の皆様方を始めとして、須成区の役員の皆様方にはお配りをし

ておりません。今回、議会で参考資料として議員各位には配付したということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

伊藤議員から須成祭の直会神事の際のパンフレットのことについてお尋ねがございました。これは、町長が今回ミラノに行くということでおりましたので、私が宵祭、朝祭の神事に参加させていただきました。そのときに、今まで私は須成祭に毎回出させていただいておりますが、正式な神事に出させていただいたのは初めてでございます。これは、毎回町長が出席しておりますので。

まず、その感想でございますが、この2日間とも、宵祭、朝祭、荘厳な神事の中で、本当に須成祭の歴史と伝統、そして、出席されている方々の非常に熱い心があるなということを感じたわけでございます。

そんな中で、今回のパンフレットにつきましては、町長がミラノ万博に参るときに、食の祭典ということで、蟹江町のPRをぜひしたいということでありましたので、英語版のパンフレットを作成いたしました。それを持ちまして、ミラノ万博に、公式訪問先、それぞれの訪問先に配ったわけですが、その際に、今回ユネスコ遺産の登録ということがありましたので、表紙に須成祭の宵祭の風景を載せてありました。その旨を神事のお話をし、こういうパンフレットをつくりましたということをご案内したわけでございます。まさに蟹江町の誇る財産として、表紙に須成祭の宵祭の川面をゆらゆらと渡る巻藁船のこの情景を載せまして、須成フェスティバルということで、英語版でユネスコ登録に向けて頑張っていることも載せさせていただきました。

ただ、中身につきましては、これはあくまでも町の観光PRのパンフレットでございますので、町長といたしましては、ミラノ万博、食の祭典に愛知県知事、河村市長もお見えになりますので、ぜひともこの機会を捉えて蟹江町のPRをしていきたいことがありますので、このパンフレットを含めまして、町勢要覧等々、いろいろなPRのものを持ちまして、実際にお配りいただきまして、PRをしてきたのが実態でございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

いろいろ言いわけがましい話は聞きましたけれども、こういういいものは、別に、はようみんなに、町長がこういうものを持ってミラノへ行くよって、そのぐらいのことを言ったっていいがね。そんなに自慢できるもんじゃないの。そんなものを持っていく必要はない話、そんなら。議員に自慢できるようなものをつくっておるんだで、ちゃんと自慢したらいい。

○副町長 河瀬広幸君

このパンフレットにつきましては、作成が7月24日ということで、本当に緊急につくらせ

ていただきました。そして、私も、当日、1日、2日にお邪魔するときに、基本的に、お集まりになる方が須成祭を本当に支えてみえる方であると感じましたので、取り急ぎ1冊をお持ちして、実際にこういうことをやっているということをご報告したままで、今後、議員におかれましても、議員の皆様、そして皆様がPRにこのパンフレットを使うことは非常にありがたいことですので、ぜひともどんどんご利用していただきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

よろしいわ。結構なものをつくられたんで、もっと上手にPRをしていただきたい、そういうように思います。

それと、まだ時間がちょっとあるんで申し上げたいんだけど、天王橋のすぐたもと、昔、萬勇という建物があつた。ちょうど橋のたもとの角っこ。今取り壊されておるね。わかります、町長、ちょうどあそこはいい場所。今売りに出ておると思う。何か考えるのにあそこはちょうどいいんでね。どちらでもいいよ、やはり町長がいいんじゃない。いい場所、あそこを買って何か観光されたらいいもんでできるんじゃないですか。

○町長 横江淳一君

伊藤議員、済みません、大体場所はわかります。今言ってみえることはちょっとよくわかりませんので、またゆっくりお話をさせていただければありがたいと思います。いずれにいたしましても、総じて、須成祭というのは、力を入れて、蟹江町が誇る祭りでありますので、これからも、ハード面、ソフト面、そして予算をお認めいただければ、町の観光行政としてのご予算をこれからご提示をさせていただきますので、ぜひともご協力をいただければありがたいというふうに思っております。

○6番 伊藤俊一君

最後に、ありがたい、力強いお言葉をいただきました。そんなことで、須成祭が末永くいい祭りとして継承されますように、ひとつご協力のほどをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時20分から再開いたします。

(午前11時06分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長 高阪康彦君

質問4番 松本正美君の1問目「防災、減災避難対策を問う」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

通告書に従いまして、1問目の「防災、減災避難対策を問う」を質問させていただきます。

日本各地でさまざまな災害が毎年のように起きております。昨年は、戦後最悪となった御嶽山の噴火災害や、特に注視しなければならないのは、広島のと砂災害のように、自治体の危機管理のあり方であります。地域住民との相互的な理解、それに対する日ごろからの災害に対する備えや具体的な防災への取り組みが適切に行われていれば、少しでも犠牲や被害を防ぐことができたのではないかと考えられるものであります。

本町でも地域での防災訓練が行われていますが、防災訓練に対する意識の共有については、地域の防災力向上のための防災訓練はさまざまな要因により意識の共有ができず、地域によっては温度差があるところであります。

地域での防災意識の共有には、行政や自主防災組織が収集した防災に関する情報を発信するだけではなく、相互に共有する意義づけが大変必要であります。最悪の事態を想定した事前防災への取り組みは、発災時、減災につながるのみならず、日常の地域におけるコミュニティの強化など、活気ある共助社会の構築にもつながるものであります。

形骸化との指摘がある防災訓練を刷新いたしまして、本町でも、一部の地域で既に行われております防災運動会や、避難所の運営ゲームでありますHUGやDIG、クロスロードなどの図上訓練や身近な地域防災活動の取り組みとして、防災かまどベンチの設置など、一緒に作業に汗を流すことで、住民同士のきずなを深める場として積極的に取り入れ、現状打破を真剣に考えるときではないでしょうか。

事前防災である防災訓練は、実態が伴っていないとは思いません。自分の命は自分で守るという単純かつ明快な災害に備える基本原則を、避難シミュレーションへの参加を通じて学ぶものでないとは思いません。

本町の防災訓練の強化として、住民の防災意識を高める事前防災への取り組み強化はどのように考えておみえでしょうか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

防災・減災のためには、住民の防災意識の向上を図ること、防災教育・防災訓練の充実を図ることが大変重要であると考えております。町では、防災関係機関や地域メディアとの連携を図りながら、町民の意識啓発につながる情報発信や地域の自主防災活動の支援に取り組

んでまいりました。

大規模災害の危険性が高まる中、自主防災会の訓練は、参加者全員が何らかの役割を持った訓練となり、地域住民の結束を固めることにより、防災力を高めるよい機会となります。防災訓練の実施方法は、地域や自主防災会によってさまざまであり、それぞれ地域の実情に合わせて工夫をされております。訓練内容につきましては、地域からの相談に安心安全課、または消防署などで対応をさせていただき、実際の訓練にも参加、指導をさせていただいております。内容は、以前に比べますと、その意識も含め格段に向上していると認識しております。

今後は、さらに自主防災会の活性化を図るため、地域住民の先頭に立って自主防災活動を行う防災リーダーを1人でも多く養成していただくよう推進し、町全体のさらなる防災意識の高揚に努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、伊藤次長のほうから、防災訓練、また取り組みのお話がありました。本町におきましても防災訓練が行われておりまして、地域によって大きな温度差があるわけなんですけれども、特に若い人が参加しづらい部分も結構あるんですね。そういう意味では、蟹江町でも既に取り組んでみえるような防災運動会、これはまだ新蟹江と学戸の関係だと思えるんですけれども、各学区においては、まだそういった取り組みがされてないところもあります。そういった意味では、防災訓練が、本当に皆さんに面倒に思われないような、また楽しいゲームを取り入れたような、そういった訓練も取り入れていただくのもいいんじゃないかなと。

そして、防災訓練が、本当に住民同士がきずなを深めていくようなコミュニティの場でなくてはならないと思いますので、できたら、防災訓練の中に防災かまどベンチの設置、これも住民のきずなを深める意味では非常に効果がありますので、よその地域でもこうした取り組みをやられていますので、こうした取り組みはないかお聞きしたい。

それと、今伊藤次長のほうからお話がありました防災リーダーなんですけれども、非常に一生懸命に安心安全課も取り組んでいただいておりますわけなんですけれども、25年が8名で26年が5名という、ちょっと少なくなってきましたので、枠が10名前後あると思いますので、各地域でこうした防災リーダーの方が参加していただけるような。また、地域の防災リーダーはコミュニケーションをつくっていく上でも非常に大事なリーダーだと思いますので、この点について、まずお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今2点ご質問をいただきました。

防災運動会などへの取り組みということで、今、蟹江町では2つの学区で防災運動会が行われております。今お話にありましたように、小さなお子さんから老人の方まで、皆さんご

参加いただいて、防災のPRをする上では、大変いい場所ではないかなと考えております。今後もこういった防災運動会などを通じて、各学区ごと、または町内会ごとでいろいろな訓練を行っていただき、防災の基本を学んでいただいて、そして、防災意識の高揚につながればと思っておりますので、いろいろPRをしていきたいと考えております。

また、もう1点の防災リーダーの啓発でございますが、今議員がお話しになりましたとおり、平成25年で受講者養成が8名、26年度で5名ということで、これはあくまでもうちの把握しておる人数でございますが、できる限り幅広い年齢層で防災リーダーを育成して、いろいろな場で活躍していただければと思っておりますので、今後は、町内会ごとでこういった防災リーダーの養成をするときのPRのリーフレットを配布させていただいて、少しでも多くの方に受講していただくように取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ事前防災ということで、やはり、地域によって温度差がありますので、そうした取り組みでしっかり取り組んでいただきたいと。だから、1つは、防災運動会もそうですし、かまどベンチの取り組みも今後考えていただきたいなど。みんなが本当に楽しんでやれるような防災訓練ができるような、そういう体制をお願いしたいと思います。

それと、防災リーダーにおきまして、今、次長のほうからもお話がありましたように、非常にいろいろなことを勉強してきていますので、また地域で活躍していただく。図上のそういった活動なんかも結構勉強してきますので、そうしたリーダーの養成もしていただくためにも、育成推進にちょっと力を入れていただきたいと思えます。

また、最後に、各地域で行われている防災訓練が若い人も参加できるように、一回蟹江町としてアンケート調査をしたらどうかと思うんです。防災訓練をやられた後でもいいし、また、事前にやられても結構ですので、地域の防災力を高めるという意味でアンケート調査はどうかと思えますが、この点についてお聞きしたいと思えます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、アンケート調査につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

今まで、町といたしまして、防災に関するアンケート調査は、私の記憶の中ではされてみえないのかなと思えます。今議員が言われましたように、地域防災訓練の後に、出席された方に、どういった訓練をやるのがいいのかと、そういったアンケートをとりながら、今後防災訓練の取り組みについて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ、このアンケート調査も取り組んでいただきたい。本当に、参加された方が、自分はどうなるんだろうか、また、どう行動すべきかということも、はっきり、こうしたアンケー

ト調査を利用させていただいて、事前防災につなげていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、災害時要援護者の避難対策についてお伺いしたいと思います。

改正災害対策基本法が成立し、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者など、災害時要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられているところであります。この災害時要援護者の避難支援に関する指針では、東日本大震災において個人情報の保護の観点から名簿の情報の外部提供が進まず、65歳以上の高齢者の死者数が6割を占め、中には要援護者を助けに行き行って犠牲になったというケースも伺っております。

本町では、支援を必要とする方の把握をするために災害時の支援を希望される方からの登録申請を受け付け、登録された情報を地域に提供することにより、地域の支え合い、助け合いによる災害時要援護者の台帳の登録名簿を進めていただいておりますが、対象者と現在の登録状況についてお伺いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

災害時避難行動要支援者登録制度の対象者であります。こちらにつきましては、災害時に家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援が受けられない在宅の方で、次の7項目のいずれか1つ以上に該当する方になります。

1つ目、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方、2つ目、身体に障害がある方、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方、3番目、精神に障害がある方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方、4番目、知的障害がある方、療育手帳Aをお持ちの方、5番目、介護保険における要介護度3以上の認定を受けている方、6番目、難病をお持ちの方、7番目、その他支援が必要とされる方。この項目につきましては、昼間にひとり暮らしをされている高齢者などが該当されます。

こういった対象者の方が、ご自身の住所、氏名、体の状況などの個人情報を地域に提供することに同意することにより、名簿に登録されます。

以上です。

○1番 松本正美君

現在登録されている方は何名みえますでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

すみません、平成27年8月31日現在で193名の方に登録していただいております。

以上です。

○1番 松本正美君

193名の方が登録されているということでもあります。また、この要援護者の避難訓練の取り組みといたしまして、中瀬台の自治会が毎年避難訓練の中で取り組みをされております。

今回の要支援者の名簿に登録されました災害時に自力で避難することの難しい高齢者や障害者、避難時に助けが必要な人の情報を地域住民で共有し、避難の役割分担を決め、日ごろから効率的な支援ができるよう、災害時のための避難訓練の取り組みは重要となってきております。

今回の災害時避難行動要支援者登録制度の取り組みについて、実際に災害が起きたときに役に立つ名簿の取り組みや、民生委員さん、地域の協力者が中心となって、平常時から一人一人の避難方法についても日ごろから具体的に話し合っておくことも求められております。災害時要援護者の名簿作成の状況、そして情報の共有化に対する考えをお聞かせ願いたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

先ほどお答えしました193名の方につきまして、その方々の氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由を記入した個人別シートを作成し、これを町内会単位で取りまとめた名簿を作成中であります。また、情報共有化につきましては、蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱及び蟹江町個人情報保護条例などにおける外部への個人情報の提供に関する事務処理規定に基づき、平常時より、消防機関、警察、避難支援等関係者である区及び町内会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会などに名簿情報を提供し、情報共有に努めます。また、その際には情報管理の徹底を図り、情報漏えいの防止に努めます。

以上です。

○1番 松本正美君

今回要援護者の名簿をつくっていただいたわけなんですけれども、名簿を作成されて、その情報を共有していなかったら、災害時には非常に大変なことになるわけなんですけれども、そういった意味では、日ごろから、そうした訓練や避難所運営のシミュレーションの実施、また、こうした中瀬台の自治会が取り組んでいるような、そういった取り組みをぜひ取り組んでいただきたいなと思います。実際、そうした取り組みをやらなかったら、共有といってもなかなか共有ができないのではないかなと思います。この点についてどう思われるでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

現在、名簿のほうは作成中でありますが、でき次第、随時地域のほうへお渡ししまして、訓練等に生かしていただきたいと思っております。随時申請も受け付けておりますので、情報も常に更新しまして、新しいものをどんどん提供していきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ひとつしっかり取り組んでいただきたいわけなんですけれども、高齢者とか、障害者とか、

そうした方が今回要援護者のところに含まれてくるわけなんですけど、やはり、高齢者、障害者の支え合う体制をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。そういう意味では、町長もお見えですので、こういった支え合う体制づくり、これはどのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

言うまでもなく、やはり、地域のコミュニティ力をつけていかなくちゃいけないというのは、随所でお話をさせていただいております。特に、冒頭ご案内をさせていただいたとおり、各地区でいろいろな方式でもって防災訓練が行われております。防災運動会をやればよいということではなくて、まさに、先ほど議員がおっしゃったように、若い方の参加を促す必要があるのではないのか。そのことについて新たな取り組みをされている本町の連合会の訓練内容も、この前もしっかりと見させていただきました。今後は、先ほど申しましたように、蟹江町にあるあらゆる団体、そして組織、これをお願いをして、地域のコミュニティ力を高めるような、そんな努力を我々もしていきたい。ただ、中瀬台におきましては、要援護者の支援活動は本当に素晴らしいものだというふうに私も思っておりますし、実際、訓練にも参加をさせていただいたことがございます。

先ほど来からずっとお話しをさせていただいております個人情報保護法、非常に厳しい壁ではありますけれども、そんな中でも、信頼感とか協力度合いによって、それはしっかりと超越できるというふうに私は思っておりますので、蟹江町といたしましても、全ての皆様方とその情報を共有しながら、訓練、そしてこれからの活動に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○1番 松本正美君

個人情報とか、そういったこともありますけれども、しっかり支え合える体制づくり、いつでも情報が共有できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

次に、福祉避難所の普及・確保についてであります。

東日本大震災では、避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いでおりました。このように、実際に災害が起きてしまった場合、要援護者にとっては、バリアフリーの、ある程度スペースが確保され、介助員などが配置された福祉避難所の確保は重要であります。

この福祉避難所の普及・確保については、私も平成25年9月議会の中でも質問をさせていただいたところであります。当時の住民課長は、福祉避難所の確保について努めていきたいと、また、当時の安心安全課長も、今後の取り組みについても、避難支援、それぞれ実効性のある取り組みにするためにも、全体計画をつくり、名簿の作成とあわせて全体計画を決めながら、今後検討していきたいとの答弁をいただいております。その後、福祉避難所の普

及・確保はどこまで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ただいまのご質問にありました福祉避難所の普及・確保についてお答えさせていただきます。

町では、今のところ福祉避難所の指定はありませんが、現在、災害時避難行動要支援者登録制度を進めております。この制度によって支援を必要とする方を把握することで、福祉避難所の対象となる人数、対象となる方の現況など、必要な支援が見えてくると考えております。同時に、福祉避難所として利用可能な町内の社会福祉施設を、福祉部局と協力し、選定しているところであります。現在、高齢者の社会福祉施設の幾つかが候補に挙がっているところでございます。今後は、社会福祉施設の管理者と十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定書の締結につなげたいと考えております。

また、指定避難所である小・中学校においても、車椅子やスロープ、車椅子に対応した簡易トイレ、プライバシー確保のためのパーテーション間仕切り、簡易ベッド等、要配慮者の避難支援を考慮した避難所用防災資機材を整備しているところであります。補助金を活用しながら、要配慮者の方々が避難所生活を送れるよう、順次環境整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

福祉避難所につきましては、蟹江町はまだ取り組んでみえないものですから、この点についても、しっかり取り組んでいただきたいなど。隣の津島とか愛西とかは、もう既に福祉避難所ができて見えるみたいですので、蟹江町もそうした取り組みを。

万が一、そうした災害があったときに避難施設に避難したときに、避難された方が障害者の方とか、足の悪い方とか、そういった方の受け入れ体制がないということで、東日本大震災のときも非常に困ったという事例も出ております。だから、そういう意味では、蟹江町独自のマニュアルとか福祉避難所をどうか一日も早くつくっていただきたいなど、このように思います。福祉避難所の普及、そして確保についても、町長のほうにお聞きしたいと思います。再度すみません。

○町長 横江淳一君

平成25年9月に質問されたことも、私も記憶をしております。福祉施設にお願いをするのが常套手段でありますけれども、そればかりではなくて、関係施設にもお願いをし、実は、お話としては、数回挙がったことはございますが、すみません、私もあれから担当者のほうからしっかり聞いておりませんが、きょうお答えするのは、そのことにつきましてもしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○1番 松本正美君

どうか福祉避難所の普及・確保についてももしっかり取り組んでいただきたいなと思います。次に、感震ブレーカー補助制度についてであります。

平成7年に発災しました阪神・淡路大震災からことしで20年を迎えます。また、東日本大震災から4年目を迎え、私たちに災害に対する教訓を教えてくださいました。この大震災を契機に、日本の建築基準や耐震基準などの問題やまちづくりの考え方、さまざまな防災対策や地域力、ボランティア体制、復旧・復興策など、それまでの取り組みが大幅に見直されたのであります。

その一つに、電気火災に対する対策の必要性が挙げられております。特に、阪神・淡路大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災も多発しているところであります。阪神・淡路大震災の記録によると、被災地全体での火災285件に対しまして、電気火災が85件発生して、全体の29.8%を占めております。このうち、電気用品、移動可能な電熱器、ストーブ、コンロなどが発火源となった火災は56件あったそうであります。

この電気火災について、経済産業省の保安部会では電気火災防止対策の重要性を打ち出しているところであります。総務省・消防庁におきましても推奨されている感震ブレーカーについては、電気出火時の防止は、消失棟数の約5割が減災になるとも言われ、他の市町村では感震ブレーカーの普及のための補助制度を始めておるところであります。また、現在市販されております主な感震ブレーカーは、分電盤タイプ、コンセントタイプ、おもり玉を活用したものなどがあります。本町の皆様が負担感がなく設置できるよう、感震ブレーカー設置補助事業の創設で町の地震火災対策を進める考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問にありました感震ブレーカー設置補助事業についてお答えをさせていただきます。

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発しました。震災時に電気が原因となる火災対策といたしまして、感震ブレーカーは大変有効であると言われております。

感震ブレーカーとは、地震の揺れをセンサーが感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の場合に配線用ブレーカー、または漏電ブレーカー等を遮断する器具をいい、さまざまなタイプのものがあり、機能もそれぞれ異なるため、状況によって設置することとなっております。横浜市など一部自治体では、感震ブレーカーの補助制度を設けております。

蟹江町では、南海トラフ巨大地震の理論上最大の被害のうち、火災による消失棟数が600棟と想定されていることから、電気火災の対策として、感震ブレーカーの普及を図る必要があると考えます。今後は、住民の皆様が感震ブレーカーの普及啓発を図るとともに、補助制度についても、実施している自治体の制度を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

感震ブレーカーであります。阪神・淡路のときも火事が出て亡くなられた方もあるわけなんですけれども、蟹江町におきましても、結構住宅が密集しておりますので、こういった感震ブレーカーの補助制度というのは非常に有効ではないかなと思っております。特に、南海トラフ巨大地震の想定がされておるその中で、やはり、そういった被害というのも想定されておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。今回総務省も消防庁も推奨していますので、感震ブレーカーの普及、そして設置について、横江町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

感震ブレーカーをどうだということであります。分電盤タイプから簡易タイプ、コンセントタイプ、数千円から数万円、10万円ぐらいまで、幅広い機種があるということは聞いております。ご存じだと思いますけれども、煙感知器の設置を義務づけということで、これも、実は普及率が遅々として進んでいないということもありまして、防災訓練等々にいつもご協力をいただいておりますかにえ防災減災の会の七條さん、あと防災リーダーの方ともお話をさせていただく機会がございます。そのことも含めて啓発啓蒙をやっていかなきゃいけないのかな、こんなことがありますし、県とも相談しながら、しっかりと前向きに、煙感知器のことも含めてでありますけれども、自分のうちはしっかりと自分で守るということの考え方の中で啓発啓蒙をやってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○1番 松本正美君

今、町長さんのほうからお話があったんですけど、今度町民まつりもありますので、そうしたときに、またこういった感震ブレーカー、そして、今言われました煙感知器の推進、まだつけてみえない方もありますので、そういったことも含めて啓発されるといいのかなと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

○議長 高阪康彦君

松本正美君、時間が間もなく正午となりますので、次の質問が中途になると思います。質問中でございますけれども、この時間内には終わらないと思いますので、暫時休憩といたしたいと思います。

それでは、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午前11時52分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○1番 松本正美君

午前中に引き続きまして、次に、災害に備えたインフラ整備についてお伺いいたします。

東海地方におきましても、今後30年以内に70%の確率で発生すると危惧されています南海トラフ巨大地震に対しまして、また、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓をもとに、水道事業の危機管理体制が問われております。私たちの大切な水道水は、ライフラインが地震などの災害で断水してしまうと、生命の危険にもつながってまいります。

東日本大震災では、東北地方中心に各地で大規模な断水が発生をいたしました。断水率は宮城県で71%、福島県では64%となるなど、甚大な被害が報告されているところであります。仙台では、水道被害が発生し約23棟が断水被害に遭われ、各地から復旧支援に駆けつけられました。水道水の復旧には時間を要したとのことであります。

本町の事前防災対策といたしまして考えられる、社会インフラである水道管のライフラインの耐震化はどこまで進んでいるのか、進捗状況をまず教えていただきたいと思っております。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

水道ライフラインの耐震化というご質問でございますが、本町では、昭和63年度より耐震性にすぐれた管を使用しておりますが、平成25年時点で基幹管路の耐震化につきましては、総延長が36キロ、耐震管の延長が6キロ、耐震化率は16%であります。また、水道管総延長では、約200キロのうち耐震化は16キロで、耐震化率は0.8%でございます。耐震化についてはこれから順次やっていきたいと思っております。

○1番 松本正美君

今お話があったわけなんですけれども、災害時に断水が発生しないような水道の設備や水道の耐震化は今後必要となってくるわけでありまして、管路の更新や新設に採用している耐震管は、地震によって地盤が変動した場合でも外れにくくなっているとお聞きしております。阪神・淡路大震災、また東日本大震災におきましても、被害がなかったとも言われております。

水道管の耐震化には多額の費用もかかると思っております。老朽化した水道管の取りかえとともに、水道管の耐震化は必要であります。先ほどもお話があったように、63年度から耐震化も進めているということでもあります。多額の予算が今後かかってくると思うわけなんですけれども、水道管の耐震化の取り組みについて、今後の見通しなどがわかれば教えていただきたいと思っております。

また、もう一つ、災害時での断水に対しまして、応急給水に必要な給水車の配置の考えはないかお伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

老朽管についてでございますが、老朽管については、現在蟹江町では、40年を過ぎたもの

が80キロほど、20年以上経過したものが70キロほどございます。これを整備するには、試算いたしますと24億円ほどかかります。これを今後順次計画的に耐震性のある管へと交換していきたいと考えております。

また、災害時に備えての給水車でございますが、この近辺でいきますと海部南部水道、津島水道、愛西市水道さんは、2トン車の給水車を保有してみえます。1台買うと約1,000万円ほどの費用がかかりますが、将来的には、当町も購入できればと検討したいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ひとつ水道の耐震化ということで、今の技術は非常によく、すぐれているということで、ぜひ耐震化を進めていただきたい。

それと、応急の給水車ですけれども、これも、東日本大震災のときは、この名古屋の地とか、いろいろな方面から給水車が走って行ったということもお聞きしております。本町においても同じことが言えるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、給水車の配備も考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、河川堤防の強化対策についてであります。

この蟹江町でも、南海トラフ地震等特別措置法の規定に基づきまして、平成26年3月28日に推進地域に指定されております。本町の災害に際しましても、県の防災計画の見直しによりまして、共同事業として地域防災推進計画の弾力的な運用が図られているところであります。

河川堤防の強化対策につきましても、平成26年度の9月議会での私の一般質問におきましても、産業建設部の伊藤次長のほうからも、町内を流れる河川堤防については、阪神・淡路大震災を受けて、平成8年度から平成21年度にかけて、緊急性の高い優先対策区間約10キロメートルの耐震対策が講じられているとのことでありました。また、町内の対策区間としては、日光川を1.8キロメートル、蟹江川を1.1キロメートル、善太川500メートルとも伺っておるところであります。

また、当時の岡村安心安全課長のほうからも、愛知県の水防計画の堤防の基準の見直しにつきましても、堤防の強度、堤防の漏水や堤防断面の工作物能力の不足など、県は、総合的に堤防の見直しを今後行っていくとの答弁でありました。県は現在日光川の堤防の調査を行っていると思いますが、日光川の堤防の調査の進捗状況を教えていただきたいと思っております。

また、南海トラフ巨大地震の河川堤防の新たな想定を受けまして、日光川、蟹江川、福田川、善太川の2級河川の堤防の耐震化対策についても、その後新たな基準の見直しはされたのかお伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

質問のありました日光川の堤防調査の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

まず、2級河川日光川は愛知県の管理でございますので、県に確認いたしましたところ、平成27年2月から3月にかけて、第3次あいち地震対策アクションプランの河川改修計画立案のため、左岸の県道弥富名古屋線の観音寺橋より県道名古屋蟹江弥富線、津島境の東名阪下の側道まででございますが、この間の測量及び地質調査が実施されまして、本年度は河川内での矢板工事を予定していると聞いております。また、来年以降につきましても、継続的に進めると聞いております。

蟹江川につきましても、日光川と同じくして、河川改修計画の立案のための基礎調査としまして、今西1丁目三明橋付近からあま市七宝町鷹居橋付近でございますが、こちらの地形測量、これは建物の等の位置の測定でございますが、これと横断測量、蟹江川と建物等の位置、高さをはかるわけでございますが、これを9月下旬までに完了させると聞いております。その後、その調査結果をもとに、河川整備計画の中で緊急性の高いところから進めると聞いております。

次に、新たな想定を受けて2級河川の耐震化対策について、その後新たな基準の見直しはされたかというご質問にお答えをさせていただきます。

河川の耐震化対策につきましては、新たな見直しはありません。南海トラフ巨大地震につきましても、第3次あいち地震対策アクションプランの策定の背景に、東日本大震災の教訓や南海トラフ沿いで発生する地震に係る新たな被害想定が盛り込まれております。

今回の見直しは、平成26年に海岸法が改正されましたので、海岸の保護に関する新たな知見が示されたことに伴いまして、海岸保全基本計画の変更がなされております。これは、近年甚大な津波被害が計画規模を上回る海岸災害、三河湾・伊勢湾沿岸は三重県と共同策定、遠州灘沿岸全体は静岡県と共同策定を盛り込んだ基本計画が変更されたものでございます。先ほど言いました新たな知見といいますのは、地震・津波・高潮防護に関することでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうからお話がありましたように、日光川の対策区間ということで、県のほうも調査されて、これは、今までも中瀬台の団地の住民の皆様からも、JRの鉄橋の麓のあたりが堤防の強度はどうかということで、以前からもお話を聞いていたんですけれども、こうした調査をやられて取りかかるということですので、ぜひ、堤防の耐震化のほうにしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

そのほか、日光川の右岸堤、左岸堤につきましても、耐震点検も実施されておるわけなんですけれども、今後の耐震工事の見通しなどがあつたらお聞きしたいと思いますが、この点はどうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今後の見通しでございます。こちらにつきましては、毎年度愛知県のほうにも確認はさせていただいておりますが、平成26年に一応測量が済んでございます部分について、新たな弱い部分があるところから順次進めるとは聞いておりますが、ただ、これは愛知県全体の河川のことでございますので、やはり緊急性の高いところからというふうなことでございますので、直ちに工事にかかれるというようなことは、まだちょっと難しいということは聞いてございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

日光川の右岸堤、左岸堤というのは以前からも言われている場所でありますので、県がかかわっているということもありますので、今、次長のほうからお話がありましたように、予算の関係もあるものですから、全体的に見て緊急性のあるところという答弁があったわけなんですけれども、災害はいつ起きるかわからない。我が蟹江町においても、堤防がいつ破壊されるかもわからないということを見たときに、一日も早い耐震化というのは非常に大事なことでありますので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思うわけです。これもしっかりと県のほうに要望していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、最後ですが、防災、減災対策の避難対策といたしまして、最近、日本への台風の接近、また、その大型化、それに伴って、雨の降り方も局地化・集中化・激甚化、どこで災害が起きてもおかしくない状況になっております。現在広島では、昨年の大雨での土石流の災害を教訓に、避難勧告や避難指示を的確に、かつ迅速に実施できるよう、誰が何をするのかという事前防災の取り組みといたしまして、タイムラインの事前防災の取り組みが進められているところであります。本町におきましても、防災、減災、そして避難対策といたしまして、今後、タイムラインの事前防災行動計画の推進に取り組んでいただきますようよろしく願いいたします。要望といたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「保健予防と地域包括ケア対策について」を許可いたします。

○1番 松本正美君

2問目「保健予防と地域包括ケア対策について」質問をさせていただきます。

本町でも、人口の超高齢化に伴いまして、生活習慣病のある町民の増加が予想される中、高血圧性疾患、目の病気、糖尿病などの生活習慣病が、今後増加することも考えられるところであります。健康づくりにおいても予防の視点を持ち、発症予防、重症化予防を推進するための生活習慣の見直しや、町民自身の健康意識の向上が求められているところであります。

本町でも、高齢化の進展や医療の高度化により、今後、医療費は増加をしていくことも考えられるところであります。その中で、国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営するためには、町民の皆様の健康づくりの支援や健康意識の高揚を図り、増大する医療費の抑制と健康寿命の延伸に取り組むことが重要だと考えております。

平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略におきまして、国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指しまして、全ての健保組合に対しまして、健康診断やレセプト診療報酬の明細書のデータ分析に基づく加入者の健康保持・増進のための事業計画として、データヘルスへの関心が高まっております。

データヘルス計画の作成公表、事業の実施、評価等の取り組みといたしまして、市町村国保においても同様の取り組みを行うことを推進するという方針が打ち出されているところであります。データヘルスでは、健診データや医療機関への受診履歴から生活習慣病の受診を一定期間放置している患者を特定し、保健師による個別指導などを通して重症化を防ぐというものであります。また、患者に処方されております治療薬がわかれば、新薬より安いジェネリック医薬品に置きかえることで、医療費の節約にもなる利点があります。

医療従事者からデータヘルスの活用を求めている病気の一つに糖尿病があります。糖尿病が悪化し、人工透析が必要になると、1人当たりの平均医療費が約600万円かかるとも言われております。一方で、糖尿病は、データヘルスを活用すると、重症化のおそれのある人の特定や個別の保健指導ができ、人工透析が必要になるまでに症状が悪化する患者は少なくなり、医療費削減への効果も出ていると聞いているところであります。

本町でも、このデータヘルス事業は、生活習慣病の予防と医療費削減に大きな効果が見込まれるだけに、幅広い展開が期待をされているところであります。本町においても、生活習慣病の予防に大きな効果が期待されるデータヘルス計画の策定の取り組みについてのご見解を伺いたしたいと思います。

○保険医療課長 伊藤光彦君

ご質問のありましたデータヘルス計画の策定でございますが、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に従って、健康課題を改善するための具体的な目標設定を行い、保健事業の展開をしていくデータヘルス計画を平成28年度に策定いたします。

現在、県の国保連合会、国保中央会におきまして、医療・健診等の情報を連携させた国保データベースシステムが平成26年4月から稼動しているところであります。この国保データベースシステムを活用することで、従来困難でありました多くのデータに基づく医療費の内容分析が可能になり、医療データと健診データを突き合わせることによって、健康課題の把握、疾病予防、重症化予防につながる保健事業の実施が可能であると考えております。今後、データヘルス計画を策定し、実施していくことで、被保険者の方の健康保持・増進を図り、将来的な医療費の適正化へ努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、データヘルス事業に取り組んでいきたいということでお話がありました。このデータヘルス事業におきましても生活習慣病予防に大変に大きな効果が期待されるわけですが、このデータの分析に必要な保健師、指導ができる人材の育成がこれから重要になってきます。効果的な発信が求められているわけですが、これにつきまして、横江町長の見解がありましたらお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、データヘルス計画については担当者から述べさせていただきました。この計画を立てるまでもなく、生活習慣病については、日常、自分たちがしっかり気をつけるということが最適ではないかなとは、私自身は考えております。特に、今ご指摘をいただきました人工透析の話になりますと、本当に高額医療の最たるものでありまして、数百万円かかるということも事実でございます。ある意味、やはり、自分の体はしっかり自分がケアをするということと、かかりつけ医をしっかり自分で見つけて、そして、自分の体を健診をしていただくということも心がけていただければいいのかな、こんなことを思っています。

仏つくって魂入れずではいけませんので、政策はつくりましますけれども、後の運用方式の中で、先ほど言いました保健師、それから看護師も含めてでありますけれども、そういう人材の育成も当然必要になってくるというふうに考えておりますので、それもあわせて進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○1番 松本正美君

ぜひ、データヘルス計画を進める上で、人材育成もしっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、認知症予防について伺ひます。

認知症予防につきましては、町民の方々に関心を持っていただき、継続しやすく、親しみやすいものであることが重要であります。せつかくの予防策も、難し過ぎまして活用できなければ意味がないのであります。

大府市にある独立法人国立長寿医療研究センターでは、「コグニサイズ」という認知症予防の脳活性化運動が実践をされているところであります。例えば、足踏みを30回行ひます。その際、1、2、3、4と数を唱える。ただし、3の倍数のときだけは数を唱えず手をたたく。言うのは簡単ですが、意外とできなかつたりするものであります。それ以外にも、ダンスやウォーキングなどの運動と計算やしりとりなどの認知症課題を組み合わせたようなコグニサイズがあります。誰もが簡単にすぐその場ででき、楽しんで認知症の予防ができます。

そこで、コグニサイズのようなプログラムを町民にしっかりと広げ、認知症予防の運動として展開していくことが必要ではないかと考えるのであります。本町では、認知症の予防に

関する研究・普及はどのように進めていこうと考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

認知症は、早期発見・早期相談・早期支援が重要でございます。ご指摘のように、大府市における国立長寿医療研究センターでは、昨年ですけれども、12月に、自治体等との連携のもとで進めてきた研究から「コグニサイズ」を開発しました。

蟹江町の認知症も含めた予防では、現在やっておりますのは、暮らしの動き教室、こちらのほうは体操でございます。それと元気アップ教室、こちらのほうは歌と絵手紙、気功、ミュージック等でございますが、教室がございます。暮らしの動き教室の体操なんですけれども、簡単な体操を紹介しております。脳トレを含めた内容となっております、通常の運動プログラムの一環として、コグニサイズと同様のことを実施しているところでございます。

どのプログラムにおきましても、継続が大事であると考えております。認知症の予防の普及に当たっては、町が主催する今申し上げました予防事業の参加を募るだけではなく、いろいろな場所で、老人クラブとか、そういう会合等がある場所におきまして、脳トレを含めたトレーニングの利用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今後、認知症がふえていくことは間違いないわけでありまして。蟹江町におきましても、先ほど次長のお話がありましたように、認知症予防の教室も行われているということですが、コグニサイズも取り入れたというお話もありましたけれども、実は、この認知症の予防効果があるコグニサイズは、本年度、県ではこの長寿センターと協働で、協力して新しいプログラムを開発するというのも聞いております。ぜひ、こういったコグニサイズのプログラムを利用していただけるような、認知症の人が、運動して早期発見の中で予防していくということで、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、先ほど、コグニサイズを取り入れていくということですが、今後県のほうもこういう新しい事業をしていきたいということを言っていますが、ぜひ取り入れていただきたいなどこのように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

運動と認知のトレーニングを組み合わせた予防法ということで、コグニサイズというのがございます。コグニサイズというのは、その名前を使うためには、先ほど申し上げました国立長寿医療研究センターのほうに利用登録をして——利用登録のほうは無料でございますが——その名前を使わせていただくことになるということになります。コグニサイズ以外の脳トレの部分につきましては、利用登録をする必要はございませんので、それに近いものを今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

できるだけ近いものを利用させていただきたいと思いますので、今後研究をしていただきたいと思います。

次に、認知症の早期発見・早期対応の取り組みについてであります。

認知症の早期発見・早期対応は、言うまでもなく、皆様もご存じのとおりであります。特に、周囲のかかわりの中で起きる幻覚、そして妄想、暴力、徘徊など、行動・心理症状などは、環境や人間関係、その人の経験や性格によってあらわれるとも聞いているところでもあります。私も認知症サポーター養成講座を受講した際に、家族にとってつらく、大きな負担となるものは、この行動・心理症状であるとも聞いているところでもあります。そのことから、早い段階での認知症の早期発見・早期対応が行動・心理症状を減らすことができることも教えていただいたところでもあります。

本町でも、簡単に認知症の自己診断ができる認知症簡易チェックサイトが町のホームページに開設をされているところでもあります。開設から今日まで何人の人がアクセスをし、利用されたのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

認知症の簡易チェックサイトでございます。こちらのほうは、平成27年5月8日に蟹江町のホームページ上に開設をさせていただきました。家族向けの「これって認知症?」、本人向けの「私も認知症?」の利用者は、5月から8月までの計でございますけれども、3,639名の利用がございました。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから3,639名というお話がありました。今、皆さんホームページを見ていただくとわかるんですけども、中を開かないとわからない状況になっております。できれば、この認知症簡易チェックを多くの皆さんができるように、ホームページのトップ画面に載せていただくことはできないだろうか。認知症の早期発見・早期対応ということで、せっかくチェックサイトがあっても、奥まで開かなきゃいけないという状況ではいけないんじゃないかなと、このように思いますので、この点についてどうでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

皆さんに利用されての認知症簡易チェックだと思っております。できるだけ簡単にアクセスできるようなことを検討したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

ホームページのトップ画面に載せていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、認知症初期集中支援チームについてであります。

認知症の早期発見・早期対応を支援する取り組みといたしまして、認知症初期集中支援チ

ームがあります。この認知症初期集中支援チームは、早期に認知症の鑑別診断を行い、速やかに適切な医療・介護が受けられる、初期の対応体制の構築を適切に行うチームのことであります。

チームの構成は、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士などの資格を持った方々2名以上、認知症サポート医などの認知症専門医1名の3名以上で構成し、地域包括支援センター等に市町村が配置し、対象者を訪問し相談に応じるとともに、必要なサービスを受けるための支援を行うものであると聞いております。

平成30年度には全市町村に配置され、活動を行うものとされております。本町でも、認知症初期集中支援チームを今後いつまでに設置をするおつもりなのでしょうか。また、町内にどれぐらいのチームが必要とお考えなのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

市町村で設置する場所を確保することになっております。緊急時の対応等が必要になる場合を想定しまして、支援チームと訪問支援対象者及び家族との緊急時の連絡体制の確保ができる体制を整備している地域包括支援センターに拠点を置くことになると考えています。

しかし、認知症初期集中支援チームは、2人以上の医療、介護の専門職と認知症サポート医1人で構成することとなっており、現在は2つの地域支援センターがありますが、平成30年度までに認知症初期集中支援チームの設置を完了させるために、まずは1つのチームを立ち上げたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

まずは、最初に1チームをつくり上げていきたい、取り組んでいきたいということで、これも地域包括支援センターに委託みたいな形になるんですかね。そういう意味で、本当に大変重要な取り組みになってくると思います。

平成26年に名古屋市千種区におきまして認知症初期集中支援チームのモデル事業が行われたと聞いております。その中で、生活に何も困っていない、身体のどこも悪くないとの理由や、親戚の支援が十分受けることができるなどの事情で、17名のうち約65%に当たる11名の方が介護保険未申請者であったとも聞いております。介護保険制度の利用があれば、ケアマネジャーやヘルパーの方々により一定の把握はできますが、そうでない高齢者、特に認知症の単身高齢者の方々を把握したり、支援につなげるには、何度も訪問をして信頼関係をつくっていく地道な活動が要請されているところでもあります。認知症初期集中支援チームのこうした取り組みを推進することで、認知症の本人や家族への支援として、認知症初期集中支援チームの早期に集中的な支援でサポートする効果が実証できたと、このように聞いているところでもあります。

この認知症初期集中支援チームの取り組みではありますが、人材確保、そしてまた人材育成

などが、今後包括支援センターにおいても大事な取り組みになると思いますが、人材確保、人材育成の課題についてはどのように考えられるのか教えていただきたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

今、認知症初期集中支援チームにつきましては、確かに地域包括支援センターの中に拠点を置くことを考えております。しかし、サポート医を含め、専門職等が必要になってきますので、その部分につきましては、蟹江町の医師等を含めまして、委託等を考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

また、認知症初期集中支援チームの連携といたしまして、情報提供を行う取り組みといたしまして、認知症の地域支援推進員の設置もあわせて必要となってくるとお聞きしております。認知症の地域支援推進員の設置についてもお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

認知症地域支援推進員につきましては、保健師や介護士などの認知症の知識を有する専門職の方を限定しております。医療機関や介護サービス等の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人だと理解をしております。介護と医療の連携強化、それから地域における支援体制を図るには、必要な人材だと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今後、認知症初期集中支援チームの設置ということで、本当にこれもしっかり取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、人材育成・人材確保をしっかり取り組んでいただきまして、認知症初期集中支援チームの設置に取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域包括支援事業についてお伺いしたいと思います。

本町には、高齢者の地域での自立した生活を支えるため、地域ケアの拠点といたしまして、東西2カ所の地域包括支援センターが設置をされているところであります。この地域包括支援センターは、高齢者の心身や健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を、さまざまな局面から効果的・継続的に支援するケアマネジメントの役割は、大変重要であります。今後新しい支援事業も始まり、生活支援の課題や在宅医療・介護にかかわる総合的な問い合わせへの対応など、地域包括支援センターの地域ケア拠点としての機能強化が求められているところであります。

住民の皆様の中には、地域包括支援センターの名称、そして業務の内容などがわかりづらいという住民の方もみえます。また、地域包括支援センターが設置されていますが、社会全体の構造の変化により福祉ニーズも多様化し、日々の暮らしの中で不安を抱える方に対して、その家族を含めた総合的な相談支援体制の機能強化も要望をいただいております。

地域住民への地域包括支援センターの認知度向上のために、広報やホームページでのPRだけではなく、出前講座や独自のリーフレット、ポスターやマップ作成など、地域包括支援センターを地域住民に見せるための自発的、積極的な働きかけ、地域の課題解決に向けた地域ケア会議の推進・活用や、総合的に相談できるワンストップの総合相談窓口の設置も必要ではないかと考えます。地域包括支援センターの地域ケアの拠点として機能強化はどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

地域包括支援センターがさらに介護予防の拠点となるためには、包括支援センターが何をしているのかわかりやすく発信することが不可欠だと思っております。厚生労働省が地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性というのを示しております。蟹江町におきましては、第7次高齢者保健福祉計画にも位置づけられている具体的事業、高齢者の総合相談窓口を初め、地域ケア会議の推進までの5事業を進めてまいりたいと思っております。

ご指摘のように、高齢化の進展、相談件数の増加、さらに、認知症対策や地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化等、地域包括支援センターが大きな役割を担っております。これらの業務が機能できるような人員体制の強化に向け、対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

地域包括支援センターの機能の強化であります。今後、団塊の世代が75歳となる2025年までに地域包括ケアシステムの構築をする上で、大変重要な位置にあると考えております。私たち議会の総務民生常任委員会におきましても、委員会の中で近隣の包括支援センターの取り組み等も調査研究をさせていただいて、勉強させていただいているところであります。

相談支援体制ということで、非常に大事な部分だと思うわけですが、特に、地域包括支援センターの総合相談事業は、地域の高齢者の実態把握や社会全体の構造の変化に伴い、福祉ニーズも多様化し、相談も複雑化してきているところであります。地域支援センターが、ふだんから地域とのかかわり合いを持って信頼を得ていく、信頼に応える相談支援体制を整えることが重要ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

相談機関の連絡調整を実施する福祉相談窓口の設置につきましては、困難事例に対応するためには必要であると考えております。地域包括支援センターにおける総合相談窓口の機能の充実につきましては、先ほどの認知症地域支援推進員を含めまして、専門職の増員をすることを含め対応を考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○1番 松本正美君

今次長からもお話があったわけなんですけれども、やはり、困った人がいつでも相談を受

けられる体制というのが一番大事じゃないかなと思うわけなんです。私たちも近隣市町を調べさせていただいた中に、特に、高浜のように見守りのネットワーク、そうした見守りの中で支援センターにつなげていく、また、弥富市のように支え合いセンターも考えて取り組みをされていると、こういうこともお聞きしております。蟹江町においても、ふれあいサロンとかありますね。こうしたこともしっかりと充実して、支え合えるような、本当に、地域包括支援センターと連携がとれるような体制をしっかりと取り組んでいただきたいと思うんです。そうした中で地域のことが見えてくるんじゃないかなと思いますので、この点についてはどうでしょうかね。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

先ほどもちょっと申し上げましたんですけども、地域包括支援センターが介護予防の拠点となるためには、何をしているのかわかりやすく発信することが不可欠だと思っておりますので、今後も、より身近な、地域の皆様に愛されるという語弊があるかもしれませんが、そのような地域包括支援センターを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

まだ見えてないところも結構ありますので、これは今後の課題だと思いますので、しっかりこういった面も取り組んでいただきたいなと思います。

そして、相談体制の機能の強化ということで、センターには、専門職員の訪問、実態把握、活動が十分にできる人材体制の確保ができていけるのだろうか。また、介護支援専門員の資質向上もどのようになっているのだろうかということで、そういったことも求められているわけなんですけれども、こういったことは地域ケア会議の中ではどのようなお話がされているのかお聞きしたいと思います。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

現在、地域ケア会議というのは行っております。地域ケア会議の中では、個別な会議、介護者の情報交換の場になっているというのが実情でございます。今後は、地域の課題を含めまして、全体会議の中には当然医師等も入ってくるような形にはなるとは思うんですけども、全体会議のルールづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

この地域ケア会議というのは非常に大事になってくると思うわけなんです。特に、海南病院にお邪魔させていただいたときに、介護予防包括マネジメントがワンストップで行える。確かに病院ですから、非常にそういった面はいいかな。蟹江町の場合はどうかと思う点もあるわけなんですけれども、こういったことも今後大事になってくる取り組みになってくるんじゃないかなと、このように思うわけなんです。

特に、蟹江町で一番心配されるのは、入退院時の調整など、医療機関との連携がすぐできるかどうかというのも、これも大きな課題になつとると思うんですけども、この点はどうでしょうかね。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

介護と医療の連携というのは、大変大事な、重要なことでございます。今後につきましても、介護全体会議、ケア会議を通じまして、医療と介護の連携を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

地域包括ケアシステムを今後構築していく上で、これは早いことやっていかないと、これから今言う集中支援チームが地域包括支援センターの中に入ってくるわけです。事業ばかりが多くなって稼動されてないということでは、今後はやはりいけないと思いますので、こうしたこともあわせて最後に町長にお聞きしたいんですけども、今後の相談体制、いろいろな問題、困難事例が今後出てくると思うわけです。そうしたときに、やはり、人材育成・人材確保というのは大事な取り組みになってくると思いますので、蟹江町の今後の地域包括支援センターの人材育成・確保はどのように考えてみえるか、最後にお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、保健予防、介護予防、それから、地域包括支援センターの機能の強化ということで、る質問をいただきました。高齢化に拍車がかかっているのは、蟹江町だけではございません。蟹江町も高齢化率が23%を超しております。65歳以上の方が8,900人を超し、どこの時点でかはあれですけども、ほどなく9,000人近くになっているのか。

ご存じのように、今、地域包括支援センターが蟹江川を境にして東と西、2カ所ございます。委託事業としてお願いしておるわけでありましたが、いずれにいたしましても、おおむね3,000人ということがありまして、ひよっとすると高齢化に伴いながら、先ほどおっしゃいました団塊の世代の方が2025年には云々の話もございます。ある意味、もう1カ所、ひよっとしたらふやすときが来るのか。

ただ、そういうセンターをふやただけではなくて、中にいる皆様方、例えば、介護福祉士、そしてケアマネジャー、看護師、これもしつかりと体制を整えていかなきゃなりません。当町といたしましても、先ほど担当者がるる述べておりますが、遅きにといい意見もあるわけでありまして、弥富市さんの話も、私も聞きにお邪魔をすることがあります。医療機関が併設をしておりますので、そこところが非常に迅速な対応ができるという強みでございます。できれば、我々も医療機関の中でそういう包括ケアシステムの中に組み込んでいただける、もう一つ言うと、包括ケアセンターを引き受けていただけるような、そういうところがあればいいのかな、これは蟹江町の考え方の一つであります。

今2カ所の包括支援センターでお願いをして、我々、社会福祉協議会も含めてでありますけれども、しっかりと意見の交換はやってございます。年に数回、私も会議に入りまして、今現在の状況、そして今後の対策も含めて、情報は絶えず入れておりますけれども、まだまだ十分ではないのも十分承知おきをいたしております。今後は、施設の充実化も含め、そして、中の職員の質も含めて進めていかなきゃいけないというふうに考えてございますので、お力添えいただければ、また、ご意見をいただければありがたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいいたします。

○1番 松本正美君

しっかり取り組んでいただきたいわけなんですけれども、1つ、地域包括ケア会議でいろいろとお話をされるわけなんですけれども、こういった内容を議会のほうにもわかるよう、一応情報は公表するよということになっていますので、こういった情報が全然入ってこないものですからわからない部分もありますので、しっかりこういったことも取り組んでいただくように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問5番 佐藤茂君の1問目「米作りの指導ができないか」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

議長の許可を得て、通告書に従い、「米作りの指導ができないか」と題して質問させていただきます。

先般質問させていただきました蟹江町の米づくりであります、再度質問させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

今現在、私は、田んぼに水を引く光西ポンプ場の役をやらせていただいております。ことしからであります、それはどんな仕事かといいますと、木曾川から取水した水を、ポンプによりそれぞれの田んぼに送っております。そのために、ポンプ場にポンプのスイッチを入れに行くという仕事であります。

この役を受けたものの、結構大変な仕事でございますのであれですけど、朝早く、毎日ポンプ場に行き、まず水槽のごみ取りをいたします。ポンプ場の水槽にごみがたまりますとポンプの吸い込みが悪くなり、水を送ることができなくなります。また、下手をするとポンプが壊れてしまいますので、そのために掃除をするということでもあります。そして、雨が降り、田んぼに水がたまり過ぎるとポンプをとめに行き、また、その逆に、田んぼに水がないときはポンプを回し水を送るという、そんな役でございます。

ただ、この役を受けさせていただいてから、今まで以上に蟹江町の米づくりは本当にこれでいいのかと、ますます心配になってきたわけであります。

ポンプ場から送られてくる水は、すぐには田んぼには入りません。結構範囲が広くて、愛西市から蟹江の南の端まででありますので、ポンプ場のすぐ近くの田んぼは早く水が入るのですが、一番遠い田んぼは3日、4日たっても全く水が入ってこないということもあります。現在ではそういうことはなかなかあれかもしれませんが、昔の話を聞いておりますと、水の取り合いで結構もめごとがあったそうであります。

そして、田んぼですけど、ほとんど同時に田植え、稲刈り等をやっておりますので、同時に水が欲しいわけであります。私ども、愛西市の方2名、そして蟹江町の方2名でありますけれども、水が入ったところから順番にバルブをとめ、そして、遠い田んぼにも早く水が入るように、そういう努力をしておるわけであります。しかし、どうもそんなような心配は無用のようなことではないかなというふうに最近思ったわけであります。

ポンプ場のポンプがよくなったこともありますけれども、やはり、皆さん年を召されて、また、後継者の方々が、朝早くから仕事に出て行かれまして、会社から戻ってくるのは夜中ということで、田んぼの水の管理まで目が行き届かないということであります。田植えのときは当然ですが、時期によっては、穂が出始め、絶対に水を切らしてはいけないときもあります。それなのに、田んぼに水がなくても、皆さん余り気にとめられていないわけであります。全ての方ではありませんけれども、中には、ご老体にむち打って一生懸命頑張ってみえる方もおみえで、田んぼの水のことで討論したこともあります。しかし、そのような方々はほんの一握りでございます。本当にこれでいいのか、役目柄大変心配しているわけであります。

12月議会の一般質問で言いましたが、農業を一生懸命やってみえる方の生きがいを取るかもしれませんけれども、全てオペレーターの方にお任せしたほうがいいのかと思うわけであります。

そこで質問させていただきますが、前回質問させていただきました農地中間管理機構ですが、国全体としては予定の20%らしいですけれども、蟹江町の申し込みは何件ほどありましたでしょうか、お聞きいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、農地中間管理機構への蟹江町の申し込み状況についてお答えをさせていただきます。

受け手といたしましては、2件の認定農業者さんが手を挙げておみえでございます。しかし、出し手のほうにつきましては、申し込みはございません。こんな状況でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

私も聞いておりましたけれども、大変少ないようでございますけれども、原因というのは何かということ、もしあれだったらお聞きしたいと思っておりますけれども。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

原因は何であるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

蟹江町は、集落でまとまった営農形態でなく、個々に耕作をされております。他の市町村に比べまして、やはり、都市近郊ということもございまして、非常に耕作面積も小規模でありまして、やはり、それが一番の要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。

耕作面積等が少ないということで、なかなか難しいと。

それでは、他の市町村はどうでしょうか。弥富市、愛西市、または飛島村等は既に集落営農のというものをやっております。ですので、こういうこともまとまりやすいのではないかと思うんですが、わかる範囲で結構ですので、教えていただけないでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

周辺の市町村の状況についてお答えをさせていただきます。

これはあくまでも現在申請中のものでございますが、津島市が42ヘクタール、弥富市250ヘクタール、愛西市38ヘクタール、飛島村10.9ヘクタール、あま市と蟹江町はゼロでございます。こちらにつきましては申請中と言いましたが、申請は、あくまでも手を挙げられている方で、受け手の方がその話し合いの中で受けられないと言ったらゼロになる可能性もありますし、全部受けると言えば、今のヘクタール分全てが農地中間管理機構に預けられるということになります。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

蟹江町はゼロであると言っていますけども、とにかく町指導で、皆さんが農地中間管理機構に参加できるよう声をかけるというのか、また、農地中間管理機構そのものが、町としては、先ほどの説明で少し難しいようですけども、国・県が出してきている施策であります、難しいではちょっと済まんような気がするわけではありますが、そこら辺のところをもう少し説明いただけないでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまのご質問は、町指導で中間管理機構に参加できるように呼びかけをしては、また、蟹江町は難しいんだということではあるけれども、それでいいのかというご質問かと思いま

す。

農地中間管理機構へ預けるにいたしましても、要件・審査がございますし、仮に預けたいという出し手の申請がありましても、その農地を受け手に承諾してもらうまでに、公募するわけですが、そこでまたマッチング審査とか農業委員会の承諾、県知事の承諾が必要になります。これについての期間として、半年から1年がかかります。その際に、例えば無断転用されているような農地がありますと、それは受けることができませんし、また、10年間という預ける期間が決まっております。例えば、息子さんが相続で受けたとして、その後農地を開発したくても、10年間預けてありますので一切さわれないというような決めがございます。そういったことを全てクリアしなければならない点が幾つもありますので、非常に難しいのではないかと考えております。

内容につきましては、もちろん、蟹江町の生産班長会、これは農協が主体でやっておりますが、毎年そちらのほうで農地中間管理機構についての説明もしておりますので、内容はわかってみえるかと思えます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

今聞いておりますと、本当に難しいようではありますけれども、私がある書物等を読みますと、こんなことが書いてありました。肥料や農薬にかかる費用等ですけれども、規模が小さな農家よりも、当然であります、大きくやっている農家のほうが肥料等も大量に買われるわけです。そのために耕作等も楽になるということが書いてありました。そしてまた、とにかく農地を集約して専業農家の人たちに任せる。これからの蟹江町の農業、米づくりというのは、もうやっていけないと私は思うわけでありませう。

T P P環太平洋経済連携協定、これによりいろいろな問題があるようですが、申し訳ないですけど米だけに関して言いますと、米の売り値が1俵当たり5,000円から6,000円ぐらいになるだろうと言われております。現在、個々にオペレーターの方に耕作を全てお任せすると、1反当たり11万円から12万円かかると。そして、米の収穫ですが、1反当たり8俵程度、よくとれて9俵であります。そこから計算させていただいて、先ほどの米1俵ですけど、高く見積もって6,000円で計算いたしますと、8俵掛ける6,000円、1反で4万8,000円あります。つまり、米を売って1反4万8,000円、約5万円ありますけれども、先ほどの耕作費が11万円から12万円かかると、差し引き6万円から7万円のマイナスになってしまうわけでありませう。これでは、とてもじゃないですけども、米づくりはやっておられません。

先回も言いましたけれども、今現在でも、米づくりは赤字であります。私の友人で、非農家の方であります、彼は会社を経営されている方で、この話をいたしましたら、それはおかしいだろうと、このように言っておられました。かかった費用よりも売り値が安いという

のはどう考えてもおかしいと言われておりましたけれども、これが今の米づくりにおける現実であります。

先般、米の生産調整において、ここに来て初めて国の目標を達成されたと新聞に出ておりました。これは、国の指導もありますが、ただ単に米の値が下がり、他のものを多くつくり始めたということではなかろうかと思うわけであります。例えば、国の補助を受けて麦、大豆、そして飼料用米と、お金になるものをつくり始めたということではないかと思うわけであります。いわゆる米づくりは、今現在、お金にはならないということであります。

蟹江町の兼業農家の人たちで個々に米づくりをされている方は、ほとんどの方々が、今現在、オペレーターの方に一部耕作をお任せし、自分たちでできる部分を耕作するという方法をとられているかと思えます。そうすると、先ほど言いましたように、全くの赤字ではないかと思うわけであります。そのためかもしれませんけれども、米づくりに力が入らないのではないかと思われまます。米づくりがもうかる仕事でしたら、お金になる仕事でしたら、皆さんもう少し一生懸命されるかと思えます。それこそ、先ほどから出ておりましたけれども、高齢化等も一因し、また跡継ぎ問題そうであります。

近所のあるご婦人の方は、米づくりというものを一生懸命やっておられる方で、ご主人を早くに亡くされました。そして、子供さんは遠くで仕事をされております。そして、今は家に一人で住んでみえる方ですが、その方と米づくりについての話をしておりますと、とてもじゃないですけど米はつくっておれんから、みんなオペレーターに任せることにしたと。そして、息子さんに田んぼに入れと言っても気の毒で頼めない。先ほど言いましたけれども、息子さんは東京で仕事をされておまして、たまに名古屋へ戻ってきて仕事をされることもあるようで、そのときは徹夜で仕事をされておったと。ですので、田んぼに入ってちょっと草でも取ってくれんかという頼み事を、本当はしたかったんですけども、そういうこともできなかったというふうにお話しております。

とにかく、この話の中で、今の米づくりの現状というのが、全てと言ってはちょっとあれかもしれないけれども、見えているような気がいたします。失礼ですけれども、年を召されたご婦人のひとり住まい、そして、子供さんたちは外へ出て行ってしまい家にはいない、これが昨今の現実であります。これは農家に限ったことではありませんけれども、このように、高齢化、先ほど23%という話が出ましたけれども、また跡継ぎがないという現状、そして、米の値段がとんでもなく安くなるという状況の中で、これからの蟹江町の米づくりにおいて、蟹江町としてはどのように思われているのか、先般一般質問のときにもお聞きいたしました。再度お尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

これからの蟹江町の米づくりについてということでございます。こちらにつきましては、やはり、大規模農地を所有しているところは、オペレーターさんは多くの農地を地域でまと

めることとなりますので、耕作がやりやすいということで利用集積もできるわけですが、蟹江町の場合は、まとまった農地が少ないから集落営農が行えないということ为先ほど述べさせていただきました。そうなりますと、やはり、地区全体をまとめるのが一番いいのではないかとすることも考えます。そうなりますと、私ども蟹江町、土地改良区さんのほうでは各工区ごとに圃場整備を行っておりますので、そんな中で集積をしていくようなお話をさせていただくのが、蟹江町にとっては一番いいのではないかとこのように考えます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。

全体を集積するというのが、面積が狭いということで難しいということでもありますけれども、他の市町村では、全部の地域ではありませんけれども、それぞれ集約されているようでもあります。なぜ蟹江町はそれができないか。そのようなことをこれからは本当に皆さん、各地域によってそれぞれでありますけれども、それぞれの地域で集まっていたいて話をしなければならぬような、そんな時期が来たんではないかなと、このように思っております。

ある方が、農業法人はできないかと言っておられました。このことに関しては、私のほうもちょっと調べさせていただいて、国も、担い手経営発展事業ということで、27年度は26年度補正予算も含めて7億6,100万円の支援金の予算をつけてこの事業を進めているわけがあります。私も、少しずつではありますけど、こういうことを勉強させていただいておりますけれども、これもなかなか、農業法人というのも大変難しいように思うわけがあります。

農業生産法人というものがどんどんふえてきているそうでもあります。私が調べたところ、2010年では1,696社、2013年には3,169社と、2年間で倍もふえたということでもあります。そのうち、本当に生活ができるようになるには何年もかかり、また、本当に成功されるのはほんの一握りだそうでもあります。担い手経営発展支援事業につられて、これはかなりの補助金が出ますので、皆さんが手を挙げられるようではありますが、しかし、やはり農業はそんなに簡単なものではないということでもあります。

中間管理機構ではありますけれども、国が出してくる施策というのは、先ほど説明していただいたように、大変難しく思うわけでもあります。もっと簡単にできるようなものはありませんでしょうか。私も少し勉強させていただいて、利用権設定、こういう方法もあるわけですが、これをうまく利用してやれば、もっと簡単に集落営農ができるような気がいたしますが、利用権設定ということに関して、どのようなことなのか少しご説明いただければありがたいですが、よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、利用権設定についての説明をさせていただきます。

利用権設定という事業は、農業経営基盤強化促進法によって定められたものであります。

こちらもおペレーター様、認定農業者にお願いするわけでございますが、地主とおペレーターさんが賃借料についての話し合いをされまして、その利用権設定の申請を農業委員会に提出されまして、承認後は、契約期間をお願いするものでございます。期間につきましては、中間管理は先ほど10年というお話をさせていただきましたが、3年、5年、10年といった、また、途中解約であっても、先ほど言った交付金が、中間管理機構はお金をいただけるわけでございますが、そういった返還というものもありませんし、蟹江町のような都市近郊型農業につきましては、こういった制度を利用・推進していくのが一番いいかと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

今ご説明いただきましたように、私もこのことに関しては少し勉強させていただいておりましたけれども、私も、この方法が今のところ一番よい方法ではないかと思うわけでありす。先ほどご説明いただきましたように、土地改良等、いろいろな会合等がありますので、そういうところで説明等なりさせていただくとありがたいかなと思うわけでありす。

本当に、米づくりというのは、もう待ったなしのところまで来ておるような気がしておるわけでありす。TPP環太平洋経済連携協定、これも、最近でありますけども、乳製品等でもめて延期になり、そしてまた、JA全中の会長が変わりまして、また、新たに改正農協法が成立いたしまして、農業所得の増大を目指すということを掲げ、来年4月1日から施行されるようでありす。そして、今現在施行されている農業施策も、平成30年には見直しをするということでありす。本当に大変目まぐるしく変わっていくわけでありす。我々蟹江町の兼業農家の人たちが健全な米づくりができることを願って、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で佐藤茂君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「消防団の現状を問う」を許可いたします。

○10番 佐藤 茂君

先ほどはありがとうございました。

それでは、続きまして、2問目ということで、10番 新政会 佐藤茂です。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「消防団の現状を問う」と題して質問させていただきます。

随分昔となつてしまいましたが、私も消防団員として活躍しておりました。また、ラッパ隊長、分団長という役職もさせていただきました。本当にいい経験をさせていただいたと思っております。

しかし、時代が変わり、私が団員であったころと随分環境も変わってきました。装備は充

実したようですが、消防団として求められるものも多様化してきているように思えます。少子化による人員不足も深刻ではないでしょうか。

今回の質問は、現役の団員さん、また消防団のOBの方々から、本当にご熱心な方が大変多く見られますので、その方々のお話をいろいろ聞きまして、少しでも消防団の力になればいいなという思いで質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、消防団の現状の確認のために、いろいろ数字的なことを質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

現在、団員の総員192名ですが、平均年齢はどのぐらいでしょうか。また、最年少、最高齢の方々の年齢も教えていただけないでしょうか。よろしく願いします。

○消防本部総務課長兼予防課長 山田 靖君

消防団の年齢につきましてご説明させていただきます。

平成27年9月1日現在で、平均年齢は28.7歳、最年少の方は18歳で、最高齢の方は55歳であります。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。すみません、55歳の方は団長さんでしょうか。

○消防本部総務課長兼予防課長 山田 靖君

55歳は副団長でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、平均年数はどのぐらいでしょうか。また、最も長く在籍されている団員の方はどのぐらいでしょうか。

○消防本部総務課長兼予防課長 山田 靖君

ご説明をさせていただきます。

こちらも平成27年9月1日現在でございます。平均在職年数は6.1年、最も長く在職されている団員の方は、現在18年でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、次に、団員の皆様は、日ごろ勤められている方、または学生の方もおみえになるかと思いますが、どのようなお仕事をされているのか、そのうち、勤め先が町内の方ほどのぐらいなのか教えていただけないでしょうか

○消防本部総務課長兼予防課長 山田 靖君

ご説明をさせていただきます。

勤め先の内訳といたしまして、会社員の方が91人で、そのうち勤務先が町内の方が25人、町外の方が66人です。次に、公務員の方が43人で、そのうち町内の方が29人、町外の方が14人です。次に、自営業の方が17人で、全て勤務先は町内の方でございます。次に、学生の方が21人です。勤務先職種でその他と分類される方ですけれども、20人のうち、町内の方が5人、町外の方が15人でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

公務員の方で町内の方が29人と先ほど言われておりましたけれども、その方々は蟹江町の役場勤務の方でしょうか。

○消防本部総務課長兼予防課長 山田 靖君

先ほどの29人の方は、全て役場勤務の方でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、団員の募集についてお聞きしたいと思います。私が団員のころも、新しい団員の勧誘には大変苦労しておりました。今でも、どこの地域でも、団員の確保には大変苦労しているとお聞きしております。新しい団員が見つからず、なかなか入れかわることもできずに、長期間分団員をされている方もおみえになるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

団員の募集はどのように行われておるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○消防長 奥村光司君

佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、行政といたしましては、平成26年4月に地域の防災力強化に努めるため、消防団員の加入促進を図ることとしまして、町内在勤の方にも消防団に入団していただけるということになりました。そういったことから、町内の事業所に入団のご協力をお願いをしております。また、団員募集のチラシを町内会に回覧、団OBに関係する店舗への掲示、町ホームページに掲載などをして募集を行っております。また、各分団におきましては、町内会のご協力を得ながら、団員のつながりをもとに勧誘に回っていただいております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

町ホームページ等、それで、今町に住んでみえなくても、町内で働いている方も消防団に入ると、そういうことですね。わかりました。

消防団の皆さんは、団員さんの同級生や友人関係に声をかけて勧誘していると思われ

が、就職などで地元を離れたりすることもあるので、なかなか難しいように思われます。また、年がたつにつれて疎遠となり、今地元にいるのか、何をしているのかわからないこともあります。行政としてはホームページなどで募集していると先ほどの説明がありますけれども、効果はいかがでしょうか。ほかにも何か効果的な募集は考えられないでしょうか。例えば、将来の消防団員とも言える若者が多く集まる成人式等でPR活動をしたり、また、町民まつり等で各種イベントをやってみたり、また、PR活動だけではなく、消防団が主体となって住民の皆さんが参加できるような訓練を行うとか、また、防災意識を高めるために消防団活動にも理解を深めていただけるような、何かこのようなことはできないでしょうか、少しお聞きいたします。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

現在でも、訓練、イベントなどの折、PR活動を行っておりますが、今後はさらに、議員がおっしゃった成人式でのPR活動、それから、町内会等の行う行事におきましても幅広くPR活動を行っていきたいと考えております。また、消防団が主体となって、住民の方々が参加できるような訓練などにつきましても、どのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。本当によろしくお願ひいたします。

それでは、次に、女性消防団員についてお聞きしたいと思います。

以前質問させていただいたこともありますが、本部づけて5人、私の地元分団にもおりますが、分団に2人と、合計7人の女性消防団員が誕生したようでございます。本当にありがたいことだと思っております。さらなる活躍を期待しつつ、それでは、質問をさせていただきます。

まず、現在の女性消防団員の活動状況はいかがでしょうか。町ホームページでは、防災意識に関する普及活動、各種行事における受付・ナレーション等、また、消防団PR活動、災害時における後方支援活動とあります。私も、観閲式、出初め式に参加された姿を拝見しておりますが、ほかにどのような活動をされているのかお尋ねいたします。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、現在、防火意識に関する普及活動、各種行事における受付・ナレーション等、消防団のPR活動、災害時における後方支援活動、これらの活動を団本部の女性団員の5名の方に行っていただいております。このほかにも、女性消防団員2名の方は、各分団におきまして、男性団員と同様の活動、活躍をさせていただいております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

私も少し調べさせていただいたんですけども、他の市町村の女性消防団員では、広報、また啓発活動として、保育所、幼稚園等にて防災教室や避難教室を開いたり、また、各家庭に訪問していたりするところもあります。また、消防団員が応急手当を習得して、住民向けの講習等をしているところもあるようであります。女性ならではの優しさを最大限に生かした活動ではなかろうかと思うわけであります。

それとは別に、災害が起きたときには関係ないという観点から、先ほど言われましたように、第一線で活動ができるように訓練に励んでいる地域もあるようであります。また、女性消防団の操法大会も開催されているようで、先回でありますけれども、蟹江町の操法大会においても女性の方が選手として出場されていた、そのようなことをお聞きしまして、本当にうれしく思ったわけであります。女性だから広報活動や後方支援だけとは限らないのかと、このようにも思いました。

他の市町村の状況を踏まえ、今後どのように女性消防団の活動をされていこうとしているのかお聞きしたいと思います。

○消防長 奥村光司君

それでは、お答えさせていただきます。

今後におきましても、地域の安全を守るかなめとしてご活躍いただくところでございますが、ただいま、団本部の5人の女性消防団員さんにおきましては、応急手当の普及員の資格を取得していただいて救命講習会等で活躍していただく、そういったことや、町内の保育所等で消防職員が花火の指導を行っております。こういった行事にも積極的に参加していただくことを、団長等と検討して行っております。また、将来、女性消防操法大会の出場も視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

とにかく、日ごろは仕事もされており、余り負担になってはいけませんけれども、ぜひともすばらしい活躍をしていただきたいと、このように思っております。

それでは、消防団の出動について質問したいと思います。

火災にしろ、また災害にしろ、昼夜を問わず起きるわけであります。まずは、火災が起きたことを想定して質問いたします。

例えば、今火災が発生し、消防団全分団に出動要請がかかったとします。その場合、各分団平均して何人ぐらいが出動できると思われませんか。先ほどお聞きした団員のお勤め先から、

やはり町内にお勤めの方が中心になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○消防長 奥村光司君

それでは、お答えさせていただきます。

先ほどのご質問の中にお答えしておりましたとおり、町内にお勤めの方が76人で、全体の約4割ほどでございます。やはり、すぐに出動していただける方は町内にお勤めされている方が中心となると思いますが、全分団に出動要請がかかれば町外にお勤めの方も参集されますので、各分団平均何人ぐらい出動できるかというのは、推測するのはちょっと困難かと存じます。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

やはり、先ほどの説明でも町外の方がかなりおみえということで、なかなか把握できないということでもありますけれども、それでは、先ほどの説明で役場職員の方で消防団員をされている方も多数おみえでしたが、その方たちというのは、こういう場合というのは出動できるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

役場職員の消防団員の方は29人おみえですが、全員が出動してしまいますと、日中ですが、本庁業務に支障を来す場合も懸念されますので、状況に応じて、出動できる団員が交代しながら活動していただくと理解しております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

やはり、全員が出動できるというのも、なかなかこれも難しいかなと私も思っております。でも、平日、日中の人員不足というのは、協力隊員制度があります。各分団5人まで協力隊員を置くことができるようになっておりますが、どのような方々が協力隊員になることができるのですか、お尋ねいたします。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

蟹江町消防団協力隊員の運用に関する要綱におきまして、消防団員または消防吏員を経験した町内在住在勤の方。ただし、消防団長が災害等出場に際し支障がないと認める場合は、町内在勤であることを要しないこと及び消防団業務の遂行に支障のない者が協力隊員になることができると定められてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

これは役場の方でもなることはできますでしょうか。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

先ほどの協力隊員の要件を満たしていれば、役場職員の方でもなることは可能でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

そういうあれがあればなれるということでもありますね。今おっしゃったことを全部筆記できませんでしたからあれですけども。

それでは、次に、火災ではなく、地震や水害、また災害が起きたことを想定いたしまして話をさせていただきます。

先ほどと同じように、今何らかの災害が発生し、消防団全分団に出動要請がかかったとします。しかし、災害の種類によっては出動が難しい場合もあり、また、火災のように、出動できる人数は、先ほど言いましたように想定できないかと思います。

そこでお聞きしたいのは、火災の場合ですと比較的出動できた役場職員の消防団員ですが、災害の場合は消防団員としての出動はできるのでしょうか。お願いいたします。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

蟹江町消防団設置条例で、団長の招集または招集を受けない場合であっても、水火災、その他の災害が発生したときは、直ちに職務に従事することと定められておりますので、役場職員が出動することは可能でございます。しかし、役場職員の場合、非常配備体制がとられることとなった場合は、役場の職務を優先していただくこととなります。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

そうすると、どうしても仕事がある場合は、役場のほうの仕事をやらなければならないということであるわけですね。わかりました。

平日日中の出動は、協力隊員の協力があるとはいえ、なかなか人数が集まることができない。また、火災出動はともかく、災害時には特に難しいと思われるわけでありまして。蟹江町には常備消防があるとはいえ、署だけでは対処し切れない場合もあると思います。そういった場合、頼りになるのは、やはり消防団ではないかと思うわけでありまして。

ここで私のほうから1つ提案があるわけですが、例えば、私も所属しておりましたラップ隊は、ふだんは地元の分団に所属しておりましたが、式典など、ラップ隊での活動があるときは、ラップ隊員として活動しておりました。それと同じように、役場職員で消防団員の方が多数おみえで、なかなか出動できる団員が集まらない場合、平日日中ではありますけど、平日に限り役場職員の消防団員だけで活動できないか。私の勝手なあれですけど、役場分団、そんなようなイメージでありますけれども、役場を本拠地として、ある程度装備、準備をしておけば、平日日中の出動に瞬時に対応できるのではないかと思うわけでありまして。1分団だけでも瞬時に対応できる分団があれば、火災だけでなく、災害に対しても非常に心強いのではなかろうかと思うわけでありまして、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、平日の日中には、すぐにでも対応していただけると思います。しかしながら、役場職員の団員29人全員が出動してしまいますと、本庁業務に支障を来す場合も懸念されますので、状況に応じ出動できる団員で、適宜交代しながら活動していただくことと理解しております。

また、役場分団を置くことにつきましては、当町では、昼間時等における災害出動の要員を確保するため、消防団協力隊員を各分団5名配置してございます。災害発生時には対応できる体制を組織し、消防団活動にご協力いただいております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

地域によっては、役場で1分団あるところもあるようですけれども、完全に独立して設置してもいいかと思っておりますけど、先ほどの説明で、現在、役場の職員さんだけで一個分団ぐらいの人数がおります。それぞれの分団で活動できればいいのですけれども、例えば、先般ありました中部第一輸送の火事でありまして、あれだけの火事になりますと、どうしても多くの団員の数が要るように思います。平日日中のように団員がなかなか集まらない場合、すぐにでも対応できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○消防長 奥村光司君

お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、役場で一個分団組織されているところもございまして、先ほど述べさせていただきましたように、災害でも、火災でも、状況に応じ、役場職員の出動できる団員で、適宜交代しながら活動していただくと思っております。また、昼間時の要員を確保するため、消防団協力隊員という方にも災害発生時には対応していただけるよう体制をと

らせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

いろいろ先ほどから同じようなことを何遍も質問して申しわけございませんでしたけれども、やはり、役場分団というのは少し難しいということでもあります。消防団員の皆様は、立場上は、我々議員と同じ特別公務員になりますが、活動自体はボランティアに近いものと思ひます。我々の町は我々で守るといふ郷土愛精神のもと、活躍する姿形は違ひますけれども、協働につながるかと思ひます。大変ご苦労さまでございますが、今後とも町のために活躍していただく消防団の皆様方に感謝を申し上げ、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は3時からといたします。

(午後 2時41分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時00分)

○議長 高阪康彦君

質問6番 戸谷裕治君の「水に強い町づくりを目指せ」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○5番 戸谷裕治君

5番 戸谷裕治でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従ひ質問させていただきます。

その前にですけれども、町長におかれましては、8月30日の本町町内会の初めての合同防災訓練にご視察、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。また、協力いただきました関係機関におかれましては、まことにありがとうございました。御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、質問に入らせていただきます。

地方創生、また人口減少の問題に取り組むとき、本町の問題点の大きなものの一つに水の問題があると思ひます。地域全域が日本一の海拔ゼロメートル地帯に属している。昨年12月議会の一般質問でもいたしましたように、河川の堤防の強化、そして水閘門や蟹江川の排水機等の機能アップにより河川の氾濫はなくなっておりますが、河川が天井川であり、住居地

域からの排水は、水路を使い、数多くの排水機によって吸い上げ、川に流している町であります。確かに、下水道の整備が進み生活排水の分離がされましたが、まだまだ接続が進んでおりませんので、雨水は水路に流れ込みます。

昨今は、世界的気候変動により、地域限定、ゲリラ豪雨や集中豪雨等による洪水や土砂崩れの大災害が全国で発生しております。本町も、ことしは8月17日の豪雨で、朝4時ごろから6時半ごろにかけ、本町地区を主とした冠水が起きました。深夜から早朝にかけてということで、幸いにして交通等に支障を来すことは少なかったですが、浸水被害がありました。何十年と、大部分は同じ場所であります。本町地域は、区画整理も行われた住宅密集地域であります。住宅密集地域で冠水した道路に車が走るとどのようなことになるかは、おわかりのことと存じます。また、近鉄蟹江駅周辺が冠水いたします。冠水を知らない通勤通学の方々には、靴を脱いで歩いていただくこともありました。

愛知県が、国の国土強靱化地域計画策定モデル調査の参考資料で、愛知県における脅威の一つに集中豪雨を挙げています。こちらは参考ですけれども、平成20年8月末の県内各区地で起きました雨量が100ミリ超で河川の氾濫や内水などによる被害をもたらした、ご存じのように、岡崎とかの大災害があったときです。県は100ミリ超での被害を参考にしておりますが、本町地域は時間50ミリ超の雨量でも内水が起きます。また、いつもの場所で起きます。住民の方々は、ここは土地が低いからしょうがないと我慢されているのが現状です。いい人たちばかりですね。行政は、声なき声を聞き取るのも役目であります。

この町は、名古屋に隣接した大変便利な地域であり、地方創生や人口減少を考えると、大変優位で可能性のある町であります。近鉄駅の整備はもちろん大変重要であり、ぜひ進めていただきたい。また、助力も惜しまないつもりでございます。しかし、冠水することにより、住民の資産の目減り、土地価格にも反映されると思います。まず、行政が住民の方々のことを考えると、一番は安心・安全のまちづくりであります。そして、資産を守ることであると思われれます。

そこで質問いたします。

1 問目でございます。新本町線のカルバート形式の排水路は現在十分に機能しているのか。この機能しているというのは、新設された時点ではヘドロが一切なしでしたよね。現況のヘドロのぐあいを教えていただけますか。第1問でよろしくお願い申し上げます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

議員のお尋ねの新本町線のボックスカルバートは現在十分に機能を果たしているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

新本町線のしゅんせつにつきましては、平成22年、23年度に、2カ年を通じまして実施しております。直近にボックス内を確認しましたところ、確かに土砂は堆積しておりましたが、水路としての機能は果たしていると考えております。

少し質問内容から外れますが、冠水対策の事業について触れさせていただきます。しゅんせつは毎年度計画的に進めておりまして、平成24年度、25年度には、大雨により極めて早い段階で道路冠水する区域、下山地内でございますが、こちらの浸水対策を施してございます。こちらは、水中ポンプによる強制排水や区域全体の排水路の改修を順次進めております。昨年度には、排水機場の遊水地に土砂が計画以前に堆積していたことから、舟入排水機場の遊水地をしゅんせつし、また本年度は、今排水機場前のしゅんせつを予定しております。今後とも計画的に、新本町線も含めましてしゅんせつを進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

今ご返答がありましたんですけれども、カルバート式のところのヘドロの状況ですけれども、これは水路に対して何%ぐらいたまっているんですか。聞きますのは、その水路自体が貯水池として遊水機能があるんじゃないかと。ヘドロがたまりますと、水路としてはちゃんと機能すると思えますけれども、一旦水のとときには貯水機能としては低下をしているということですね。そこをお尋ねしているんですけれども、よろしく願います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほど、一度確認をさせていただきましたという中で、何センチぐらいかということをお願いしました。すみません。こちらにつきましては、水を含んでおりますが、一応調べたところ、30センチ強の泥が堆積してございました。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

カルバート式の高さは何メートルですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

2メートルでございます。

○5番 戸谷裕治君

そうしますと、約1割5分貯水機能が低下しているということですね。そして、この町というのは、やはり水との闘いですから、毎年のように、少しはお金を使ってでもしゅんせつしていかないと。そして、年数を重ねますと、それだけヘドロの量が多くなる。そうしたら料金がかさむということですね。1年1年されますと、料金が例えば1,000万円で終わるところが、2年、3年とたまりますと、その2倍、3倍で済むかという、違うと思うんですよ。そこら辺は私の見解が間違っていたらだめなもので、ちょっとご返事いただけますか。その辺の処理の。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん、しゅんせつにつきましては、少なければ少ないほどその分が量は減るわけでござ

ざいます。ただ、こちらにつきましては、現在もいろいろなところで進めているんですけども、個々ばらばらに取っていくというふうになりますと非常にお金がかさむ形になりますので、もし取る形になりますと、その場所において全部進めるというのが一番いい方法だと考えてございます。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

そうですね。町全体のことを考えまして、私どもの本町地域だけということを考えているわけではございませんけれども、現に冠水いたしますので、そういう地域は毎年のようにしゅんせつをしていただかないと困るということです。それは現実問題ですから。

2点目は、冠水地域、このカルバートと別に、その周辺の水路と側溝のしゅんせつ状況はいかがですか。この2つは同じような質問になりますけれども、今度は周辺のことをお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほどの質問と同じく、水路しゅんせつの関係でございますけれども、主に幹線水路は、排水機場の遊水地から順次進めておるということを先ほど述べさせていただきました。次に、道路側溝のしゅんせつでございますが、こちらにつきましては、毎年度町内会を通じまして要望があり、実施しているところでございますが、2割程度以上しゅんせつしたところから進めさせていただいているのが現状でございます。

○5番 戸谷裕治君

先ほど、しゅんせつのことで舟入の排水機場のしゅんせつをされたということですが、こちらの舟入のところはどれぐらいしゅんせつされたのか、一度お教え願えませんか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

すみません、何立米という形のもので、今お答えする資料を持ってございません。申しわけございません。今遊水池がございまして、遊水池にたまっている分をしゅんせつを進めさせていただきました。確かに、遊水池だけ取れば全ていいかというものではございません。あくまでも、北のほうから順に南へ流れてくるわけですから、また再度たまってくるはたまってくるんですけども、今回の舟入排水機場につきましては、遊水池内のしゅんせつをやらせていただきました。

○5番 戸谷裕治君

今のは昨年のお話ですよ、舟入の話は。そのときに、遊水池でも100%取られていないと思うんですよ。だから、昨年のお話ですから、ご返答がいただけると思うので。100%取ってないですよ。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん、見た目には下にたまっているように見えるんですけど、あれはふとんかごといい

まして、それ以上取れるとどンドン下に潜っていってしまいますので、ふとんかごが下に準備されております。その部分まで取っていますので、ぱっと見た目には、まだたまっているように見えるような状況でございます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。失礼いたしました。たまっているようなことを思っておりましたので、100%取られてないなというようなことを聞きましたもので、そういう質問を差し上げました。

先ほど、冠水周辺の側溝等のしゅんせつ状況とかをちょっとお伺いしたんですけれども、20%たまったところから取っていくというようなお話でしたけれども、このときには土地改良の関係の水路もあると思うんですよ。ですから、町だけの問題じゃないと思いますから、それも承知いたしていますので。だけど、行政としては、やはり、そちらとも話し合いをしながらやっていただかないといけないと思うんですよ。その辺の絡みのことをこれからご考慮願えるかどうかというのを、一度どなたか土地改良との関係とかのことを考えながら返事していただけないでしょうか。

○副町長 河瀬広幸君

排水の問題についてご質問をいただきました。

当然、これは私ども、今現在ある排水機は土地改良事業で設置しておりますので、これは切っても切れない状況にあります。ですから、都市災害の排水対策を含めて、用水、それから排水の問題もあわせて、土地改良と綿密な連携をとりながら対処していきたいと考えております。

○5番 戸谷裕治君

そういう状況にある本町地域というのは、区画整理の終わった、土地改良の方々にやっていただいている狭い水路が多いもので、これも一旦は、少しは解決していかないといけないんじゃないかなという状況が来ております。というのは、やはり、住宅密集地になっておりますので、その辺も考慮してこれからやっていただきたいなと思っております。

そこで、僕も今ちょっと答えみたいなことを言っちゃったんだけど、3番の質問がそれだったもので。冠水周辺は区画整理された地域で、なかなか難しい地域であるかもしれませんが、水路の再整備です。今現在のことで結構です。こちらのほうを再整備を考えておられますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

現段階では計画はありませんが、やはり、こういうものは新しいまちづくりを進める中で整備していくものと考えております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

そのとおりで、町ができ上がってきましたもので、時代も変わってきておりますから、やっていただかないと、いつまでも同じところで同じようなことが起こるといのは、これは行政の不手際ということしか言われなくなりますから。これが5年や10年の問題じゃないものでね。低いところは低いので我慢しろというような発想はだめなもので、そこら辺は考慮していただきたいと。よろしくお願い申し上げます。

4番目の質問に入ります。

土地改良の方々と町の努力により排水機の能力がアップしておりますが、排水機の能力がアップするとこの冠水は解決すると思っておりますか。簡単な質問です。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの排水機が能力アップすれば冠水は解決すると考えているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

伊勢湾台風以後整備されました排水機場も、老朽化とともに能力も低下しましたところから、順次改修を進めているところでございます。現在改修中の宝排水機場が完成しますと、旧排水機場より口径も大きく、早い段階でのポンプ運転が可能になり、全体の排水能力につきましても、これまで毎秒4.67トンから5.70トンになりますので、浸水対策の大きな一助をなすものと期待をしております。

このように計画的に排水機場の整備を進めるにはありますが、海拔ゼロメートル地域でありますので、突発的な集中豪雨が長時間降り、排水能力を超える雨量となった場合には、冠水の心配がないと言い切れないところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

課長のおっしゃることはよくわかるんですけども、そして、川上からの排水のこととかで、なかなかこちらのほうで排水が可能かということ、増水しているときは、蟹江川に簡単に排水できない場合がありますよね。それも理解しております。ですから、排水機が能力アップしたからって、一旦水はなかなかとまらないということですよ。課長が遠回しに言われたけれども、この町はそういう状況だということですよ。

そうしましたら、簡単に5番目に入らせていただきますけれども、本町が区画整理された時代と異なり、JR駅北の区画整理では法律により貯水池の設置が義務づけられております。時代が変わり、気候も変わり、それぞれに対応することが行政の役目であると思っております。名古屋市では大規模な地下貯水池の建設が行われていますが、本町も、財政的なことがあるかもしれませんが、相応の対応をしていかなければならないと思っております。一旦水の解決に向けて、本町地域に排水貯水池を設けるつもりはないですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

一旦水の解決に、本町に排水調整池を設ける考えはないのかというご質問にお答えをさせていただきます。

これは一つの事例ではございますが、今議員も言われましたとおり、蟹江今駅北特定土地区画整理事業によって、桜地区が現在ございます。その施行に合わせまして、地区の西側、三角地に調整池が設けてございます。この地区の集水エリアは、隣接する地域も含めまして23ヘクタールございます。1時間雨量50ミリを想定して、8,574立米の容量の調整池を整備してございます。事業費は約8億円でございました。

仮にこの事例を参考といたしまして、本町地区全域を想定した場合でございますが、本町には地区の集水エリアが156ヘクタールございます。単純に桜地区の調整池を比準した場合、約7倍の用地と事業費が必要となることとなります。したがって、議員が言いますとおり、調整池によって一旦水をためることは、浸水・冠水対策の非常に有効な手だてではございますが、本町地区の現状からは、少し難しいものかと考えております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

今課長がおっしゃったように、面積分でいいますとそういうことになると思いますけれども、大体皆さん冠水地域をごらんになったことはありますよね。8月17日にどこら辺で冠水しているかというのも、役場の職員さんは皆さんご存じですよ。そうしますと、その面積とか、そういう考え方じゃなしに、全面積じゃなしに、その部分だけの解決ができるような手法というのはないんだろうかという考えは起こらないですか。どうですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

議員が言われますとおり、今、全体で計算したもので述べさせていただきました。確かに、その区域ごとにそういった調整池をつくることは、非常に有効な手段だとは思いますが、やはり、その用地も取得しないといけないということもありますけれども、ただ、三角地のような池をつくらうとした場合に、やはり、ゼロメートル地帯でございますし、たくさんの宅地が周りがございます。そうなりますと、そのところに地下を掘ったときに、下から水はどんどん上がってきますので、周辺のおうちのほうも被害をこうむるということも一応確認はしてございますが、ただ、それだからといって、全くつukらないほうがいいということではなくて、今検討、勉強させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

検討、勉強していただいているそうですから、やらないということじゃないんですよ。検討、勉強されているんだからね。

だけど、現実問題としてそういうことが起こっている町というのは、これから地方創生とか、また、若い方に住んでいただくということになりますと、呼び込むということになると、最初からそういうリスクを抱えた町だということ。そして、近鉄蟹江駅という公共交通機関の周辺がそういうことが起こっていると。それも200メートル、300メートルの範囲でそういう地域があるということですから、それを一番危惧いたしますね。その水が同じようにたまるということですから。

そして、近鉄駅の南側、ご存じのように、健針堂さんの前、そして、もう一つ、西南は風鈴坊さんの前、そこは多いときですと膝ぐらいまで水がたまりますね。そこを車が走りますと、全部住居地に水が流れ込んでいくと。ですから、大変なことになっているというのが現状です。そして、飛島とか十四山、そちらのほうからの通勤の人は、そういう事情をわかっておられない方が来られますと、車でそのまま走っていく方をストップせんといかんもんでさ、朝はいいんですけれども、夜中とかですとね、やはり、虎柵等も結構大変なんですよ。そういうときにも、大体行政の方は場所がどこら辺で冠水するかというご存じなもので、そうしましたら、そういうときに早く虎柵手配とか、そういうことはしていただきたいと思うんですけれども、これは安心安全課のほうにお聞きしたいんですけれども、そういうことはできないものですかね。交通ストップということですよ。

○産業建設部長 志治正弘君

すみません、安心安全課のほうで答えをとということですが、一応通行止めの関係でございますので、道路管理者のほうから答えをさせていただきます。

今、健針堂さんのことを例として出されました。実は、いつもあそこは、一時雨でどうしても冠水してしまう地域でございます、通行止めをすれば。今言った、冠水箇所ですと車が通れば、波打って入ってまいりますので、そうしたことも含めて、健針堂さん付近が冠水したときは、既に前もって健針堂さんのほうにその辺のバリケードなんかをお預けしてございます。ですから、その状況によりまして、その都度対応をしていただけるようにしております。

あと、おっしゃるとおりに、冠水する場所は町のほうでも把握しております。そんな中で、通行止めをかけるかどうかという判断が非常に難しいところがございますが、できる範囲で、町のほうでその対応はさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○5番 戸谷裕治君

今部長はそういうことをおっしゃいましたけれども、大概、大雨が降った日は、僕は全部歩いているんです。そこでお会いするのは、町の職員さんが車で来られた人とお会いします。そこで、通行止めとかの手配は何もしない。ほとんどしていない。これが現状だから、やっておられると言うのはやめたほうがいいね。その部分に関しては、やりましょうよと言うので、ここは通ったらだめですと思切ってやりましょうと、その場の判断でやっておりますけれども、職員さんのほうから、ここはとめていいですよというのは聞いたことがないです

ね。警察が来られるのを待ってくれというような話を聞いたり。そこら辺ははっきりしておいていただかないと、どういう判断を下していいか僕もわからなくなるから、町のほうとしては、そういう警察とのやりとりなしでやっていただけます。

○産業建設部長 志治正弘君

今議員のほうから、警察を待つということでお話ございましたけれども、道路管理者として、その場の判断でもって通行止めはさせていただいております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ちょっとそれまして余分な質問をいたしましたけれども、これは冠水になったときの話を差し上げただけで。だけど、場所的に考えていただきますと、理事者の皆様、近鉄蟹江駅を中心とした道路が冠水するということですよ。今度緒についた、駅のロータリーの拡幅とかの話もあります。私もそれは一生懸命手伝わさせていただきます。ですけど、そういう冠水騒ぎが起きるようなことがあってはならないところで起きているわけですよ。これを何とか解決しようという。私が議員になってこれで5年目ですけども、その間も見えない。ですからこういう話を差し上げているだけで、この5年間、同じようなことが同じように起きている。毎年1回から2回は、その周辺を全部出ていっております。その辺のことを考えていただきたいと思うのが今回の質問の趣旨であります。

最後の質問の前に、こういう文章、文献からの引用ですけども、これをちょっと読ませていただきます。そして、行政の皆さん方の代表の方のご意見を最後にいただきたいと思えます。

「天災と国防」という本からです。

「洞窟の中で暮らす時代は、じっと潜んでいれば暴風も凌げた。粗末な小屋なら倒壊しても建て直せた。重力に逆らい、自然に抗うような施設を造るようになって、建物の倒壊や堤防の決壊に命を落とすようになった。送電線が大規模に敷設されるようになると、一地域での損傷が広域を巻き込むようになる。これを宿命として放置していいのだろうか」。

この最後の文章です。今の状態を蟹江町の宿命として放置していいのだろうか。この地域の状態をどのように解決していこうとお考えかというのを町長にお尋ねいたします。

○町長 横江淳一君

戸谷議員にお答えをいたします。

蟹江町の浸水対策を問うということでございます。今、るるご指摘をいただき、また、答弁を差し上げました。残念ながら、これといった絶対的な解決策が今見つけられないのも事実でございます。

慢性的な海拔ゼロメートル以下に住む我々といたしましては、ある意味、全く不条理では

ありますけれども、我々の子供のころは、水の中を渡って歩いたのが当たり前だから我慢しなきゃいけないよなんていうことの教育を受けた時代の方も、まだまだたくさんおみえであるのも事実であります。しかしながら、そんなことでは、とてもじゃないですけれども、都市づくり、まちづくりはやれるものではございません。

ある意味、私も平成7年から議会議員をさせていただき、いろいろな議員の皆様とご相談を差し上げた中で、我々も中に入った中で、本町地区の、特に冠水地区、学戸もあります。数十カ所あるわけでありまして、まず、その要因は何であろう。海拔ゼロメートル以下であるのは事実ではあるんですけれども、都市水路の整備、土地改良の水路の整備、そしてポンプの能力のアップ、これも含めて、やれる範囲で、今一生懸命やらせていただいております。

もとより、先ほど答弁させていただいた中で、ほとんどの排水機が農業用排水機でございました。特に、本町、舟入、宝の排水機場は、伊勢湾台風以後に整備をされた排水機であります。老朽化には本当に拍車がかかっておりまして、生命・財産を、今でもしっかりと守り続けていただいておりますが、今後完成すれば1.5倍の排水能力のある緊防で今行っておるわけでありまして、遊水池の確保、並びに水路のしゅんせつも含めて、今後やってまいりたいというふうに思っております。ただ、蟹江川に排水するだけではなくて、今度は蟹江川から、イコール、日光川への排水があるわけでありまして、何でもかんでも蟹江川へ全てというわけには、これもまた、排水規制の問題があるから非常に難しい問題もまだまだあるわけでありまして。

いずれにいたしましても、マイナスゼロメートル以下のこの地域、海部郡一帯、稲沢の北部ぐらいまでがプラスマイナスゼロであるという認識をしておりますが、その地域は共通の問題を抱えております。今蟹江町でできること、皆様方からいただいた貴重な税金、予算の範囲でできることにつきましては、農業団体、そして地域の皆様のご協力を得ながら、しっかりと水対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

まだまだ足りないところは十分わかっておりますが、本当に残念であるのは、きょうも茨城県には警報が出ておりますが、本当に惨めな、堤防が決壊するとああいう状況になってしまうんだということを目の当たりに見させていただいております。51年の災害のときもそうでありまして、蟹江町も同じような経験をしております。昭和34年には、伊勢湾台風という本当に甚大な被害をこうむっておるわけでありまして、十分理解をさせていただいております。今後とも皆様にご協力をいただきながら、しっかりと、ポンプの改修、そして水の対策もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますとともに、先ほど戸谷議員が言われましたように、蟹江町の玄関であります近鉄、そしてJRの駅周辺の整備については、しっかりと、そのことも含めて整備をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○5番 戸谷裕治君

まことにありがとうございます。

今まで質問を申し上げましたのは、そんな簡単に貯水池ができるのか、そういうことは思っておりません。ただ、へドロのしゅんせつだけは、本町地域は重点地域として常にやっていた。これだけでも少しは遊水機能というのは上がりますので、それが大事かなと、まずは思っております。それを怠ることによって、やはり、少しの雨、50ミリまで行かなくても冠水しますので、ですから、そういうことも重点地域としてやっていただきたいと。それが、まずは第一の要望です。

その次に考えていただきたいのが、貯水池です。やはり、これもやるべき時が来たかなと思っております。そういうこともご考慮願いながらやっていただきたいなど。

そして、これから地方創生、そして人口減少に耐え得る町だと信じておりますので、今やるべきことをやらないと、リスクのあることをほったらかしにすると若い人は住まなくなりますよと。これも事実の話ですから、そのリスクをなるべく少なくしていきましょう。そして、いい町にしたいなと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

質問7番 黒川勝好君の「再度問う！ J R蟹江駅北口自動改札 終日に！」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川勝好でございます。

「再度問う！ J R蟹江駅北口自動改札 終日に！」について質問させていただきます。

この問題につきましては、6月の議会で一度質問させていただきまして、私としてもまだまだ納得がいかないということで、今回、再度この問題について質問をさせていただきたいと思っております。6月のときにも質問させていただきましたことと重複するところがございませぬかもしれませんが、ご勘弁をお願いいたしたいと思っております。

まず最初に、平成10年のお話をさせていただきます。平成10年より J R蟹江町の北口に改札を設けようということで始まりました。このときにどのような規模で、どのような形で北口の改札をつくらうとされたのか、また、概算の予算としてどれぐらいの予算を踏んで計画をされておったのかお答えを願います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

質問のありました北口改札の計画内容についてお答えをさせていただきます。

北口改札の計画につきましては、町のほうから J Rに対して2つの方法の要望を行ってき

ました。その内容としましては、今まで議会の中でもご説明したとおり、1つ目は、議員の質問にあるとおり、JR蟹江駅北側に新たな改札口を設置していただきたいということ。2つ目には、現在ある北側臨時改札口を常時開設してもらうこと、また、自動改札機及び券売機を設置していただきたいという要望を行ってきました。しかしながら、たび重なる協議を行ってきましたが、担当部局のみではなく、町長、区画整理の理事長等も行った結果、設置について具体的な進展は望まれなかったため、規模や予算の概算について検討をするところまでは至ってはございません。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今、ざっと流して答弁されちゃったものですからあれですけども、そうすると、平成10年当初、北口につくってくれというときに、JRにはただそれだけの話で持っていかれたわけですか。もう少し具体的な話はなかったんですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

当初の平成10年から交渉に入っておりますが、そのときには、やはり、北口に改札を設置したいという目的だけをJRに持っていきました。その方法については、まだそのときには具体的な案としては持ってはございませんでした。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうすると、平成10年からだらだらと交渉をしてきた。どういう交渉か知りませんよ、北側にただつくってくれ、つくってくれと。JRはだめだ、だめだと。それで続いておったわけになるわけですね。当時、このときは佐藤町長だと思いますけれども、ここに資料としていただいておりますが、北口設置について平成17年当時には町長がJRと接触したと聞いております。平成17年ということは、町長はかわられたばかりの年だと思いますけれども、この10年から17年の間は、佐藤篤松町長のもと、ほとんど話は進んでいなかったという理解でよろしいですか。また、町長はこの17年に就任されまして、横江町長になられまして、それから18回、回数まで書いてありますけれども、JRと協議を重ねましたということですが、これはこのとおりでよろしいですか。

○産業建設部長 志治正弘君

それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今言われました平成10年当時から17年当時、今の横江町長にかわれまして、横江町長がじかにJRのほうに行かれたことは数回ございますが、それまではあくまでも担当レベルとして、前にも申し上げましたとおりJRの北側の区画整理事業の計画が大体見えてきたころでございましたので、まずは、ずっと担当レベルでもって、将来新しいまちづくりができる、北側にロータリーができる、何とか北口から駅へアクセスする方法を模索しながら、JRと

協議を進めてまいりました。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

では、町長に聞きますけれども、平成17年にかわられたわけですが、佐藤篤松前町長から何かこの経緯についての引き継ぎというものはございましたか。

○町長 横江淳一君

議員もご存じだと思いますけれども、我々も議員をやっておりましたので、詳しい話は知りませんが、今要望をしていますというざくっとした話は聞いたような気がいたします。

○8番 黒川勝好君

それでは、もうちょっと古い話をさせていただきますが、昭和26年に臨時改札になったと聞いております。当時どのような経緯で北口改札をあげられたのか、そのときの覚書か何かがありましたら提出をしていただきたいんですが、あるんですか、どうですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

質問にありました臨時改札に係る覚書等についてお答えをさせていただきます。

臨時改札の設置の経緯としましては、当初は、日本国有鉄道に対して地元からの陳情により臨時改札を設置したという記録をJRより聞き取りで確認しております。その中で、覚書の存在についてJRに対して確認をしたところ、社内には保管をされてはいないとの回答でございました。同様に、町のほうにも保管はされていないため、覚書の取り交わしについては、今のところ全く不明でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

それでは、なぜいつまでも臨時改札という言い方をされるわけですか。覚書がないということは、どういう条件でここをあげていただいたかということとはわかんないじゃないですか。北口をあげたということは、これで北口の改札が完成したということで理解してはだめなんですか。なぜ、今でも臨時の改札という言い方をされるんですか。ちょっとわかりませんが。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

JRの聞き取りの中では、昭和26年から設置をされておるという話は聞いてございますが、実際のところ、26年に改札があったかという事実については明確ではございません。その中で、JRの姿勢としては、あくまでもあの改札については臨時改札であるという見解は、どのような調整を行っても変わることはございませんでした。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

だから、担当レベルでは変わることはなかったと言われるんですけども、我々にしてみれば、やはりおかしいですよ。

このときに、当時町長はどなたになるのかな、昭和26年ですとよくわかりませんが、当然地元の人、地元の要望であけていただいたと。町長も同席しておられると思うんですが、ほかにもいろいろな関係の人がおったと思いますよね。やはり、国鉄時代にそんな簡単に、あけてくれ、ああそうですかということはないと思うんです。ですから、いろいろな関係機関の方が動いたと思うんです。今回、町長も平成17年から18回JRのほうに出向いていろいろとやってきたとおっしゃいますが、例えば、昔のやり方ですと、いろいろな国会議員を使って、多分、昭和二十何年の時代ですから、地元の国会議員、あるいは県議員、その辺の人を使って、想像がつくと思いますけれども、そういう方を使って、臨時といいますか、とりあえず改札をあけていただいたんだと、僕はそういう理解をしております。

それで、今、横江町長になって、平成17年からですが、いろいろ動いたと言われますが、町長自体は、公には言っちゃいかんかもしれませんが、そういういろいろな関係機関の議員さんとか、周辺市町村の首長さんとか、そういう方と連携をして、あそこの臨時の改札を「臨時」を外して終日の改札にしてくれとか、今の北口の改札をきちっとつくらせてくれとか、そういうお願いはされたわけですか。

○町長 横江淳一君

ちょっと質問の趣旨がわかりかねますが、平成17年4月2日から町長をやらせていただいておりますが、先ほど言いましたように、前町長さんからは、特に引き継ぎは受けてはおりません。ただ、こういう話し合いをしたという話は議員のときに聞いたという記憶でありました。

しかしながら、既に土地区画整理事業が始まって、ある程度の、ロータリーができる、いろいろな図面を見せていただいた中で、改札口を何とかしっかりつけなきゃいけないんじゃないかという我々の思いもありましたので、私が担当者を連れて、まだあのときはツインタワーはできておりませんでしたか、できたか、ちょっとわかりませんが、別のところに、太閤ビルの上に一番最初にお邪魔をしたということでもありますので、ほかの誰に相談したということは全くございません。蟹江町として、せつかく駅北にすばらしい区画整理の土地ができますので、そのことを考えると、北の改札口は絶対あけていただかなきゃいけないという、その思いでお邪魔をさせていただきました。

以上です。

○8番 黒川勝好君

長期にわたり、町長も一生懸命この改札に向けてやられたわけですが、今の話で、断念せざるを得なかった。だからということで、今、自由通路と橋上駅の話が出てきていると思うんです。この断念をされたのが、ここにもございますけれども、平成21年6月1日に町長と区画整理組合理事長が要望書を持ってJRに行かれて、運営営業部長と幹部職員と接見をされたということが書いてございます。そのときに要望された2件、JR蟹江駅北側に

新たな改札口を設置していただきたいということと、もう一つは、現在ある北側臨時改札口は始発から終電までの時間帯で常時開設していただきたい、また、自動改札機及び券売機を設置していただきたいということで要望されて、いずれの要望も認められませんでしたということで、我々が聞いておるのはこういうことでございます。

それから4年後、平成25年6月、全員協議会で言われたのが、今のこの話になってくるわけです。自由通路の新設及び橋上駅舎化に関する概略設計実施ということで、25年6月に全員協議会で説明されたわけです。この間、4年間で大きく変わったわけですね。最初は北口の改札を求めておって、どうしてもだめだと。私が言っておるもう一つは、自動改札になって、自動改札も9時までしかあけることができない、終日やってくれ、これもだめだと。しかし、断られて4年間で、今度は自由通路及び橋上駅の話がぼんと出てきたわけです。この4年間にJRに何の動きがあったのか、町長自身はどういうお考えでこの話に乗っていったのか、ちょっとわかりかねるものですから、何かございましたらお願いいたします。

○産業建設部長 志治正弘君

私から補足的な説明を。

今、議員から町長が断念せざるを得ないというようなことでおっしゃいまして、その後、いろいろ断念をせざるを得なかった理由、確かに全員協議会のほうに出ささせていただきました。その後でございますが、実は、今議員が言われました平成25年6月の議会の前に、平成24年3月の全員協議会のときに、JR蟹江駅整備計画についてということで説明をさせていただいております。そんな中で、これまでの経緯をまず冒頭に述べて、最後のほうを読みます。「北口改札には以上の経緯があるものの、町としてもJR蟹江駅北側からのアクセスは必要不可欠なものとして捉えており、今後は、南北交流を図れる自由通路などの開設を含めた新たな協議をJRと始めようとしています」ということで、いきなり飛んだわけではございません。24年3月に、経過報告として議会のほうにも報告をさせていただいております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

飛んだわけじゃないですけども、4年間あるよね。僕は4年間の間に飛んだみたいな気がするんです。

この要望書が出たときにいずれも要望が認められなかった理由、これは6月のときにも申しました。北口の改札、それから終日改札、これを認めない理由として、JR側は、設置にかかる設備費や設置する人件費等を含む全ての費用を町が負担したとしても、単発的なことであり、将来的にJRが負う負担、リスク及び町が費用負担、財源確保できるという確約はないもので、認められないということをJRは言っておるわけです。北口の改札すら、蟹江町につくることを認めんと言っというてですよ。今回30億円の計画ですがね。30億円の計画、橋上駅、自由通路はオーケーって、僕はどうしてもそこが腑に落ちんです。だから、この

4年間にそういう方向転換をしたということがどうしてもわからないものですから今回もう一度質問をさせていただいておるわけですが、町長、この辺の流れはどうなんですか。

○産業建設部長 志治正弘君

すみません、何度もご説明をさせていただいておるんですが、基本的に、JRの考え方というのは、臨時改札をつくった当時は日本国有鉄道の時代でございました。いろいろな方の働きによって今の改札がなし得たものと思っております。

今協議を進めておりますのはJRでございます。日本国有鉄道からJRに変わって以降、JRの考え方というのは揺るぎないものがございます。新たな改札口は全てノーです。JRがリスクを負うものは全てノーです。これは当町だけではなく、どの自治体に対しても、JRは同じようなスタンス、姿勢を示しております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

JRが何のリスクを負いましたか。

○産業建設部長 志治正弘君

例えば、これから町が要望していることを受け入れていただいて、仮に、今の臨時改札が常時改札、北口改札ができるようになりますと、例えば、その費用も全部町が持つてという話も協議の中でしておりましたので、見た目には全くJRの負担がないようにも思いますが、そこでもし何かあった場合、やはり、鉄道事業者としてJRの負うリスクはございますよね。将来的に、そこに職員が張りつくとか、いろいろな面でリスクはあると思います。ただ、具体的にどういったリスクがあるということまでは、JRは言っておりません。そんな中で、先ほど申し上げたように、スタンスとして、姿勢として、もう一切だめなんだということ言われておるんです。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

だから、今度橋上駅と自由通路をつくるわけでしょう。これが何のリスクと関係、JRのリスクがあるんですか。リスクって、どう理解すればいいんですか。もう一遍お願いします。よくわからん。

○産業建設部長 志治正弘君

すみません、まだ頭の中を整理し切っておりませんのでまともな答弁になるかわかりませんが、今やろうとしております、唯一JRが認めたのが、南北に整備した駅前広場を自由通路で結び駅を橋上化する。この方法の中で、基本的に、JRの財産、今はJR蟹江駅ということで、南側に平面駅を持っているんです。その機能を橋上駅ということで上に移すわけですけれども、そんな中で、先の話をして恐縮なんですけれども、将来的にできた暁は、そのJR蟹江駅というのは当然JRの負担になります。自由通路は道路法の道路になります。都

市計画施設としての位置づけになります。ですから、地下道だとか、その辺の町道と一緒に、町がこれからメンテナンスを含めて費用負担をしながら維持管理をしていくものになります。

今の負うリスクとしては、今あるものを機能移転する駅舎のリスクというか、その維持管理は当然のことながらJRでやる。自由通路の部分は行政側がやるということです。

○8番 黒川勝好君

志治さんの言っていることはわかるんですよ。さっきの費用のことですがね。蟹江町が断られたJRの言い分ですがね。あの言葉をかりて言うならば、なんにもやりませんがね。蟹江町が30億円使ってあれをつくれれば、JRの言うとおりのことをすればいいわけですか。我々の言うことは全く聞かん、向こうの言う分を100%聞けば、幾ら使っても、50億円でも1,000億円でも、やればいい。たった北口をつくるだけの、30億円はかからんと思うんですね、普通の北口をつくるだけで。それは、将来的にJRが負う負担及び町が費用負担できるという確約がないって、そこまでJRは蟹江町に言い切っておるわけですよ。それなのに30億円はつくっていいというのは、僕はそこがよくわからんですよ。その辺の理解を教えてください。どうやって理解すればいいですか。

○産業建設部長 志治正弘君

何度も同じような答弁になって恐縮でございますが、JRの考え方、姿勢は、新たにつくるものはだめだということの中で、質問の答弁の中に申し上げたとおりに、唯一JRが認めたことが、この橋上駅化なんです。南北で整備した駅前広場を自由通路で結んで橋上駅にして、南北間の交流を図る手だてとするということです。

○8番 黒川勝好君

JRの言うことはいいんだ。蟹江町の言うことは聞かんのだ。僕はそう思うね。これ、だけど、絶対おかしい。自由通路と橋上駅をつくることは何も反対しておりません。何も反対しませんよ、うそじゃありません。これはね、あそこに住んでいる人たち、北口、自由通路を24時間通れば、本当にいいですよ。だけど、今現在自動改札があるじゃないですか。僕はそこを言っているんですよ。

いいですか、勘違いせんといってくださいよ。今自動改札があるじゃないですか。平成17年、ちょうど時を同じくして、町長が就任したときだよ。町長になったときだよ。町長のお力かなと思っただけですけども、自動改札をつけていただいたじゃないですか。今、覚書も何もない。臨時で昭和26年に改札ができた。何も覚書がないじゃないですか。いつまで臨時ですか、64年たつとるですよ。おかしいじゃないですか、こんなこと。自動改札があつて、なぜ9時で切らなあかんのですか。誰も人がいませんがね。改札に職員おりますか、いませんよ。9時過ぎると、職員がわざわざシャッター閉めに向こうから歩いてくるんですよ。なぜそんなことをするんですか。僕はそれを言っただけですよ。それは、本当に北口がなかったら

つくってほしいですよ。不便なもの。みんなそうですよ、そんなこと。だけど、昭和26年から北口はあるじゃないですか。地元の要望であけていただいたじゃないですか。

もう一つ言うなら、何でもっと頑張れないんですか、町長。なぜもっと頑張って、9時以降あけろと言えんですか。JRは言いつ放しじゃないですか。今の志治さんの話だって、JRの言うことは聞いて、何でこっちの言うことは聞いてもらえんですか。そんなわけのわからんことあるですか。東効線の話だって、話が変わっちゃうですけれども、蟹江町って、みんなJRの言い分ばかり聞いておるじゃないですか。もっとリーダーになってくださいよ。なぜ9時までしかあかないんですかと、僕はそれだけです。本当になかったら、つくってもらわないかんですよ。北口、自由通路と橋上駅で結んでもらわなあかんですよ、なかったらね。立派な自動改札があるじゃないですか。それを9時で閉めて笑つとるんですか。それはちょっとおかしいじゃないですか。町長、もう一回。

○町長 横江淳一君

落ちついて聞いていただけるとありがたいと思います。

力不足は大変申しわけございません。精いっぱいJRと交渉をさせていただきました。私も憤りを感じているのは、黒川議員と同じであります。それだけのご理解をいただきたいと思えます。

26年の話は私も知りません。定かな情報は入っておりませんので、ここで申し述べることはできませんが、しかしながら、JRの考え方を我々がすべからく理解するのは無理だなというふうに思いました。どうして9時でやめるのか、それも全く我々の及ぶ範囲以外の話であります。どうしてつくらないのかというお答えも、我々の答えではありません。JRが考えることだというふうに理解をしております。これは、JRばかりではなくて、鉄道事業者、すべからく鉄道の運行、公共性を考えたときに、いろいろな制約があるのではないのかな、そんなことを考えるわけであります。

この自由通路につきましては、実際、何もしてないんじゃないかということを書いてみえるかもわかりませんが、私が行ったのは3回、非公式で4回であります。担当者とは絶えず連絡をとりながら、せつかく北側に潤沢な市街地ができます。そこを自由通路で結んで南北のつながりをよくする。そして、それをやることによって、蟹江町の玄関であるJR、もちろん近鉄蟹江駅の整備も必要であります。そんな中で、南の駅前広場の開発、そして新本町線も北に通じるというのも、ある意味、今停滞した状況であります。それも含めて、旧七宝町、そしてあま市の皆さん方もご利用いただける、ひょっとするとこちらへ来て、そこで住んでいただけるかもわからない。もう一つ言うと、そこで買い物をしていただけるかもわかりません。ある意味、あま市さん、そして、いろいろなところの協力を得ながら、今言われている地方創生も相まりまして、我々としては、粘り強くJRさんとこれからも交渉していきたいと思っております。

ただ、橋上駅について、今いみじくも黒川議員が賛成だというようなことをおっしゃって
みえたんで、我々としては、できる限り頑張っ、建設費のことも含めて、これからしっか
りやってまいりたい。これは公益に寄与するところが大変多いというふうに思います。特に、
地方行政、これから単独だけではなくて、東効線のつけかえも含めて、いろいろなところと
協力していかなきゃいけない。こんなことを思いますと、JRの橋上駅は必須であります。
ぜひともご理解をいただきたいと思います。

○8番 黒川勝好君

ちょっと話が違うんですよ、町長。僕は賛成と言いましたよ、橋上駅ね。なかったらつく
らなあかんです。北口がどこも入るところがなかったら、やはり、南北というのは必要です
よ。北にあんな立派なのをつくっていただいたもんね。整備していただいたら、今度は南で
すわ。南もやらないかんですよ。そのためには自由通路も必要ですよ。

だけど、何遍も言っておるじゃないですか。あるじゃないですか、北口の改札。それで、
あなたたちが勝手に臨時でと言っただけじゃないですか。どこも覚書はないじゃないです
か。臨時ってどこに書いてあるんですか、覚書はないって言ったじゃないですか、そうでし
ょう。そこのところですがね。あるものを使えば、30億円ですよ。

きょう朝からずっといろいろな方が質問されてみえます。さっきの戸谷さんの質問でもそ
うじゃないですか。いつも雨が降れば、決まったところが冠水するんですよ。だったらそれ
をどうするの。それをやるにはお金が要るじゃないですか。費用対効果、順番があるじゃな
いですか。今のJR関西線、単線ですがね。あれ将来的に複線になる可能性はあるんですか。
南の改札をして乗降客がどれだけふえるんですか。今、近鉄蟹江の北口、ロータリーから奥、
東のほうにもう一つロータリーをつくってやっていこうという計画がありますよね。それだ
って莫大なお金がかかるんじゃないですか。あそこに、近鉄さんは、ちゃんとホームに上がれ
るように町がやれば細工をしていただけると、この間全員協議会の話があったじゃないです
か、違いましたか。これは僕の勝手な話ですか、違いますか。だって、あそこの奥にロータ
リーをつくらって、どっちみち戻って来なきゃいかんもんで不便ですがね。ということで、
僕はたしか全員協議会で質問したと思いますが、勘違いでしたらごめんなさい。

今の話に戻りますけれども、あるんだもの、みすみす30億円使う必要ない。あるものにな
ぜまた30億円かけなあかんのですか。それがどうしても僕はわからないと言っておるの。

9時以降がどうして通れないのかがわからない。どうしてリスクが伴うんですか。昔なら、
切符を切る駅員さんがみえるわ。その人にお金を払わないかん。いろいろな事務手続が要る
と思うけれども、今は自動改札じゃないですか。わざわざ9時にあそこのシャッターを閉め
に来るんですよ。最終が終わって閉めに来て、どこが違いますか。一つも変わらんじゃな
いんですか、リスクも何も無いじゃないですか。1回来るだけだもの。1回閉める時間が、9時
に閉めるか、最終の11時ですか、12時ですか、そこで閉めに来るのか、何も変わらんじゃな

いですか。そこところが僕はどうしてもわからん。

3回か4回町長が行っていただいたと言ってみえますが、僕は何回でも聞きたい。わからない。もちろん、誠意で一生懸命やってくれておると思いますよ。一生懸命やってくれとるのはわかりますよ。誰も行かにゃあつうせんでしょう。30億円だもの。だけど、30億円みすみす使うんですか、あれに。それがわからないと言っておるの。僕にわかるように説明してください。

○産業建設部長 志治正弘君

改めまして、議員おっしゃるとおりです。平成10年からJRと協議を始めました。最初は、改札口がありますもん。だから、何とかこれを利用させてくださいというのが事の取っかかりでした。プラスアルファで、できれば、将来的に今のホームのすぐ北側にロータリーを備えた駅前広場が整備される計画がもう立案されていますので、できれば改札口を北口に新たにをつくっていただきたいというのが、プラスアルファの要望でした。あるものから交渉は始めています。

そんな中で、申しわけございませんが、やはり、らちが明かんかったというのが事実でございます。基本は、町としても、あるものを、何とか安価に利用者のために常時開設ができないかということ。ただ、悲しいかな、これは全て鉄道事業者のところでの話で、鉄道事業者の判断で、基本的に始発から9時まで、それ以上はやらない。あくまでも、鉄道事業者の考えで今の状態があると考えて、理解しております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

朝までやっておったって一緒だと思うんだけど、そこがわからんで僕は聞いているんですよ、6月も9月も2回も続けて。そんなにJRって地元のあれを聞いてくれんのですか。同じ人間同士がしゃべって、同じ誠意を出してしゃべっても、JRってそんなに聞かんところなんですか。僕は知らないですよ、一回も会ったことないでね。だけど、3万8,000人近い町民の代表、親分、町長さんがわざわざ出向いて、向こうのトップとお話をされたわけでしょう。誠意が届かんのかね。

ないならないんだけど、あるんだもの。9時まであいておるんだもの。その事情は知ってみえるのかね。知ってみえるだろうね。知らずとしゃべるわけないもんね。そこがどうしてもわからない。30億対ゼロ円だもの。それを認めるわけにいかんですよ。今いっぱい、朝から、さっきも言ったとおり、皆さんいろいろな問題点を抱えてみえる。それには、やはり税金ですよ。我々のポケットマネーで直すわけじゃない、税金ですよ、皆さんにいただいた税金でやるわけですよ。1円たりとも無駄にしちやいかんわけ。1円たりとも無駄にしちやいかんということになれば、JRだってわかってくれんのかね。僕は不思議だね。平成10年から、横江町長からでも、もう10年ですがね。わかってもらえんのかね。このまま許して、橋

上駅をつくられるおつもりなんですかね。ゼロ円か30億円かですよ、本当に。あけりゃ1銭も要りません。時間の撤廃をしてくれれば北口から入れます。南へも行けます。1銭も要りません。JRに1銭もリスクをかけません。あるのにわざわざ30億円かけて、それも、駅舎をつくったたら、駅舎はJRのものですがな。蟹江町はそこを道を通してもらうから、そのお金だわね。冗談じゃないですよ。どうですか、町長、もう一回お答えください。

○町長 横江淳一君

ゼロか30億円かという議論はちょっと別といたしまして、先ほどから申していますとおり、交渉には大変難航をいたしました。早い時期に結論を出したんじゃないかというご指摘もいただいたのも事実であります。しかしながら、駅北の区画整理事業が進んでまいりました。供用開始をして、今では860人から70人の住民の方、蟹江町のこちらから移住された方もありましょう、よそからかわってみえた方もありましょう。大きなショッピングセンター、そして、ショッピングができるような潤沢な地域ができました。これから蟹江町もいろいろな形で、ちょっと下世話ですけども、税金の徴収もできるのではないのかな、そんな状況の中での一つの大きなまちづくりの拠点があそこにできる。その以前から、実は交渉をさせていただいていたのも、先ほどからの説明であります。

黒川議員が今ずっとおっしゃってみえる、確かに、今現在改札口、自動改札があるじゃないか、これを使ってもらえばいいじゃないか、同じような言葉を、私は幾度も幾度も向こうにご説明を差し上げました。ご理解をいただきたいと思います。力がなかったせいなのか、大変申しわけなかったわけでありますけれども、ただ、唯一、自由通路を使って行き来をしたらどうだという向こうの譲歩の意見が——今書類を持っておりませんので——ありました。あとは、担当者の中でいろいろな計画を練り、そして、調整をしてまいりました。それが、今の橋上駅化的な問題であります。もちろん、駅舎の建設については、建設費用は、全体からいくと大変少ない状況であります。JRさんが全て負担をさせていただくことになると思います。

ただし、自由通路につきましては、これは当然社会資本整備総合交付金の対象にもなりますので、これはしっかり町道として認定をさせていただき、東効線を通られる方があれば、例えば、そこへ回っていただいて自転車も乗れるようなエレベーターを設置していただければ、足の悪い方でも向こうへ渡っていただける、こういう利便性もあるのではないのか。

そんなことも含めまして、確かに大きなお金の支出であります。1円たりとも税金は無駄にすることができません。しかしながら、将来のことを考え、蟹江町の玄関口として、そして、リニアインパクトも考えた中でしっかりと前に進んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番 黒川勝好君

そうすると、どう言ったって、町長はおつくりになるつもりなんだ。あとは、議会が通れ

ば事が済むということですよ。あしたの朝までやっておりたいですけれども、時間の決まりもありますので、まだ7分ありますけれども、同じことばかり言っておっても、後の方がみえますのでやりませんけれども、ただ残念なのは、本当に30億円あったら何でもやれますよ。蟹江町の一般会計は100億円ですがな。100億円のうちの30億円使っちゃうというんですよ。それは一遍には使わんですけれどもね。

この間委員会で浜松市の高塚駅を、ことしできたばかりだって、JRの同じようなものを見てきました。あそこは一般会計が3,000億円ですよ。それで25億円ぐらいの。JRってみんなほとんど一緒ですがね。僕らも橋上駅をいろいろ見てきましたけれども、作り方もほとんど一緒ですわ。そこは25億円ぐらいです。浜松市に4つ駅がある。そのうち3つはもうつくったのかな。そういう説明を受けました。一般会計が3,000億円です。25億円でつくった。蟹江町は100億円ですよ。100億円で30億円をやるんですからね、立派なもんだ、これは、皮肉を言って申しわけございませんがね。

ただ、本当に、町長の腹は決まっておるようですので、僕はこれ以上言ったってしょうがないですから、だったら、何か一つJRから取りたいですね。僕の腹がおさまらん。わからんですよ、まだこれ予算出てきていませんからね、議会で否決すれば終わりですからあれですけれども、今の町長の腹もわかりましたし、みんなそういう流れになって。だったら、百歩下がって、できるまであけてくれって。JRの言うことを聞きますから、できるまでは、少なくともあそこの自動改札をあけてください。こんなことを僕が勝手に言ってもいかんですけれども、何か取ってきてくださいよ。100%JRの言いなりなんて、僕は絶対腹の虫がおさまらんですね。

あと、建設費もそうですよ。あそこは蟹江町だけが使っておるんじゃないですよ。JR蟹江駅は、蟹江町だけじゃないでしょう。3割、4割はよそじゃないですか。僕もきちっと数字は出したことがないですけれども、ちらっと聞いた話です。だったら、よその町村にもある程度の負担をいただいてもいいんじゃないですか。そういうこともいろいろ、僕だけが反対しておるのかな。

(「私も反対」の声あり)

だったら、何か取ってきてくださいよ。じゃなきゃ、僕は腹の虫がおさまらんですね。こんな100%JRの言いなりで、立派な改札口があるのに、あけられません、30億円使って蟹江町がつくるなら許してやります、そんなばかな話は、僕は嫌ですね。町長、何か方法はありますか。

○町長 横江淳一君

黒川議員のおっしゃってみえることもよくわかりますが、一つだけ考え方に相違があるなと思いますのは、我々はJRのためにつくるわけではございません。蟹江町の、この地域の皆さんのために、未来永劫皆さんが使っていただく。もちろん、先ほどから申し上げますと

おり、近隣の市町村さんは駅を使われます。近鉄蟹江駅も一緒です。近鉄富吉駅のエレベーターのとき、そうではなかったですか。もう全てお忘れになっているかもわかりませんが、愛西市に負担金を求めるなんていうことができるわけがございません。それは、やはり、地方自治体との、しっかりと自治法の中にうたってございます。ある意味、国にもそういうお金を、地方創生の問題とかということいろいろ、我々も、これからもチャレンジをさせていただきます。

JRのために何をするかではなくて、JRをお願いをして、我々は地域と一緒にあってJRの中に入って、この地域の活性化に向かって。30億円です、大変大きなお金ではありますが、単年度予算で支出することは当然難しいことだと思っております。長期の起債を張ることでもあります。最終的には皆様方に議決をいただくこととなると思います。もうしばらく時間がかかるかもわかりませんが、我々としても、税金の無駄遣いにならないように、しっかりとした計画を立てて議員の皆様方にお示しをし、前に行きたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長 高阪康彦君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

質問8番 飯田雅広君の1問目「病児・病後児保育を実施せよ」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○7番 飯田雅広君

7番 飯田雅広。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問いたします。

まず、今から幾つかの質問をさせていただきますが、諸先輩議員にはご承知のこともあると思いますが、議員1年目でございますので、どうぞご了承ください。

それでは、まず1問目。

少子・高齢化社会の現代において、親が最も困難を感じるのは子供が病気の時だと思います。その際、病気の子供を一時的に預かる取り組みがあります。この取り組みについて伺います。

例えば、こういう事例があると思います。朝方急に子供が38度の熱を出した。母親が病気で入院している。父親はその日大事な会議があるので仕事が休めない。預けられるような祖父母もいない。こういうときは、本当に大変困りますよね。もちろん、親は子供が病気ときはそばにいてあげたいと思います。それでも、どうしても難しい場合もあると思います。そんなときに必要なのが、安心して子供を預けられる病児・病後児保育です。しかし、蟹江町では病児・病後児保育を実施してはおりません。子育て支援として、蟹江町としても病児・病後児保育を実施すべきと考えます。

なお、簡単に制度の説明をしますと、病児保育事業は、児童が病気の回復期に至らない場

合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。病後児保育事業は、児童が病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な時期において、当該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。実施要件として、病児保育事業は、病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師、または助産師——まとめて看護師等とします——を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるため、保育士を利用児童おおむね3名につき1名以上配置すること。病後児保育事業は、児童の看護を担当する看護師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるため、保育士を利用児童おおむね3名につき1名以上配置することとなっています。

そこで、3つお聞きします。

1つ、病児・病後児保育の実施を求める住民ニーズをどのように把握されていますか。保育所等、アンケートを実施したことはありますか。

2つ目、医師会や医療機関との連携をどのようにとられていますか。例えば、事業者の紹介など、そういうようなことがあったりとか、もしくは、まだないということでしたら、どのような連携をとる予定がありますか。

3つ目、町で病児・病後児保育を行ってくれる事業者の申し出等はありませんか。

以上です。

○子育て推進課長 寺西 孝君

答弁をさせていただきます。

まず、1つ目のご質問でございますけれども、病児・病後児保育の実施を求める住民ニーズの把握でございます。

町では、平成25年におきまして、小学生児童と就学前児童を持つ保護者の方約2,000名に対しまして、子育てに関するアンケートを実施いたしました。アンケートの設問で、平日の教育・保育を利用する保護者に病児・病後児保育施設等の利用希望をお聞きしましたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とお答えされた方が44.3%、「利用したいと思わない」とおっしゃられた方が54%でございました。病児・病後児保育施設等を利用したいとお答えされた方に希望するサービスをお聞きしましたところ、「小児科に併設された施設で子供をみてるサービス」が78.8%、「幼稚園や保育所等に併設された施設で子供をみてるサービス」が71.5%——これは複数回答可でございます——となっております。また、病児・病後児保育施設等を利用したいと思わないとお答えされた方に理由をお聞きしましたところ、「病児・病後児を他人にみてもらうことが不安である」、そうお答えされた方が59.2%と最も多く、次いで、「父母が仕事を休んで対応する」と答えられた方

が57.8%でございました。

続きまして、医師会や医療機関と連携を図る必要はどうかというご質問でございます。

今議員がご説明いただきましたとおり、病児・病後児保育とは、児童が病気及び病気の回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない場合に、一時的に施設で保育する制度でございます。児童をお預かりする基準は、医師及び医療機関に判断を委ねることになりますので、医師会や医療機関の皆様と連携を十分に図る必要があると考えております。また、病児・病後児保育を実施希望される事業者の方は、現在のところございません。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

アンケートを実施されたということで、44.3%の方はニーズがあるということで、残り54%の方は今のところ特に求めていないということですが、その中の59%の方は、他の人に面倒を見てもらうのが不安だというお話でした。この必要じゃないとおっしゃられる方も、まだ制度としてよくわかっていらっしゃらないという方もいらっしゃると思います。これがもし実施されるということになりますと、口コミ等で広がっていくと、この44%という数字ももっとふえて、利用したいと思われる方がふえていくんじゃないかなというふうに思います。

やっていただける事業者はないということですが、私も、病児・病後児保育を行ってくれる事業者を、医療機関を中心に幾つか声をかけさせていただきましたが、正直なところ、見つかっていません。1つ、あるクリニックが、必要な制度だと思うので考えますというふうにおっしゃっていただけていますけれども、やりますというふうには、まだお答えいただけておりません。また、違う医療機関では、基本的に小児科のドクターがやるのでうちはちょっとというふうで断られてしまっているんですけども、先ほども内容を説明させていただきましたが、看護師等と保育士は必要なんですけれども、ドクターは必要ではありません。そういう意味では、医療機関ではない事業所でもできる、そういう意味の事業でありますので、参入のハードルというのもそんなに高くないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、質問を3点ほどさせていただきます。

実施してくれる施設、事業者が見つかった場合、どのような対応、進め方をさせていただきますか。

2つ目、町の直営でやる予定はありませんか。町には、保育士は当然いらっしゃると思いますけれども、保健センターと高齢介護課に合わせて10名保健師さんがいらっしゃると聞いております。保健師の仕事をしていくには看護師の資格がないとできません。そういう意味では、看護師の方がいらっしゃるということになりますので、その皆さんを活用していただいて、直営でというのはどうでしょうか。

3つ目、町の直営でやれるということでしたら、いつからできますか。また、もし町の直

営ではできないということでしたら、なぜできないのでしょうか。課題は何でしょうか。何を解決すればできるようになるのでしょうか。お答えください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

お答えをさせていただきたいと思います。

病児・病後児保育の実施を希望する施設が見つかった場合、どのような対応をするのかというご質問でございます。

先ほど答弁をさせていただきました子育てに関するアンケート調査において、病児・病後児保育施設等を利用したいとご回答をいただいた保護者の方は、小児科に併設した施設で子供を見てくれるサービスを約8割の方が望んでおられます。このことから、町といたしましても、医療機関の方に病児・病後児保育を実施していただけるのが最もふさわしいと考えております。病児・病後児保育をお考えであるならば、国の子ども・子育て支援交付金の制度を活用させていただき、事業として実施させていただくことも可能でございます。町は、事業者である医療機関の方に委託する形で補助をさせていただくことも可能でございますので、これを第一に考えております。

続きまして、町の直営でできないかというご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

今のところ、医療機関での病児・病後児保育の実施を第一に考えております。看護師資格を有する保健師の活用につきましては、町民の皆様の健康管理を担った専門職として、健康推進課、高齢介護課に保健師が配属されております。今の保健師の人数、体制のままで病児・病後児保育を実施するには、大変厳しいのが現状でございます。

続きまして、いつからできるのか、できないのなら、どういったところが課題なのかというご質問でございますが、町が直接事業を実施するならば、新たな保育スペースの確保が必要となってまいります。病児・病後児保育施設として町のどの位置がふさわしいのか、または、町の施設に併設するならばどの場所がふさわしいのかを初め、補助制度がない中で、建設費等がまた問題となってまいります。また、職員等の配置も検討していく必要があると思っております。

よって、繰り返しになりますが、現段階では、医療機関において病児・病後児保育事業を実施していただきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

スペースのことに言えば、例えば、どこかあいている部屋があればやれる事業だと思いますので、そのあたりもご検討いただけたらなというふうに思います。

県内の病児・病後児保育実施市町村は、54市町村中34市町村が実施しています。町のレベルでは、東郷町、東浦町、大口町が実施しています。愛知県下で見れば、半数以上の市町村

が行っている事業です。そういう点では、蟹江町は非常におくれていると思います。ただ、海部地区においては、津島市が行っているだけです。この地区で見れば、蟹江町が病児・病後児保育事業を実施するということは、子育て支援に力を入れていると、海部地域住民の方には非常に理解してもらえることになるかなというふうに思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

人口減少時代に入りまして、50年後に蟹江町が消滅していないようにするためには、若年層に住んでいただける町にしていく必要があります。この病児・病後児保育を実施するということは、その選ばれる一つの要素になるんじゃないでしょうか。弥富市、あま市に住んでいる方が、蟹江町で病児・病後児保育をやっているから移り住もうかな、そういうふうに見える一つのきっかけになるんじゃないでしょうか。

女性の年齢階層別就業率のグラフがあります。今新しい資料を持ってきてないんであれなんですけれども、こういうグラフがあります。これはM字カーブとよく言われますけれども、昭和のころに比べると、このMの形がなだらかになってきています。つまり、この谷の落ちている部分が上に上がってきているということは、やはり、働いている女性が非常に多いということに思いますので、本当に病児・病後児保育のニーズはあると思います。

男女共同参画社会において、このような病気の子供を預かる制度の充実が望まれます。我が町での病児・病後児保育に対する現状と今後の方針について、町長はどのようにお考えになりますか。お聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員の「病児・病後児保育を実施せよ」についてご答弁を申し上げたいと思います。

今、担当者がほぼ申し上げました病児・病後児保育の件であります。この件につきましては、実は、昨年度もほかの議員さんから質問をいただきました。我々としては、先ほど基本的な考え方を述べさせていただきましたが、国会議員の先生方にも相談をし、実は、医療機関にお願いをしたところもあります。しかしながら、まさに、今飯田議員がおっしゃったように、なかなか受け入れ体制がとれていただけないというのも現実でありました。

ご自分でお確かめになられたこともあるというふうに聞いておりましたし、実際、我々も、蟹江町で独自でやる方法も考えてみました。先ほど来、統計の中で、54市町村のうち34が実施している。実は、僕も調べたんですが、これは、皆さんが考えてみえる病児・病後児保育ではなくて、いわゆるファミリーサポート支援という形でやっているところがほとんどであります。東京のほうでアニという民間業者が、病院へ送って行って、また託児所まで戻ってくる、そういうのを一般の保育料でやっているところも、実はございます。

我々が今目指しているのは、特に、今後、弥富市、それから、多分近隣の町村でも、病後児保育ではなくて病児保育を中心にやるべきだというふうに僕は思っていますので、やはり、

病院の連携は絶対必要だというふうに思っています。むしろ、我々は、病院のほうにお願いをし、国の子ども・子育て支援新制度が4月に始まりましたので、そこでの国の交付金を使って部屋を1つつくっていただける。そして、それに対して補助をする。委託料もある程度出ますので、それで我々がサポートをするという形で進めていったらいいのか。

少なくとも、ファミリーサポート体制で、お互いをお願いします、そうではありませんよと言っても、施設では、病状によっては受け入れられないというふうに言っているところも、実はたくさんあるわけであります。特に、気管切開のたんの吸入はお断りですとか、具体的な例もたくさん上がってございます。

そうではなくて、やはり、先ほど飯田議員がおっしゃったように、蟹江町へ行けば安心して、延長、早朝、そして病児・病後児保育もやっているよと、そういう町にしていきたいなというふうに考えておりますので、担当者ともどもしっかり勉強させていただき、今年度しっかり、やっていただける病院が仮に見つかりましたら、我々も教えていただいて、一緒にプッシュをしていただき、一人でも多い方をスタートさせていきたい。ただ、今実施をしている中でも、本当に軽い方がほとんどでありまして、一定のレベルを超えますと非常に難しいということもございますので、一概にここでは言えませんが前向きに、前向きということはやらないということ、そういうことではありませんので、しっかりと前へ進めていく勉強をさせてください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 飯田雅広君

私も東京とかの事例を調べてみました。クリニックでやっていらっしゃるところもあるんですけども、1日1万円とかという利用料になっています。それぐらいあれば事業として成り立っていくと思うんですけども、例えば、愛知県、蟹江町で1万円というのは当然厳しい数字になると思いますので、2,000円、3,000円という金額になっていくと思います。そういう意味では、本当に事業としても厳しい事業になりますので、なかなか手を挙げてくれるクリニックさん等も少ないのかなというふうには思いますが、この病児保育自体、本当に万が一のセーフティーネットとして、共働きの多くなっている日本社会、また、シングルマザー、シングルファーザーがふえつつある現状においては本当に重要な政策だというふうに思っておりますので、保護者の状況によって病気の子供を預けなきゃならない場合がありますので、早期に蟹江町でもこの病児・病後児保育が実施できるようにお願い申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で飯田雅広君の1問目の質問を終わります。

お諮りいたします。

飯田雅広君の2問目はあしたに回し、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。
本日はこれをもって延会します。

(午後 4時40分)